

厚生労働省 令和3年度 障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度における姿勢保持に関連する
補装具の機能に関する調査研究
報告書

令和4年（2022年）3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

はじめに

障害者（「障害児」を含む）が姿勢を保持するために使う補装具には、座位保持装置や座位保持椅子が、移動をするために使う補装具には車椅子や電動車椅子がある。しかし、移動が主目的であった車椅子や電動車椅子に姿勢保持の機能が、また、姿勢保持が主目的であった座位保持装置に移動の機能が、そのニーズや必然性によって付与されてきており、重複した機能を持つ製品が多く存在している。これにより、これらの補装具利用者に補装具費が支給されるまでの過程で、製作事業者、更生相談所、市区町村それぞれが、座位保持装置と車椅子／電動車椅子のどちらを利用者に届けるか、検討・判断することが必要となる。

本調査は、この判断の過程において上記三者の業務に混乱が生じているか、どのように解決しているのか等、現状を明らかにすると共に、困り事を解決するための打ち手を提言することを目的として実施したものである。また、立位保持装置や臥位保持装置、座位保持椅子や立位保持具等、姿勢保持機能を有する補装具についても調査の対象としている。

調査は、製作事業者、更生相談所、市区町村に対するアンケート調査とヒアリング調査に行った。調査より、種目の判断・決定において、三者の中では製作事業者が最も迷い困っていることがわかった。その理由には、機能の重複や付属品の違い、価格の違い、自治体による判定結果の違い等があげられた。また、三者から共通して、複数台支給が許容されるのか、座位保持装置の完成用部品が妥当か、といった点への迷いもいくつかあげられた。

迷い困る状況下において三者および医療機関は情報連携を比較的行っていた。また、迷わないようにこれらの補装具費の支給の考え方を整理している都道府県があることや、考え方の整理のために地域の関係者が利用者の生活状況等を共有している例があること、等が分かった。また、全国統一の支給基準の設定等が求められていることもわかった。

本調査では、7つの提言をしている。特に全国統一の支給基準の設定、座位保持装置と車椅子／電動車椅子の切り分け方の整理、完成用部品の判定・支給判断の効率化のための情報整理、地域のニーズを製作事業者・更生相談所・市区町村で共有する取組の推進、は重複した機能を持つ姿勢保持に関する補装具をどのように利用者に届けるのかを整理する上で大変重要になると考えている。

最後に、本調査にご協力いただいた製作事業者、更生相談所、市区町村の皆様及び検討会の構成員・オブザーバーの皆様、座長をお引き受け下さった横浜市総合リハビリテーションセンターの高岡徹先生に深謝申し上げます。

令和4年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

I. 事業概要	5
1 背景と目的	5
2 調査方法	5
3 実施体制	6
4 事業スケジュール	7
II. アンケート調査	8
1 調査の目的	8
2 調査概要	8
3 調査結果	10
III. ヒアリング調査	108
1 調査の目的	108
2 調査概要	108
3 調査結果	110
IV. まとめと提言	131
1 困り事や工夫の実態	131
2 提言	133
V. 参考資料	137
1 アンケート調査票（製作事業者票）	137
2 アンケート調査表（更生相談所票）	146
3 アンケート調査表（市区町村票）	155

1. 事業概要

1 背景と目的

わが国の補装具費支給制度においては、補装具に係る名称や形式、基本構造や上限額等の具体的な事項が、義肢や装具、車椅子等の種目ごとに定められており、この種目に基づいて、補装具の製作や補装具費支給の判定・支給が行われている。

補装具費支給制度においては、利用者にとどの補装具種目を製作・判定・支給するかを判断することが、利用者に対する補装具支給の出発点となるが、移動を本来の目的とする車椅子や電動車椅子、姿勢保持を本来の目的とする座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具においては、それぞれの本来の目的にとどまらず、重複した機能を持つ製品が多く存在している。その結果、車椅子や座位保持装置等の補装具費の支給申請や支給判定において、求められる機能だけでは適切な分類を判断できず、補装具利用者に加え、製作事業者や市町村、更生相談所等、補装具の製作・判定・支給に関わる者の混乱を招いている。

そのため、本事業では、補装具の種目分類の見直しや今後の支給のあり方を検討することを目的として、既存の分類における課題や困り事等に関する実態調査を行う。その際には、併せて車椅子、電動車椅子に用いる付属品等についても調査を行う。

2 調査方法

(1) アンケート調査

アンケート調査は、全国の製作事業者 120 組織（抽出）、更生相談所 77 組織（悉皆）、市区町村 1,916 組織（悉皆）に対する郵送調査にて行なった。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査は、製作事業者、更生相談所、市区町村から各 2 組織、合計 6 組織に対する半構造化インタビューにて行なった。

3 実施体制

(1) 調査検討会の構成員

本事業を効果的に実施するため、補装具の製作・判定・支給に係る有識者および実務者等から構成する調査検討会を設置した。調査検討会の構成員は以下のとおりである。

図表 1 調査検討会の構成員

氏名	所属・役職
石丸 明子	新宿区 福祉部障害者福祉課支援係 主査
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部 企画部長
後藤 和章	一般社団法人日本車椅子シーティング協会 制度委員会 副委員長 日本ウイール・チェアー株式会社 取締役社長
◎高岡 徹	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長
田口 誠	武蔵野市障害者福祉センター 所長（作業療法士）
西方 倫彰	一般社団法人日本車椅子シーティング協会制度委員会 副委員長 株式会社きさく工房 代表取締役
吉羽 誠治	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課 身体障害担当課長代理

（五十音順、◎は座長）

(2) 調査検討会のオブザーバー

調査検討会のオブザーバーは以下のとおりである。

図表 2 調査検討会のオブザーバー

氏名	所属・役職
我澤 賢之	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 主任研究官
白銀 暁	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 福祉機器臨床評価研究室長
周藤 方史	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 福祉用具専門官（併任）企画課・障害福祉課 障害福祉専門官

(3) 事務局

本事業の事務局は以下のとおりである。

図表 3 事務局

氏名	所属
柴田 創一郎	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 マネージャー
太刀川 遼	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント
池永 藍	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 シニアコンサルタント

4 事業スケジュール

本事業は、以下のスケジュールに沿って実施した。

図表 4 本事業の実施スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン			★事業開始		★第1回検討委員会 (11/8)		★第2回 (1/21)		★第3回 (3/7)
委員委嘱 プレヒアリング			委員委嘱 プレヒアリング						
アンケート調査			調査客体の設計 調査票の設計	修正	発送準備・ 発送	回答 (3W)	データ集計 分析		
ヒアリング調査					ヒアリングの 企画	日程調整	ヒアリング実施		
報告書作成					報告書骨子案作成・修正		報告書作成		

調査検討会の日時、および主な議論の内容は以下のとおりである。

第1回：11月8日（月）13:00-15:00

- ・ プレヒアリング調査結果報告
- ・ アンケート調査企画

第2回：1月21日（金）13:00-15:00

- ・ アンケート調査結果報告
- ・ ヒアリング調査企画

第3回：3月7日（月）10:00-12:00

- ・ ヒアリング調査結果報告
- ・ まとめ、提言の検討

II. アンケート調査

1 調査の目的

製作事業者、更生相談所、市区町村に対し、それぞれの立場において製作・判定・支給の際に、混乱が生じる補装具の組合せや、混乱が生じる理由、困り事や工夫等を把握すること、また、ヒアリング調査の対象候補選定やヒアリング項目設定の際の参考とすることを目的として、アンケート調査を実施した。

2 調査概要

(1) 調査対象

アンケート調査対象及び調査客体数は以下のとおり。

図表 5 アンケート調査対象及び調査客体数

調査対象	調査客体数	備考
製作事業者（全国）	120	日本車椅子シーティング協会（JAWS）会員企業（全 139 社）のうち、車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子等の姿勢保持に関連する補装具の製作を行う事業者 120 社（補装具費支給制度を利用して一部直販を行っているメーカー、商社、介護保険の福祉用具貸与事業者を含む）。
更生相談所（全国）	77 (悉皆)	出所：補装具費支給事務ガイドブック 平成 30 年度 公示改正対応版 参考 2 連絡先一覧
市区町村（全国）	1,916 (悉皆)	市区町村役場リスト 出所：地方公共団体情報システム機構 (https://www.j-lis.go.jp/spd/code-address/jititai-code.html)

(2) 調査方法

郵送調査

(3) 調査期間

令和 3 年 11 月 30 日～令和 3 年 12 月 22 日

(4) 回収率

アンケート調査の有効回収数および回収率は以下のとおりであった。

図表 6 アンケート調査の有効回収数及び有効回収率

調査対象	有効回収数	有効回収率
製作事業者	96 / 120 件	80.0 %
更生相談所	69 / 77 件	89.6 %
市区町村	1,032 / 1,916 件	53.9 %

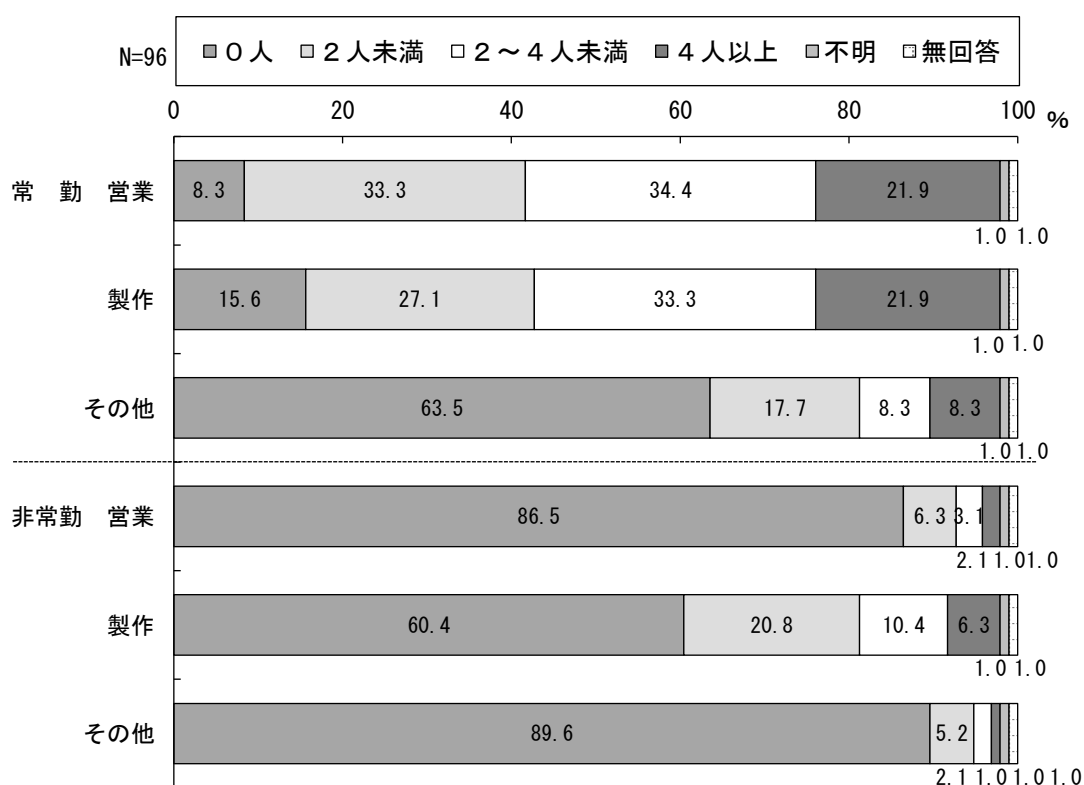
3 調査結果

(1) 製作事業者の回答

1) 補装具の営業・製作業務に携わっている方の人数、平均経験年数 (問2)

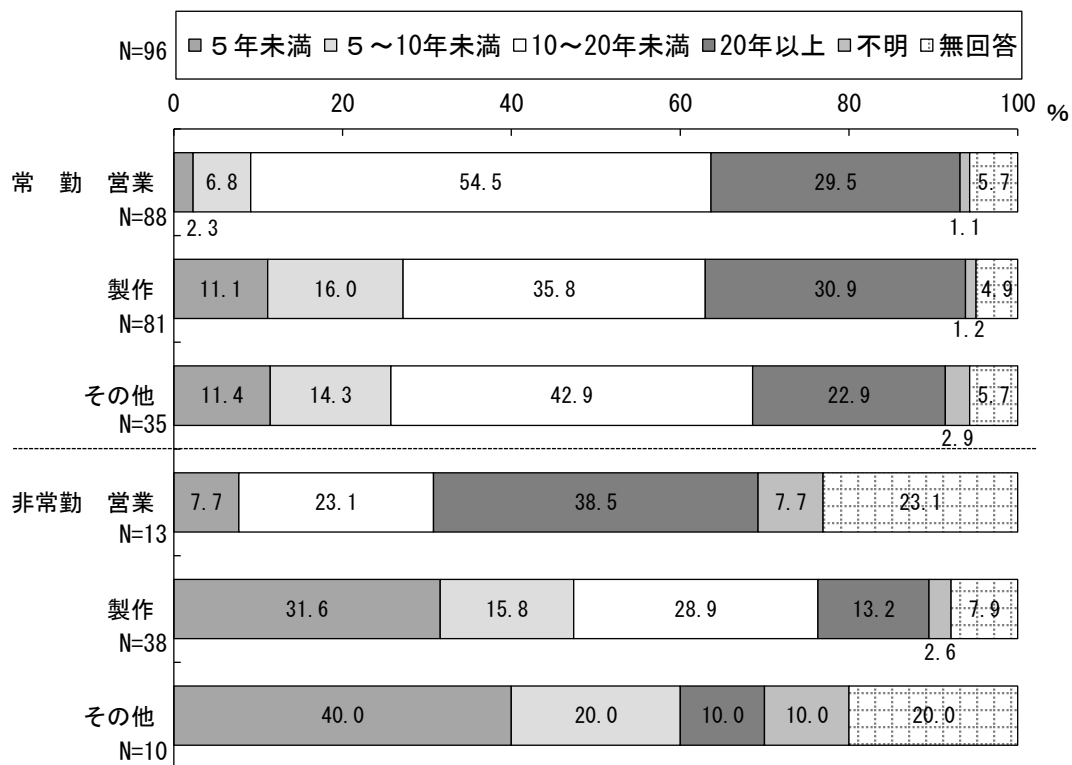
補装具の営業・製作業務に携わっている方の人数については、常勤は0人の回答を除き、「営業2~4人未満」が34.4%で最も多く、次いで「営業2人未満」、「製作2~4人未満」が共に33.3%であった。非常勤は0人の回答を除き「製作2人未満」が20.8%で最も多く、次いで「製作2~4人未満」が10.4%であった。

図表 7 補装具の営業・製作業務に携わっている方の人数



補装具の営業・製作業務に携わっている方の平均経験年数については、常勤は「営業 10～20 年未満」が 54.5%で最も多く、次いで「その他 10～20 年未満」が 42.9%であった。非常勤は「その他 5 年未満」が 40.0%で最も多く、次いで「営業 20 年以上」が 38.5%であった。

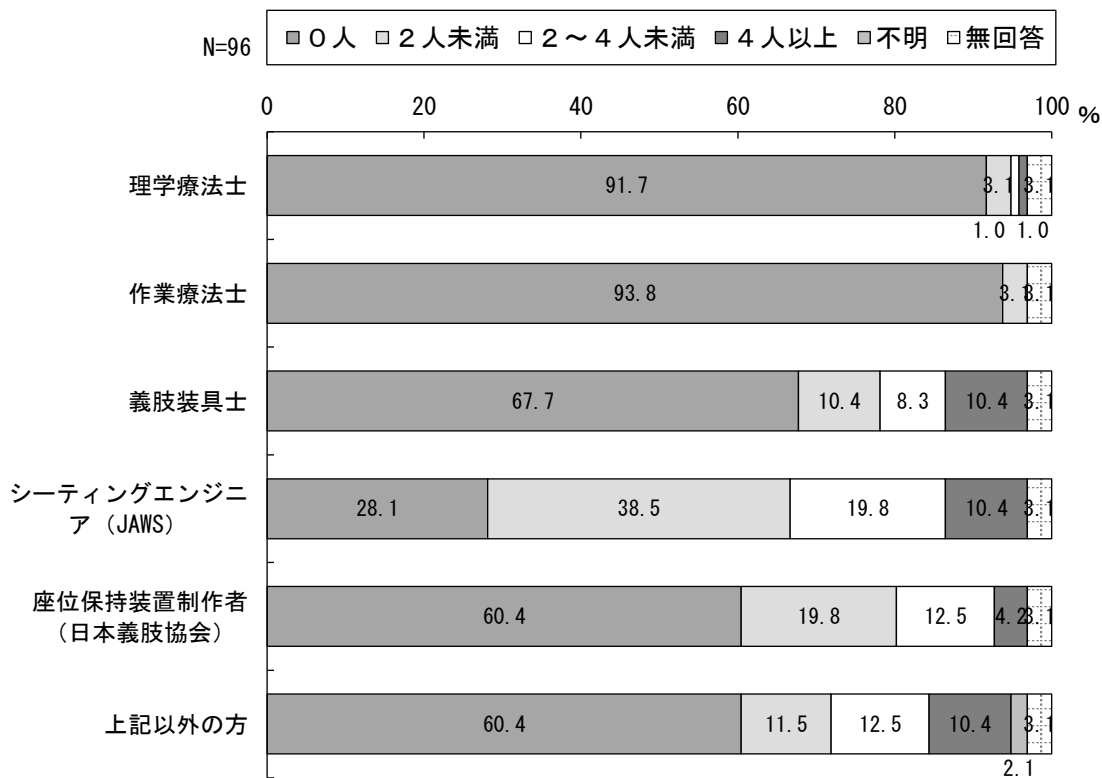
図表 8 補装具の営業・製作業務に携わっている方の平均経験年数



2) 資格保有者の人数 (問 2-1)

資格保有者の人数については、0 人の回答を除き「シーティングエンジニア (JAWS) 2 人未満」が 38.5%で最も多く、次いで「シーティングエンジニア (JAWS) 2~4 人未満」が 19.8%であった。

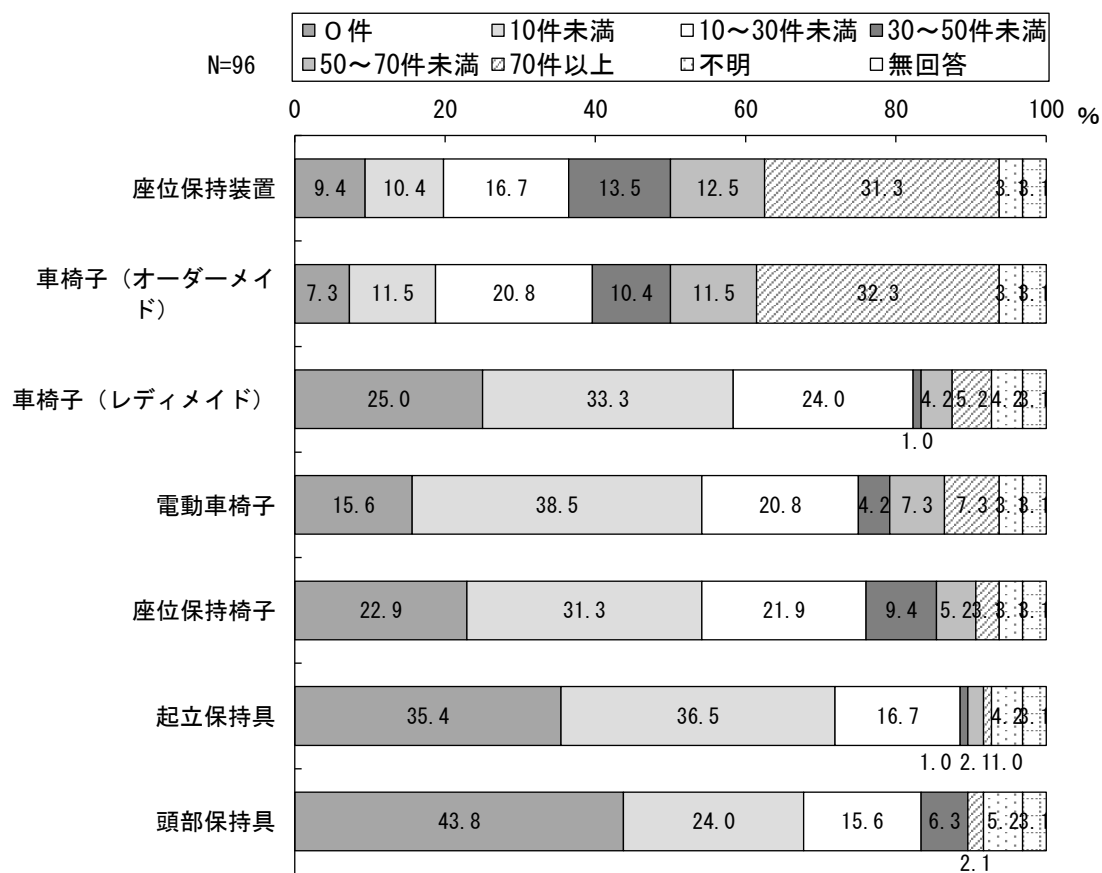
図表 9 資格保有者の人数



3) 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の企画・見積作成の件数 (問3)

昨年度の姿勢保持に関連する補装具の企画・見積作成の件数については、「座位保持装置」と「車椅子(オーダーメイド)」は「10~30件未満」が最も多くそれぞれ16.7%と20.8%となっている。「電動車椅子」は「10件未満」が38.5%で最も多い。

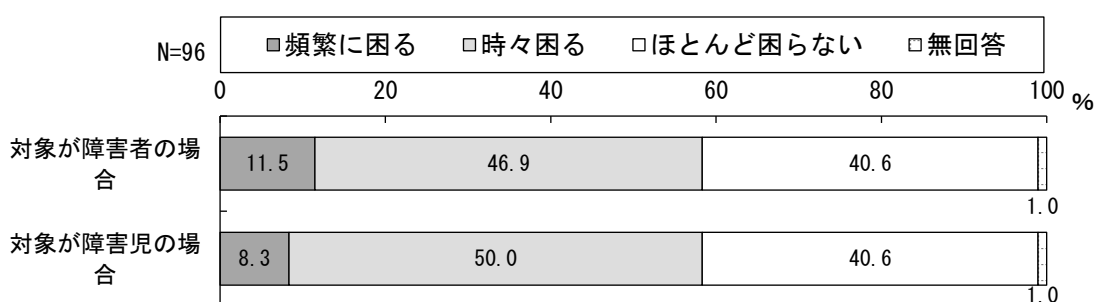
図表 10 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の企画・見積作成の件数



4) 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る頻度
(問 4①)

座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「時々困る」が46.9%で最も多く、次いで「ほとんど困らない」が40.6%であった。対象が障害児の場合は「時々困る」が50.0%で最も多く、次いで「ほとんど困らない」が40.6%であった。

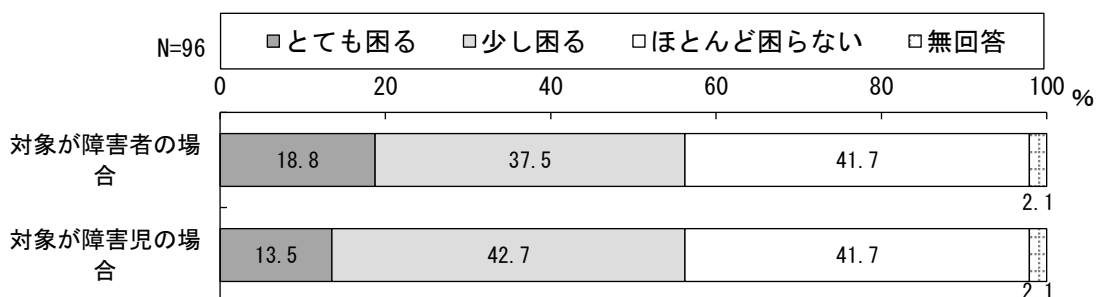
図表 11 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る頻度



5) 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る程度
(問 4②)

座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が41.7%で最も多く、次いで「少し困る」が37.5%であった。対象が障害児の場合は「少し困る」が42.7%で最も多く、次いで「ほとんど困らない」が41.7%であった。

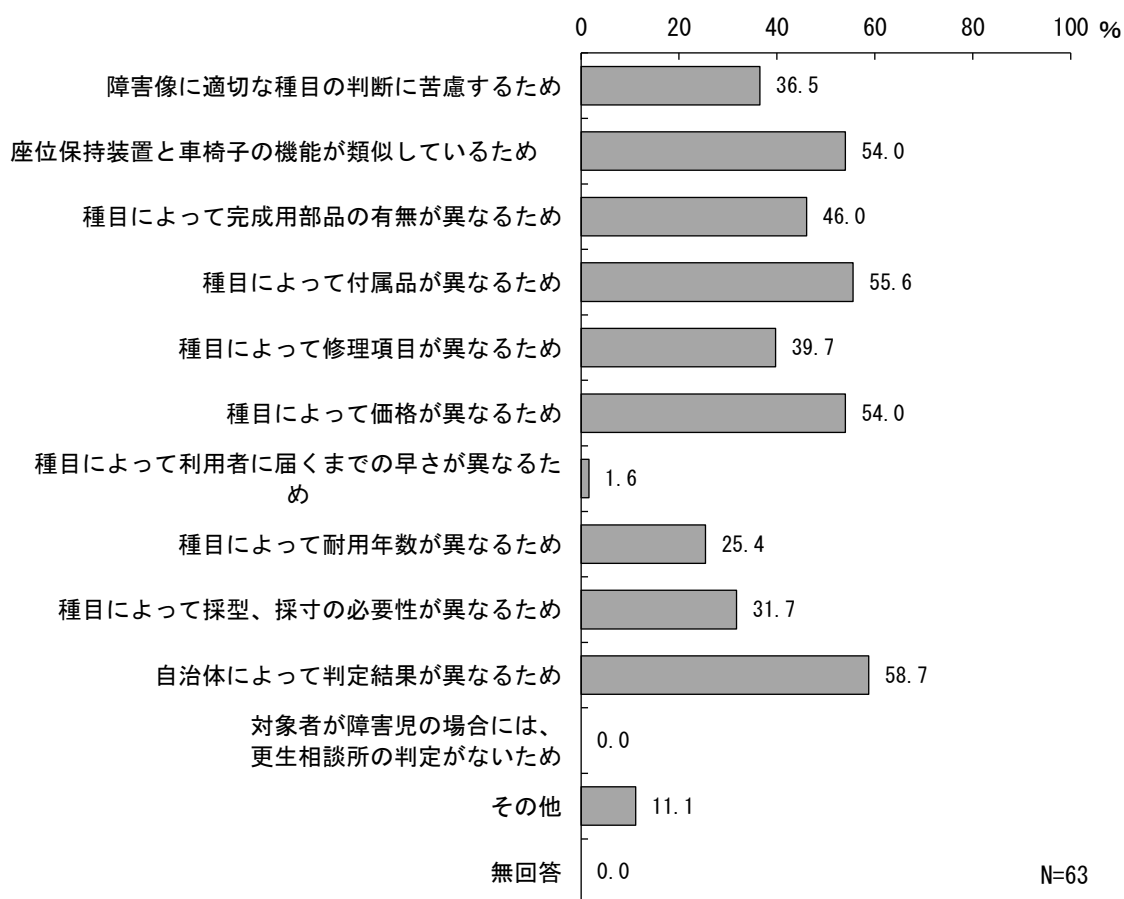
図表 12 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る程度



6) <問4の対象が障害者の場合に困る頻度、対象が障害児の場合に困る頻度、のいずれか、もしくは両方で「頻繁に困る」または「時々困る」とご回答いただいた方> 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る理由（複数回答）（問5）

座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る理由については、「自治体によって判定結果が異なるため」が58.7%で最も多く、次いで「種目によって付属品が異なるため」が55.6%であった。

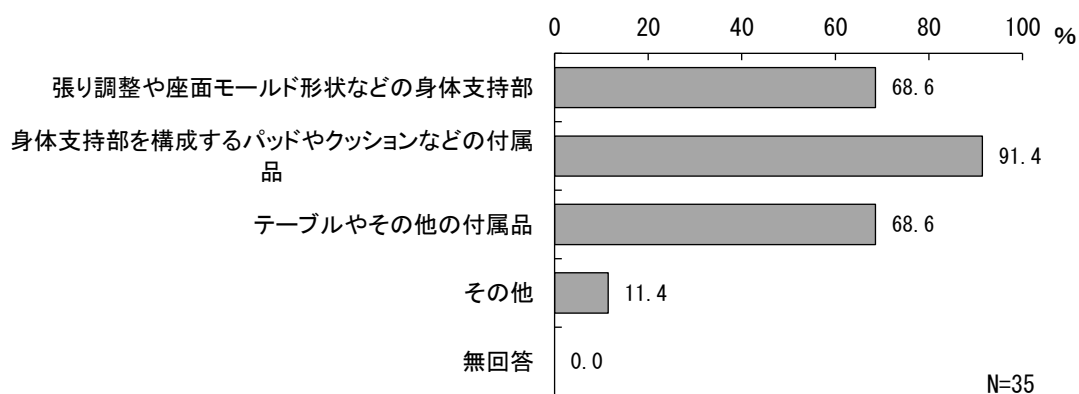
図表 13 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る理由（複数回答）



7) <問5で「種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方>どの付属品について困りますか（複数回答）（問6）

どの付属品について困りますか（複数回答）については、「身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品」が91.4%で最も多く、次いで「張り調整や座面モールド形状などの身体支持部、テーブルやその他の付属品」が共に68.6%であった。

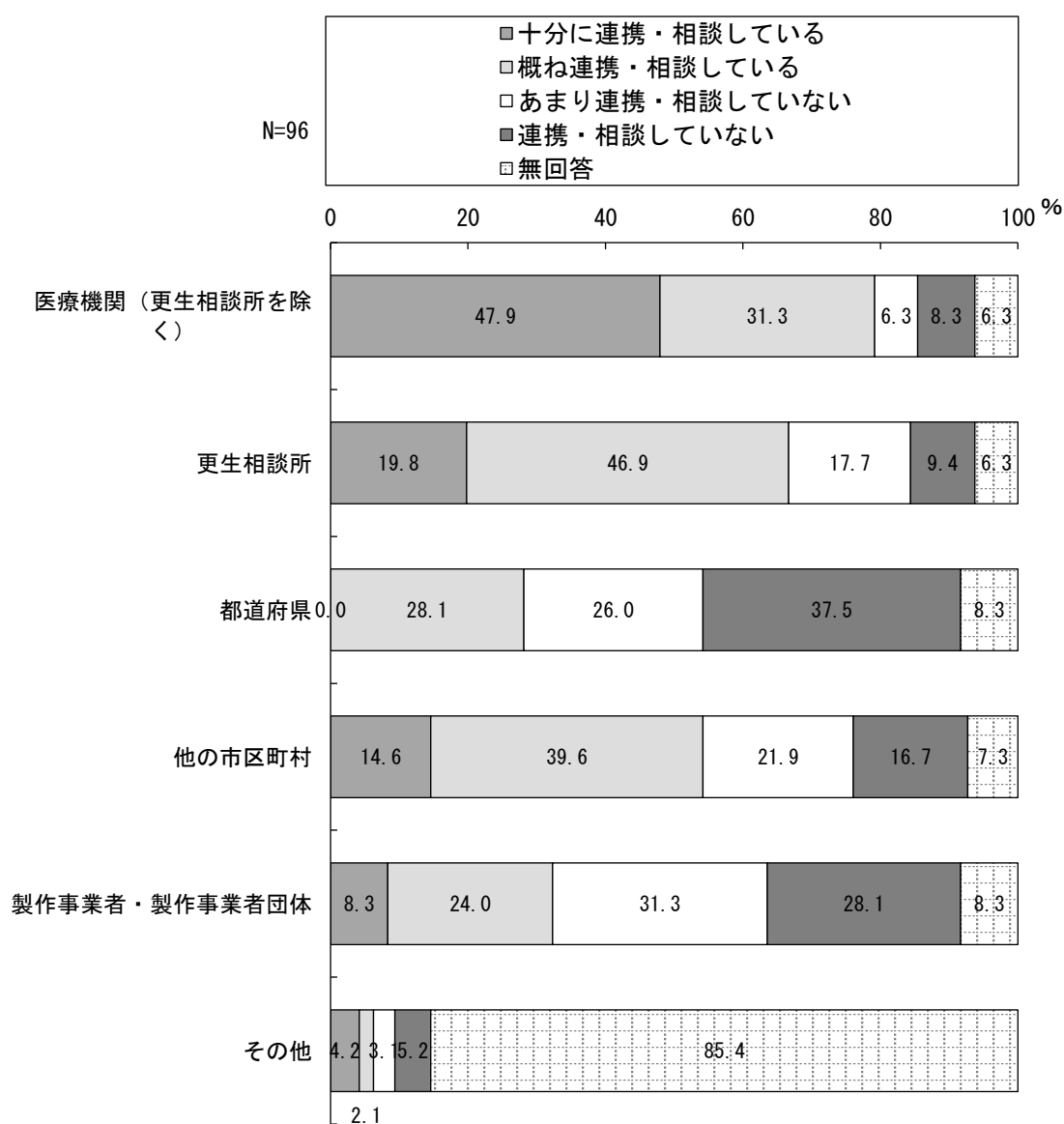
図表 14 どの付属品について困りますか（複数回答）



8) 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合
 における関係機関への連携・相談 (問7)

座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合におい
 ての関係機関への連携・相談については、「医療機関(更生相談所を除く)の十分に連携・
 相談している」が47.9%で最も多く、次いで「更生相談所の概ね連携・相談している」が
 46.9%であった。

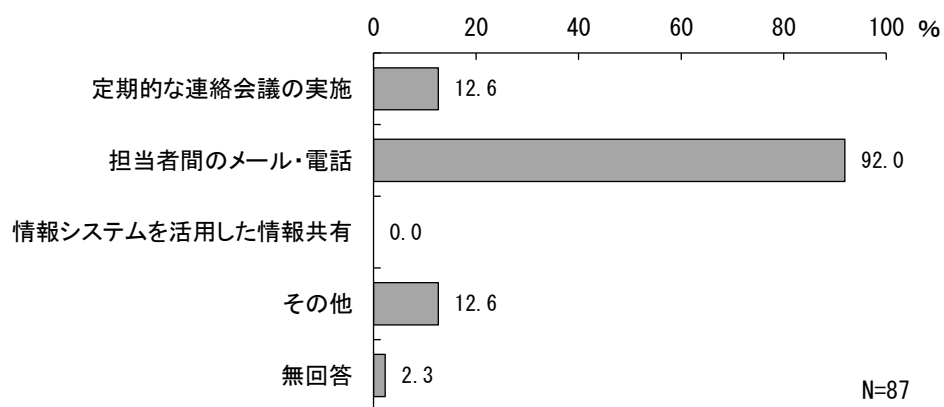
図表 15 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、
 困る場合における関係機関への連携・相談



9) <問7でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談方法（複数回答）（問8）

関係機関への連携・相談方法（複数回答）については、「担当者間のメール・電話」が92.0%で最も多く、次いで「定期的な連絡会議の実施、その他」が共に12.6%であった。

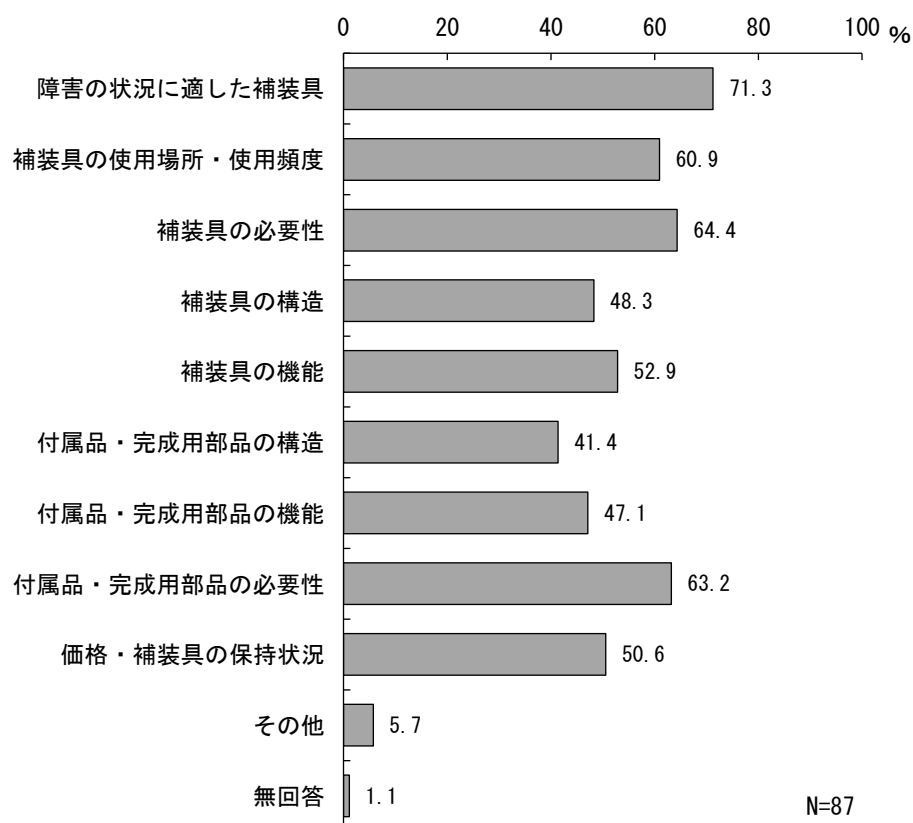
図表 16 関係機関への連携・相談方法（複数回答）



10) <問7でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談内容（複数回答）（問9）

関係機関への連携・相談内容（複数回答）については、「障害の状況に適した補装具」が71.3%で最も多く、次いで「補装具の必要性」が64.4%であった。

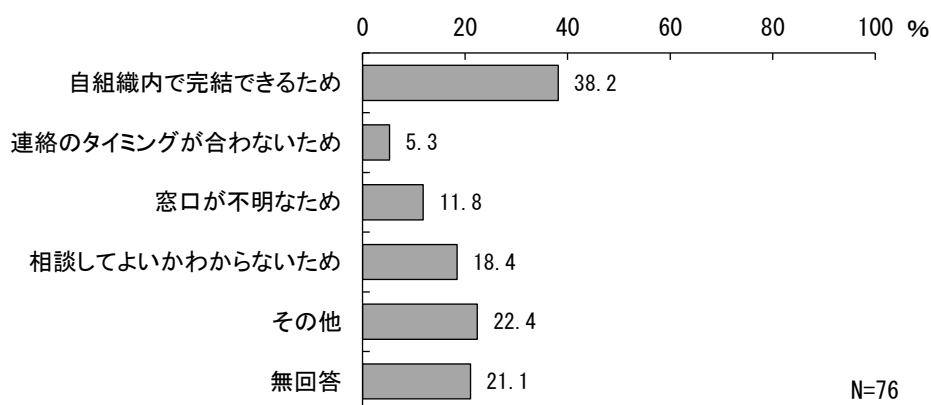
図表 17 関係機関への連携・相談内容（複数回答）



11) <問7でいずれかの機関と「あまり連携・相談していない」「連携・相談していない」とご回答いただいた方>連携・相談していない理由（複数回答）（問10）

連携・相談していない理由（複数回答）については、「自組織内で完結できるため」が38.2%で最も多く、次いで「その他」が22.4%であった。

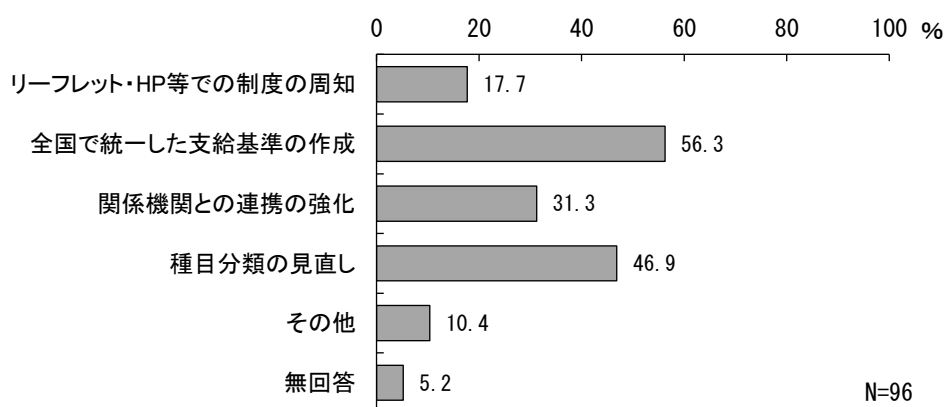
図表 18 連携・相談していない理由（複数回答）



12) 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）（問11）

種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）については、「全国で統一した支給基準の作成」が56.3%で最も多く、次いで「種目分類の見直し」が46.9%であった。

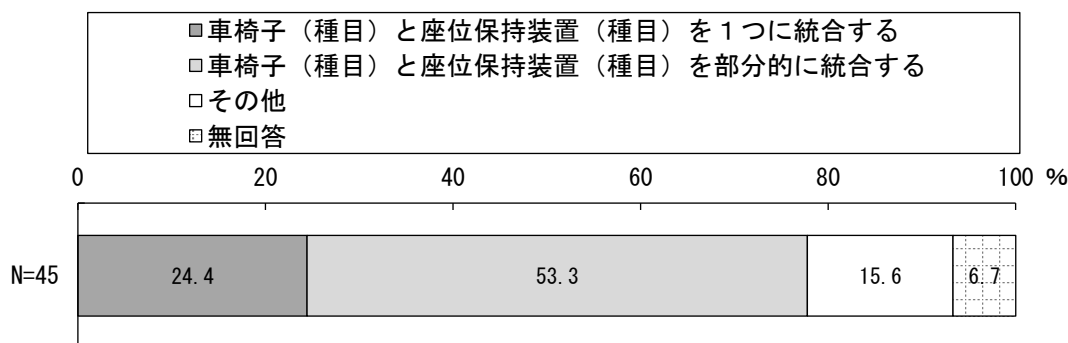
図表 19 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）



13) <問 11 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置
 についての見直し方法 (問 12)

車椅子と座位保持装置についての見直し方法については、「車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を部分的に統合する」が 53.3%で最も多く、次いで「車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を 1 つに統合する」が 24.4%であった。

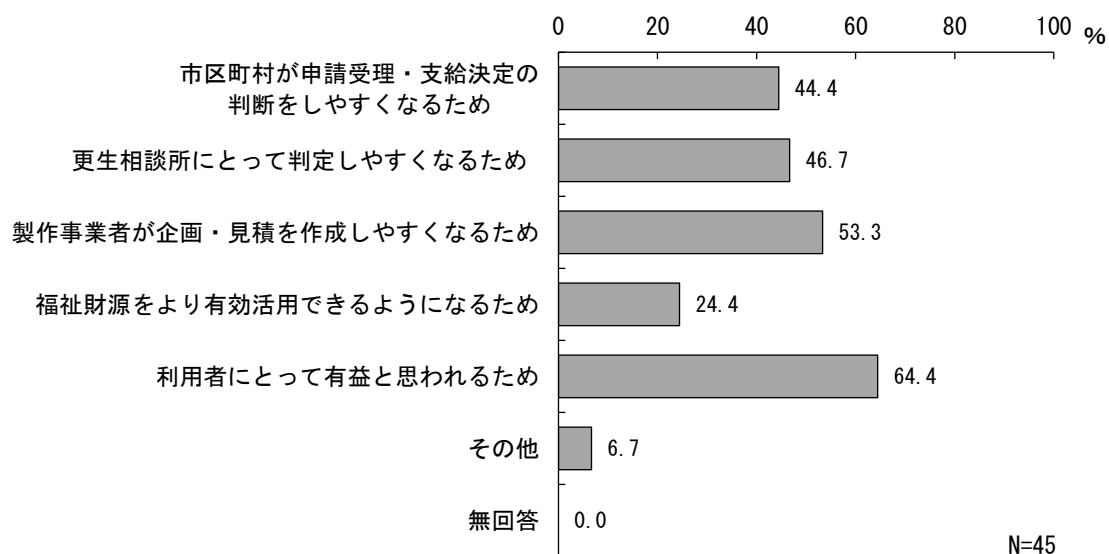
図表 20 車椅子と座位保持装置についての見直し方法



14) <問 12 にご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置についての見直し方法を
 選んだ理由（複数回答） (問 13)

車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）については、「利用者にとって有益と思われるため」が 64.4%で最も多く、次いで「製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため」が 53.3%であった。

図表 21 車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）

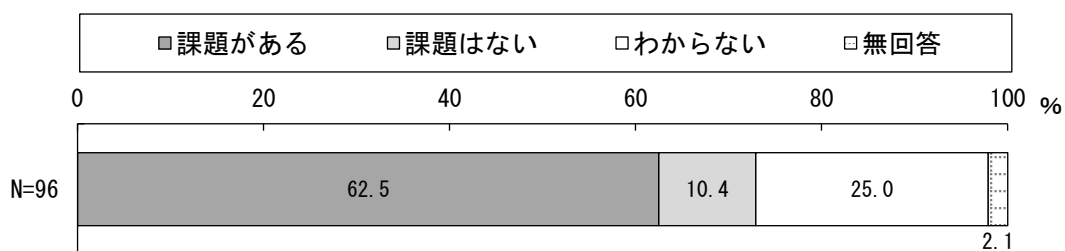


15) 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）

(問 14)

車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）については、「課題がある」が 62.5%で最も多く、次いで「わからない」が 25.0%であった。

図表 22 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題
(複数回答)

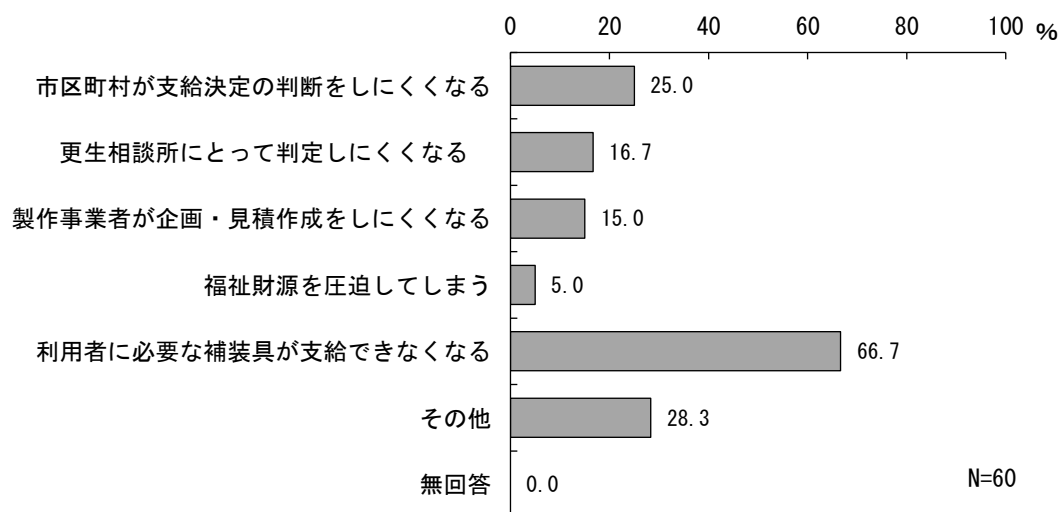


【座位保持装置と車椅子】

16) <問 14 で「課題がある」とご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答） (問 15)

車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）については、「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」が 66.7%で最も多く、次いで「その他」が 28.3%であった。

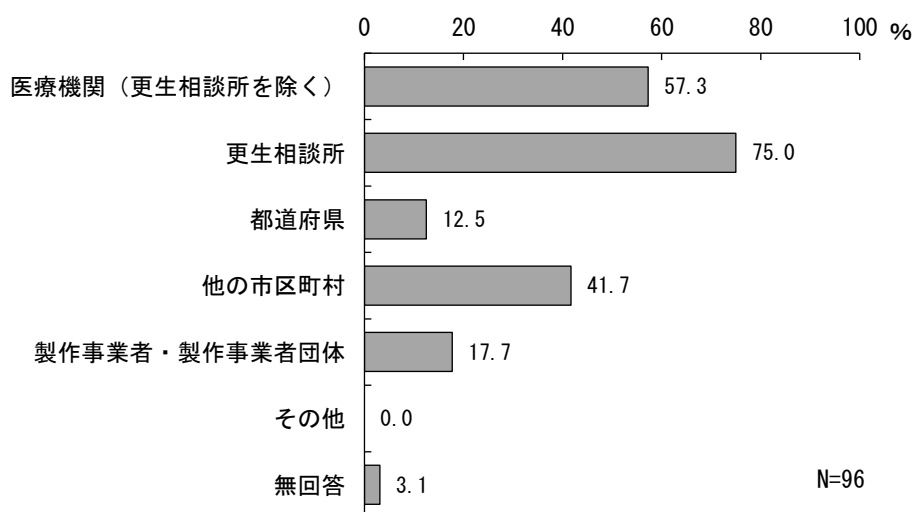
図表 23 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容
(複数回答)



17) 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）（問 16）

座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）については、「更生相談所」が 75.0%で最も多く、次いで「医療機関（更生相談所を除く）」が 57.3%であった。

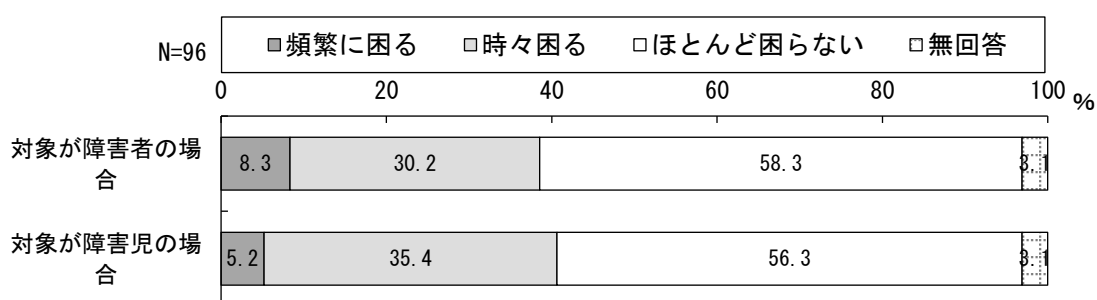
図表 24 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）



18) 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る頻度 (問 17①)

座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が58.3%で最も多く、次いで「時々困る)」が30.2%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が56.3%で最も多く、次いで「時々困る)」が35.4%であった。

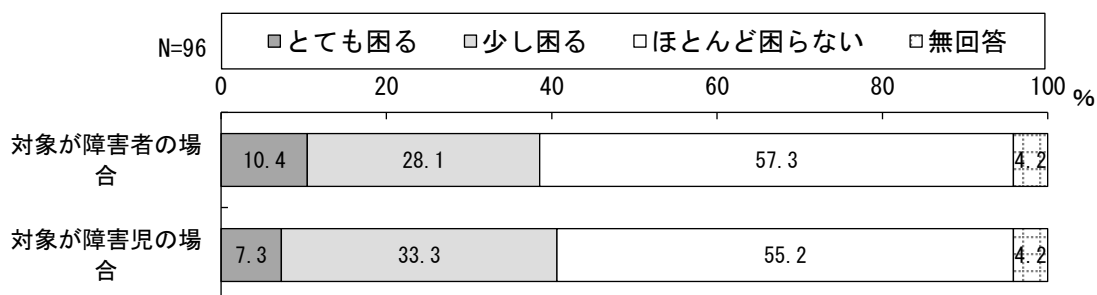
図表 25 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る頻度



19) 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る程度 (問 17②)

座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が57.3%で最も多く、次いで「時々困る)」が28.1%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が55.2%で最も多く、次いで「時々困る)」が33.3%であった。

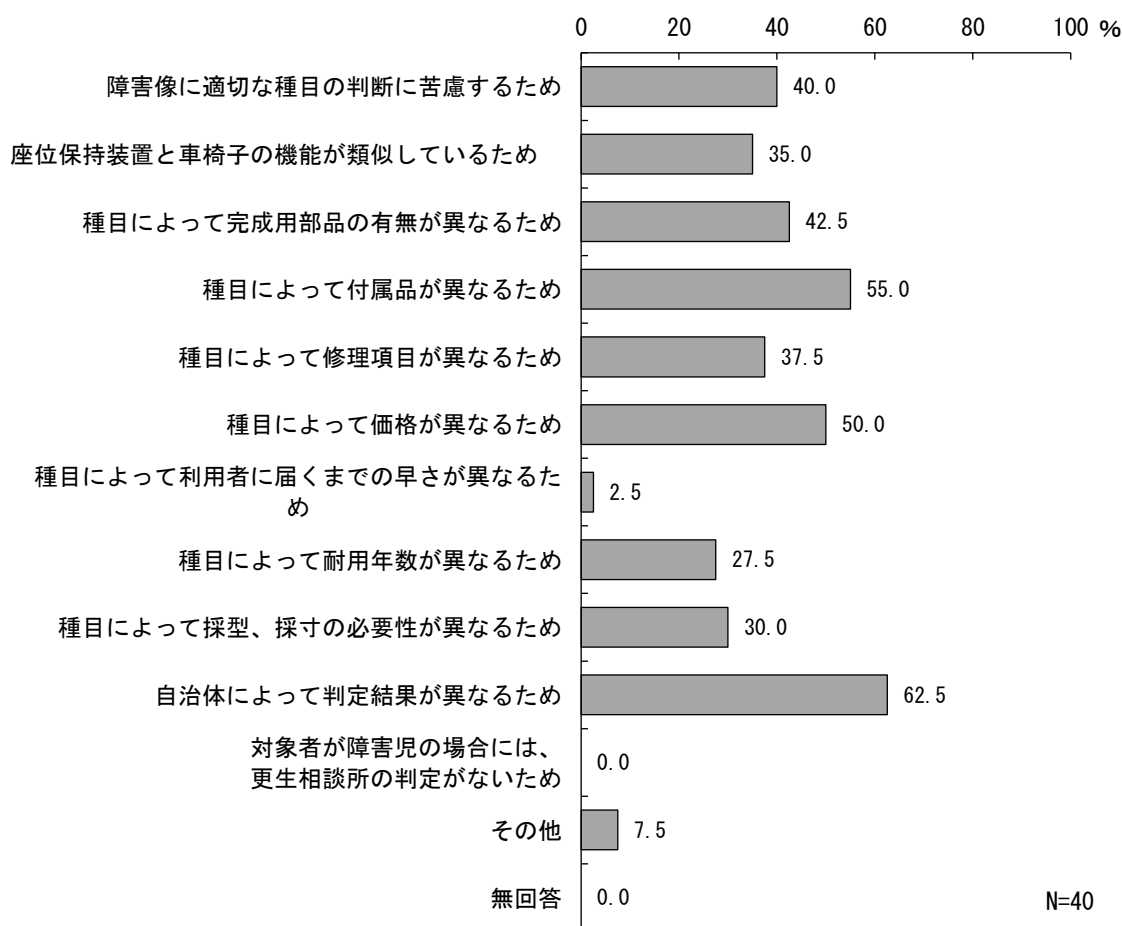
図表 26 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る程度



20) <問 17 の対象が障害者の場合に困る頻度、対象が障害児の場合に困る頻度、のいずれか、もしくは両方で「頻繁に困る」または「時々困る」とご回答いただいた方>座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る理由（複数回答）（問 18）

座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る理由（複数回答）については、「自治体によって判定結果が異なるため」が 62.5%で最も多く、次いで「種目によって付属品が異なるため」が 55.0%であった。

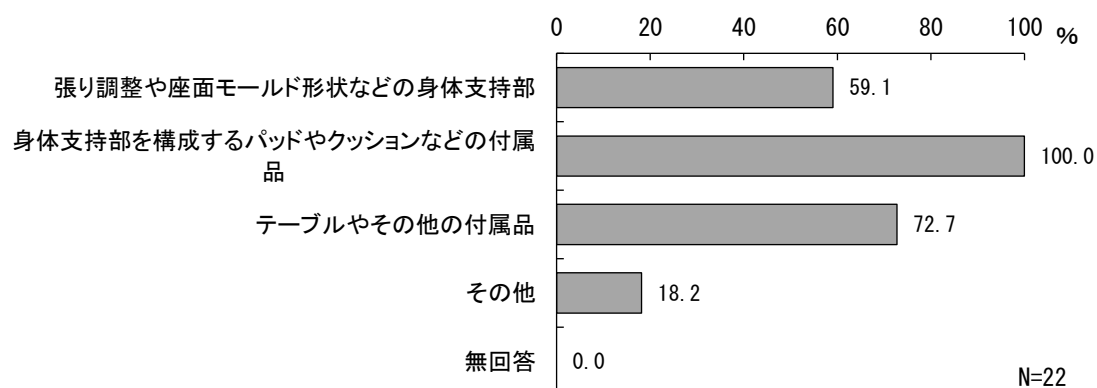
図表 27 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る理由（複数回答）



21) <問 18 で「種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方>どの付属品について困りますか（複数回答） （問 19）

どの付属品について困りますか（複数回答）については、「身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品」が 100.0%で最も多く、次いで「テーブルやその他の付属品」が 72.7%であった。

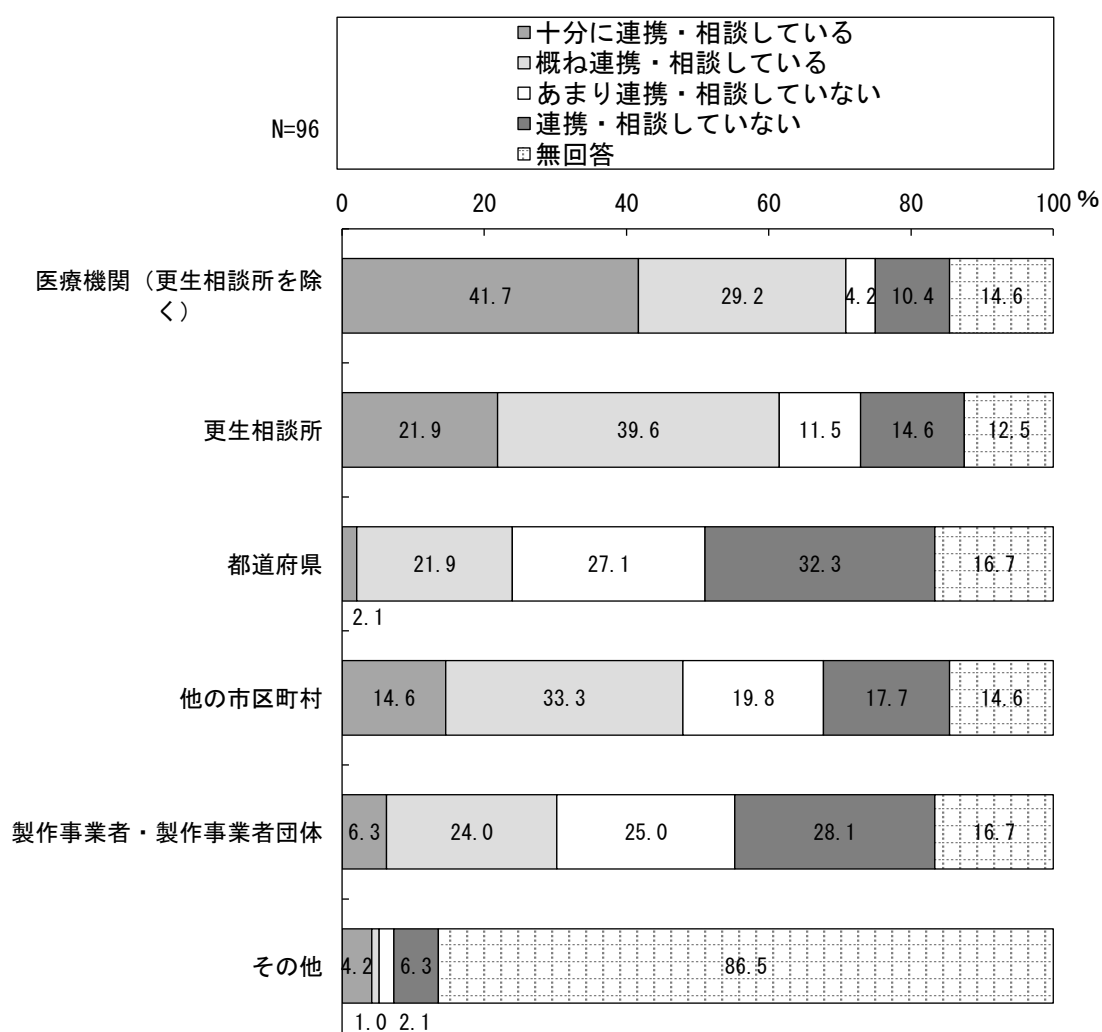
図表 28 どの付属品について困りますか（複数回答）



22) 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談（問 20）

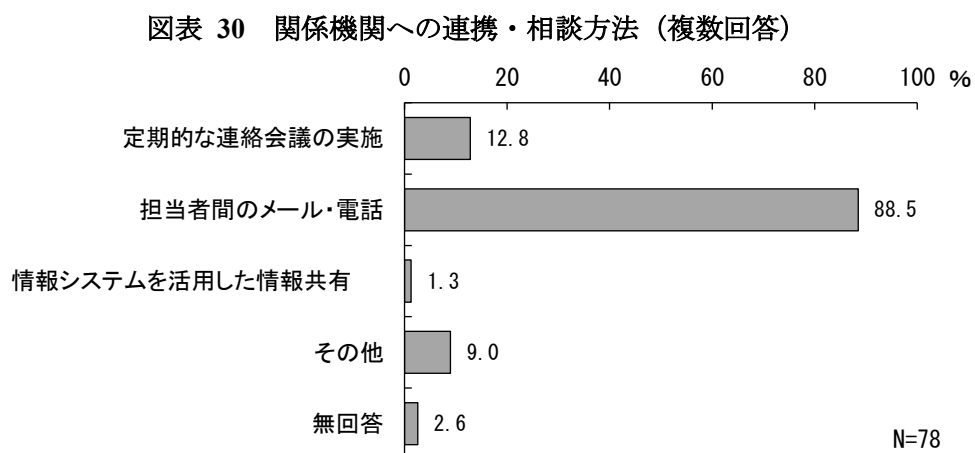
座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談については、「医療機関（更生相談所を除く）の十分に連携・相談している」が 41.7%で最も多く、次いで「更生相談所の概ね連携・相談している」が 39.6%であった。

図表 29 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談



23) <問 20 でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談方法（複数回答）（問 21）

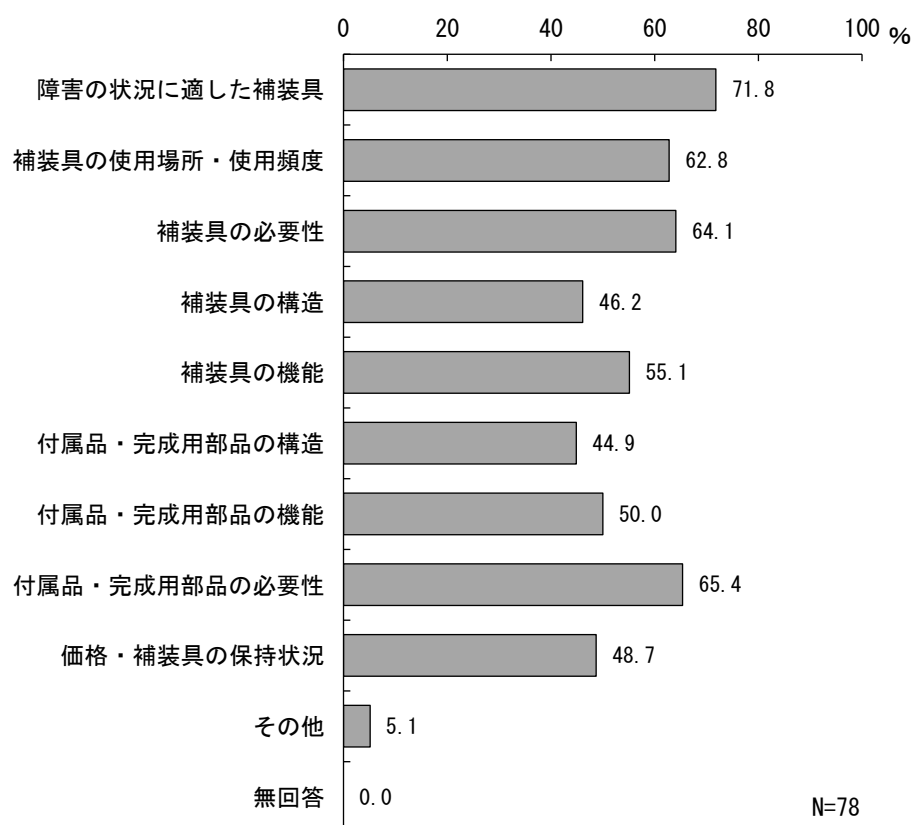
関係機関への連携・相談方法（複数回答）については、「担当者間のメール・電話」が 88.5%で最も多く、次いで「定期的な連絡会議の実施」が 12.8%であった。



24) <問 20 でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談内容（複数回答）（問 22）

関係機関への連携・相談内容（複数回答）については、「障害の状況に適した補装具」が 71.8%で最も多く、次いで「付属品・完成用部品の必要性」が 65.4%であった。

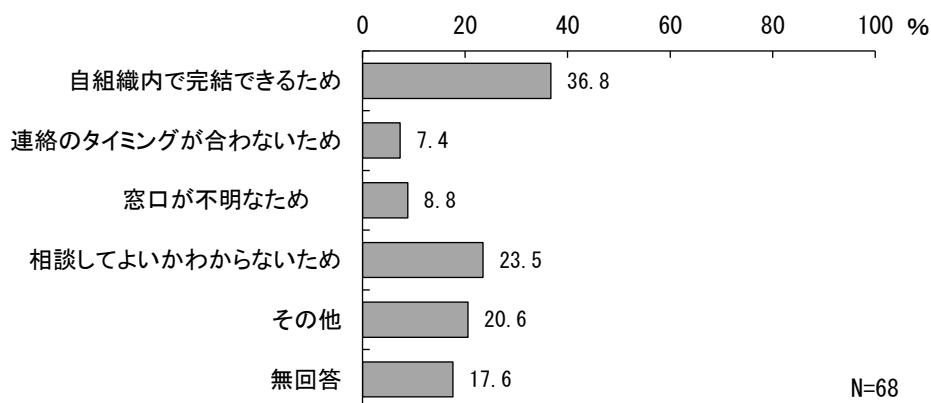
図表 31 関係機関への連携・相談内容（複数回答）



25) <問 20 でいずれかの機関と「あまり連携・相談していない」「連携・相談していない」とご回答いただいた方>連携・相談していない理由（複数回答）（問 23）

連携・相談していない理由（複数回答）については、「自組織内で完結できるため」が 36.8%で最も多く、次いで「相談してよいかわからないため」が 23.5%であった。

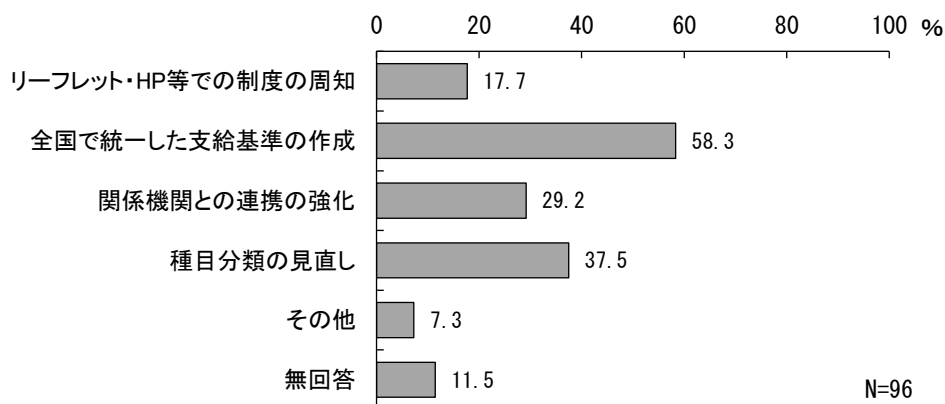
図表 32 連携・相談していない理由（複数回答）



26) 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）（問 24）

種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）については、「全国で統一した支給基準の作成」が 58.3%で最も多く、次いで「種目分類の見直し」が 37.5%であった。

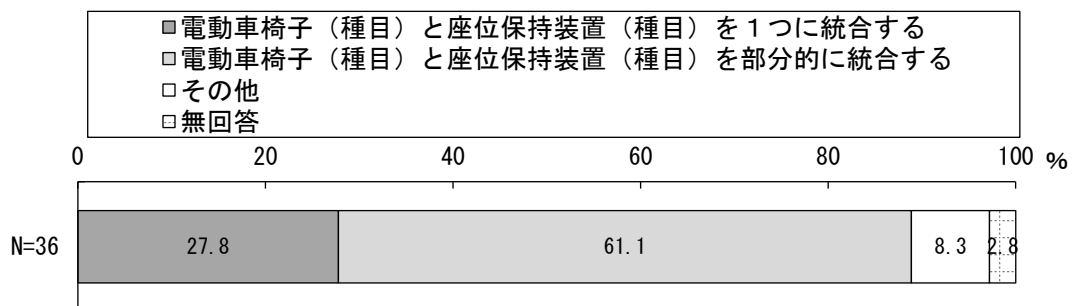
図表 33 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）



27) <問 24 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法 (問 25)

電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法については、「電動車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を部分的に統合する」が 61.1%で最も多く、次いで「電動車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を1つに統合する」が 27.8%であった。

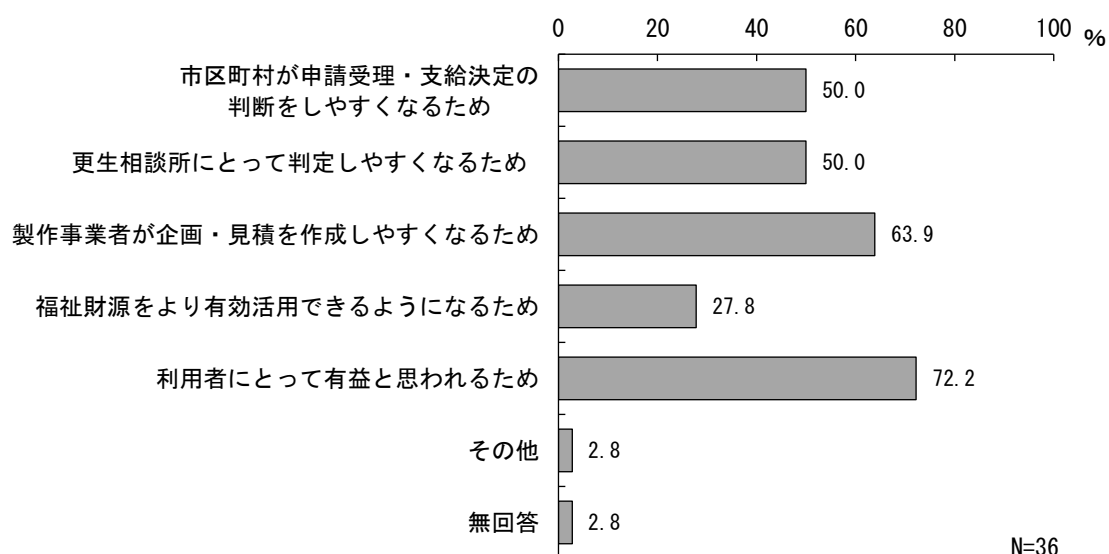
図表 34 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法



28) <問 25 にご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答) (問 26)

電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答) については、「利用者にとって有益と思われるため」が 72.2%で最も多く、次いで「製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため」が 63.9%であった。

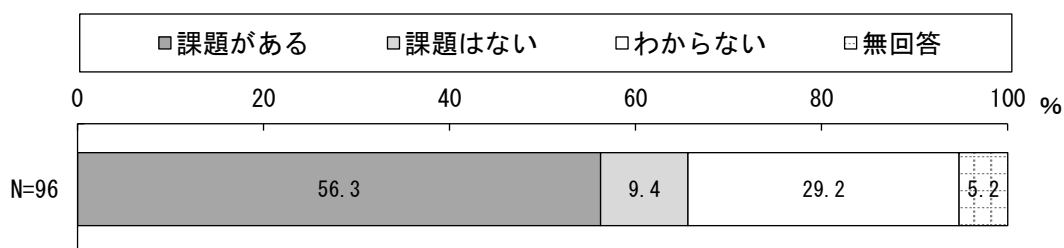
図表 35 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答)



29) 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題 (問 27)

電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題については、「課題がある」が 56.3%で最も多く、次いで「わからない」が 29.2%であった。

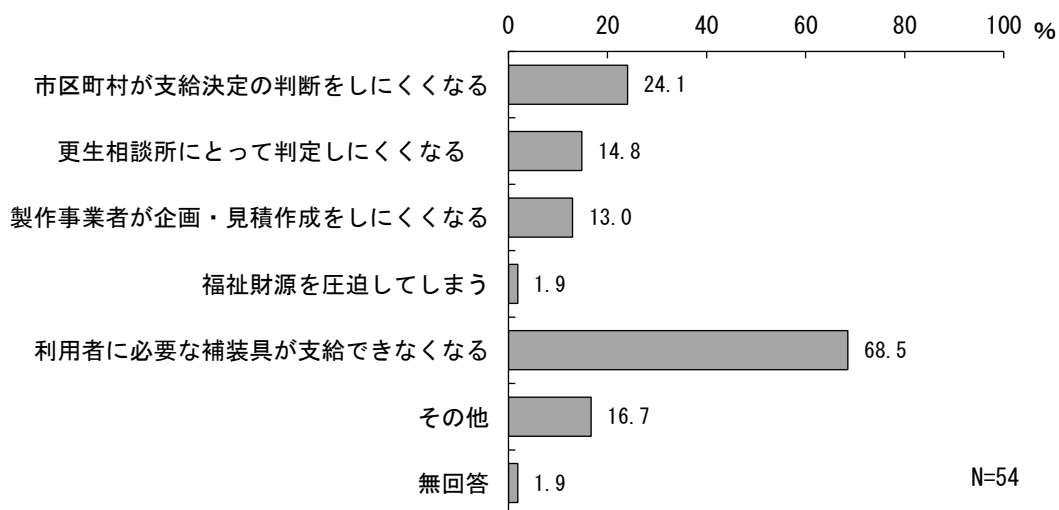
図表 36 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題



30) <問 27 で「課題がある」とご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容 (複数回答) (問 28)

電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容 (複数回答) については、「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」が 68.5%で最も多く、次いで「市区町村が支給決定の判断をしにくくなる」が 24.1%であった。

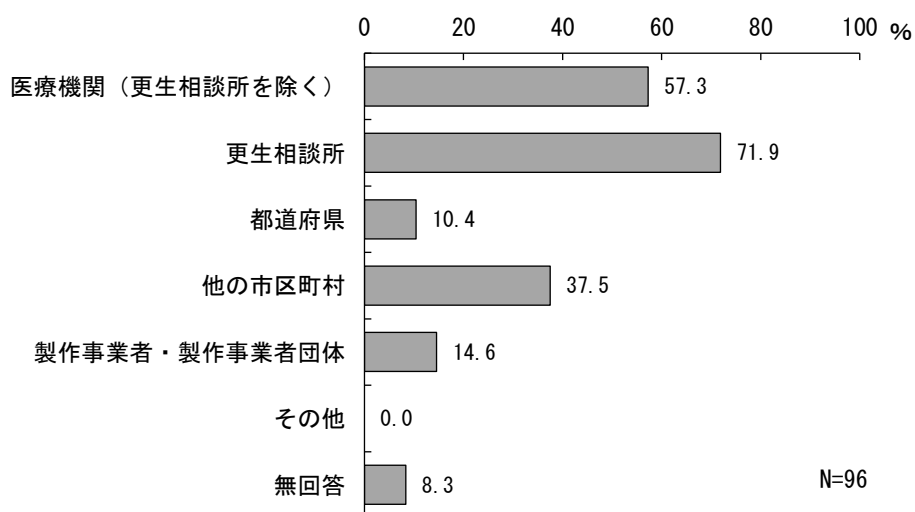
図表 37 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容 (複数回答)



31) 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）（問 29）

座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）については、「更生相談所」が 71.9%で最も多く、次いで「医療機関（更生相談所を除く）」が 57.3%であった。

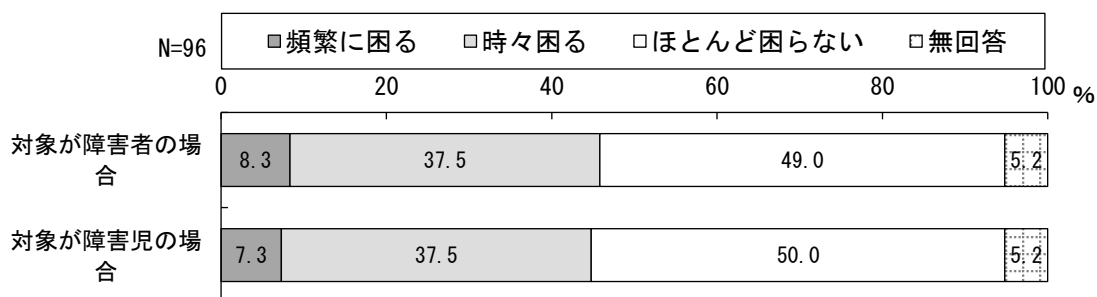
図表 38 座位保持装置もしくは電動車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）



32) 座位保持装置について、複数の補装具製作に係る企画・見積をしてよいかどうかで迷い、困る頻度（問 30①）

座位保持装置について、複数の補装具製作に係る企画・見積をしてよいかどうかで迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が 49.0%で最も多く、次いで「時々困る」が 37.5%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が 50.0%で最も多く、次いで「時々困る」が 37.5%であった。

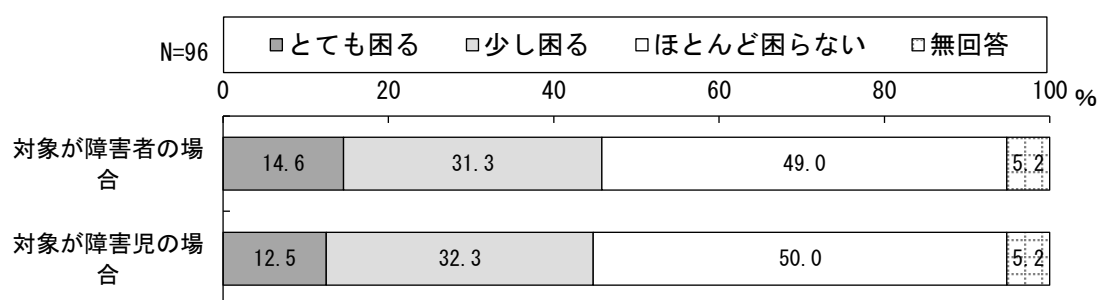
図表 39 座位保持装置について、複数の補装具製作に係る企画・見積をしてよいかどうかで迷い、困る頻度



33) 座位保持装置について、複数の補装具製作に係る企画・見積をしてよいかどうかで迷い、困る程度 (問 30②)

座位保持装置について、複数の補装具製作に係る企画・見積をしてよいかどうかで迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が 49.0%で最も多く、次いで「少し困る」が 31.3%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が 50.0%で最も多く、次いで「少し困る」が 32.3%であった。

図表 40 座位保持装置について、複数の補装具製作に係る企画・見積をしてよいかどうかで迷い、困る程度



34) <問 30 の対象が障害者の場合の困る頻度、対象が障害児の場合の困る頻度のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方>困る理由。(自由記述) (問 31)

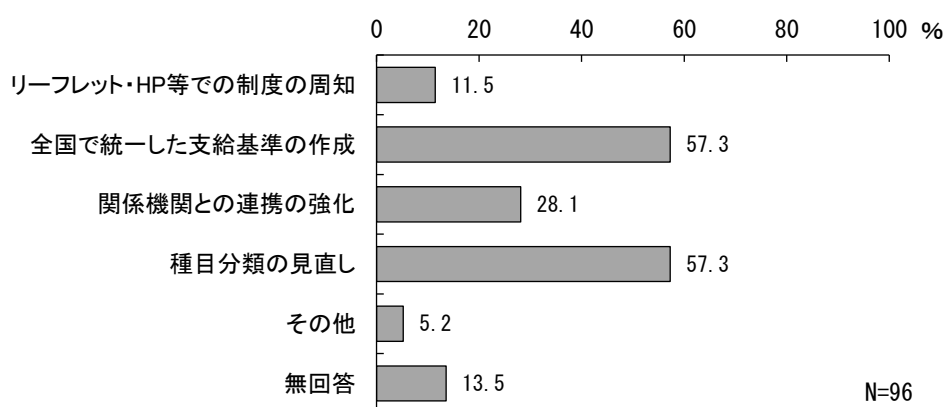
※主な回答は以下の通り。

- ・品目が多すぎて、どれが適合する品目(項目)かわからない時がある。
- ・制度項目にない物を作る時がある。
- ・座位保持装置枠で複数の要望に応える必要があるため。
- ・自治体によって複数支給を認めるところとないところがある。
- ・判断基準がない。
- ・障害児の時に製作したものの修理ができない。
- ・座位保持の見積加算項目になく、車椅子加算項目に近い部品がある場合の見積方が困る。
- ・種目分類が適しているかどうかかわからない。
- ・車椅子との内容重複時に、どちらの種目を利用するか判断が困難である。
- ・使用用途、場所に困る。
- ・家庭用以外に学校や通所施設にも必要になるが、許可が下りないと困る。
- ・行政側担当者が補装具費支給制度理解していないことがあるため。
- ・必要とする姿勢が“座位“だけに限らず、支給決定基準に明確な(わかりやすい)ルールがないため。
- ・見積を車椅子にするか座位保持にするかで合計金額が変わったり、付属品が変わることがある。
- ・立位保持具、臥位保持具など製作する際、座位保持装置の見積にあてはめて作るが、あてはまりにくい項目がある。また、座位保持とは別枠で作製したい場合、特例補装具申請をするが、申請が通らない場合がある。
- ・さまざまな姿勢を取る必要がある人に対して、何を優先させると良いのか迷うので。
- ・複数台製作が認められるか不確定である。利用者の製作履歴が不明な場合がある。
- ・立位・臥位保持装置については、項目が明確でないため。
- ・個数が制限されることで、カーシートが作れなくなる場合がある。
- ・支給台数に限りがあるため、どの機能(立位、臥位など)を優先するかが難しい。
- ・自治体によって対応に差があるため。
- ・者の場合、2具は認めてもらえないケースが多い。
- ・立位保持具は公費支給額と市場価格の差に大きな乖離がある。

35) 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段
(複数回答) (問 32)

種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段(複数回答)については、「全国で統一した支給基準の作成、種目分類の見直し」が共に 57.3%で最も多く、次いで「関係機関との連携の強化」が 28.1%であった。

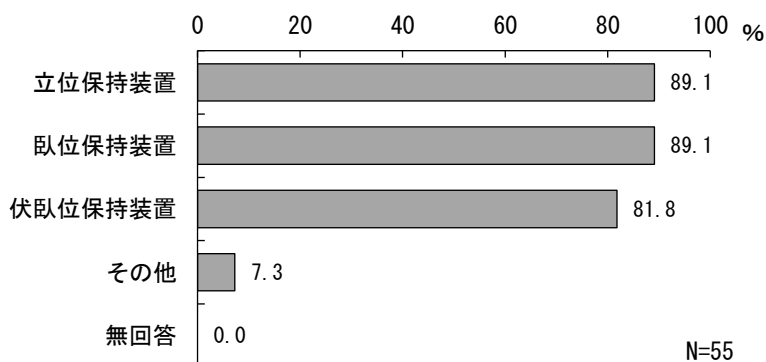
図表 41 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段(複数回答)



36) <問 32 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの(複数回答) (問 33)

座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの(複数回答)については、「立位保持装置、臥位保持装置」が共に 89.1%で最も多く、次いで「伏臥位保持装置」が 81.8%であった。

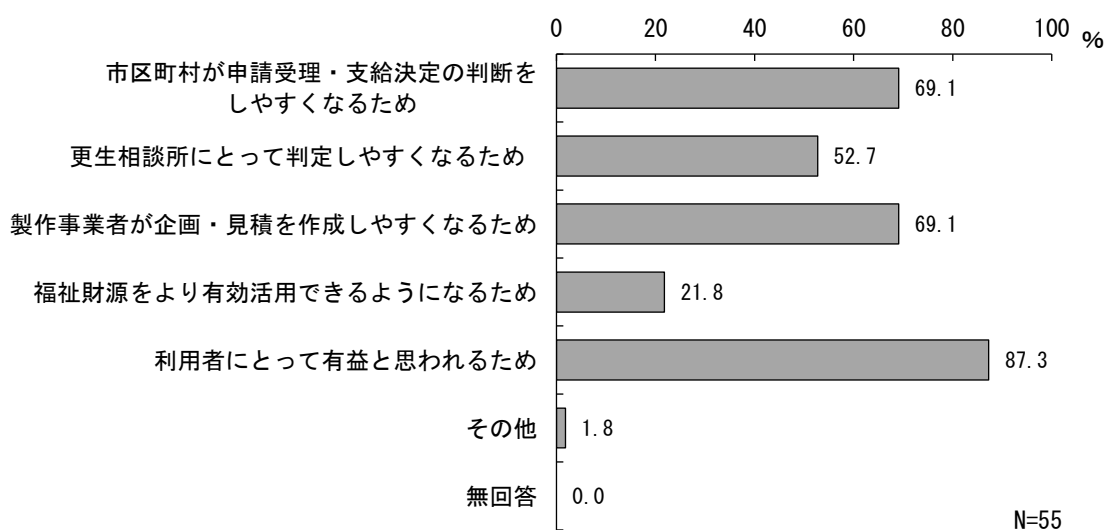
図表 42 座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの(複数回答)



37) <問 32 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>種目分類の見直しを選んだ理由（複数回答） （問 34）

種目分類の見直しを選んだ理由（複数回答）については、「利用者にとって有益と思われるため」が 87.3%で最も多く、次いで「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため、製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため」が共に 69.1%であった。

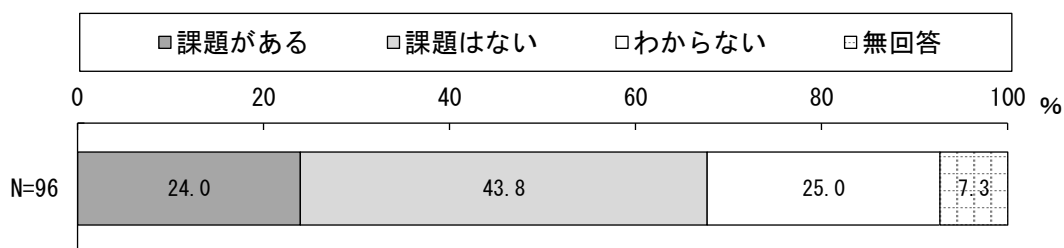
図表 43 種目分類の見直しを選んだ理由（複数回答）



38) 座位保持装置の種目を分ける場合の課題 （問 35）

座位保持装置の種目を分ける場合の課題については、「課題はない」が 43.8%で最も多く、次いで「わからない」が 25.0%であった。

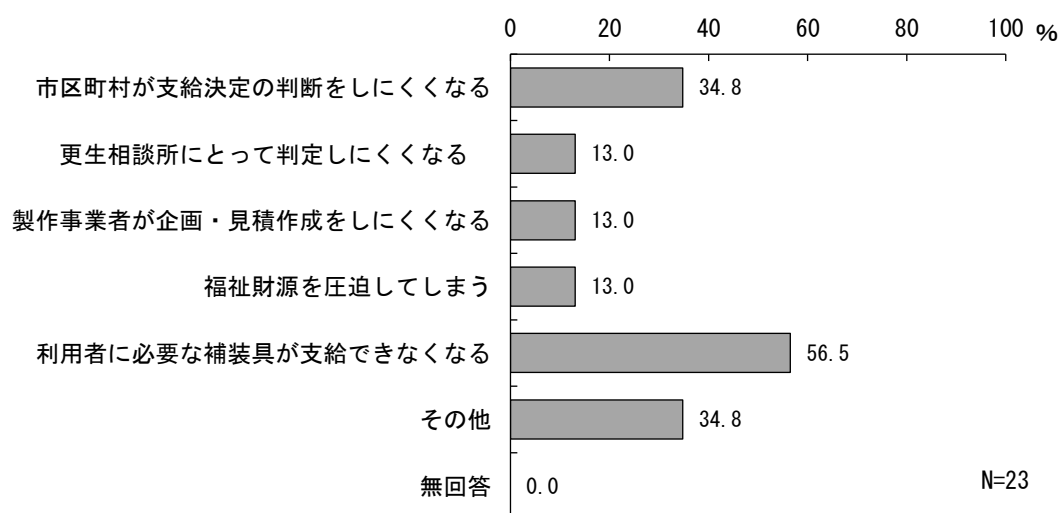
図表 44 座位保持装置の種目を分ける場合の課題



39) <問 35 で「課題がある」とご回答いただいた方>座位保持装置の種目を分ける
場合の課題の内容（複数回答）（問 36）

座位保持装置の種目を分ける場合の課題の内容（複数回答）については、「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」が 56.5%で最も多く、次いで「市区町村が支給決定の判断をしにくくなる、その他」が共に 34.8%であった。

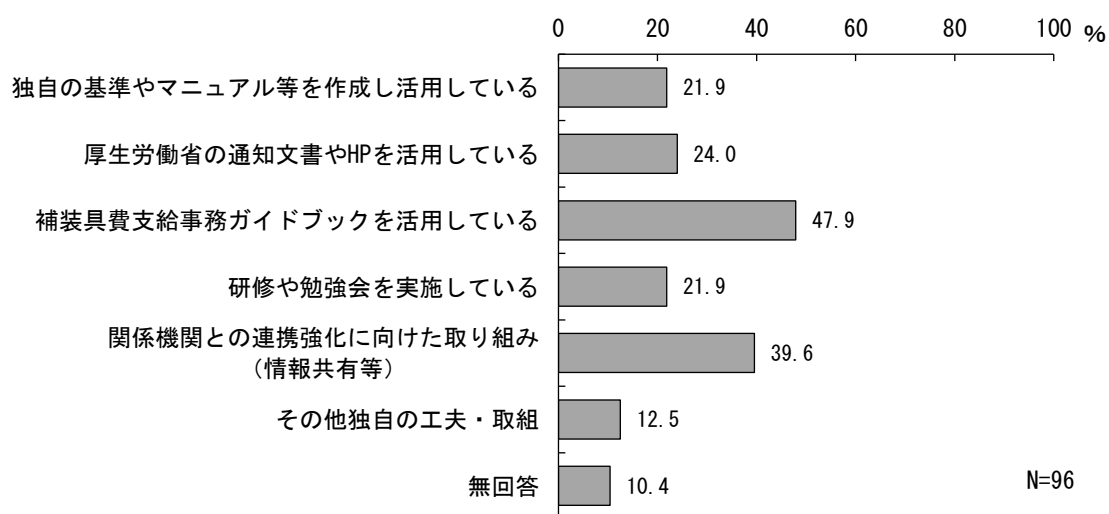
図表 45 座位保持装置の種目を分ける場合の課題の内容（複数回答）



40) 機能が類似する補装具の製作に係る企画・見積作成を困らないようにするために行っている取組（複数回答）（問 37）

機能が類似する補装具の製作に係る企画・見積作成を困らないようにするために行っている取組（複数回答）については、「補装具費支給事務ガイドブックを活用している」が47.9%で最も多く、次いで「関係機関との連携強化に向けた取り組み」が39.6%であった。

図表 46 機能が類似する補装具の製作に係る企画・見積作成を困らないようにするために行っている取組（複数回答）



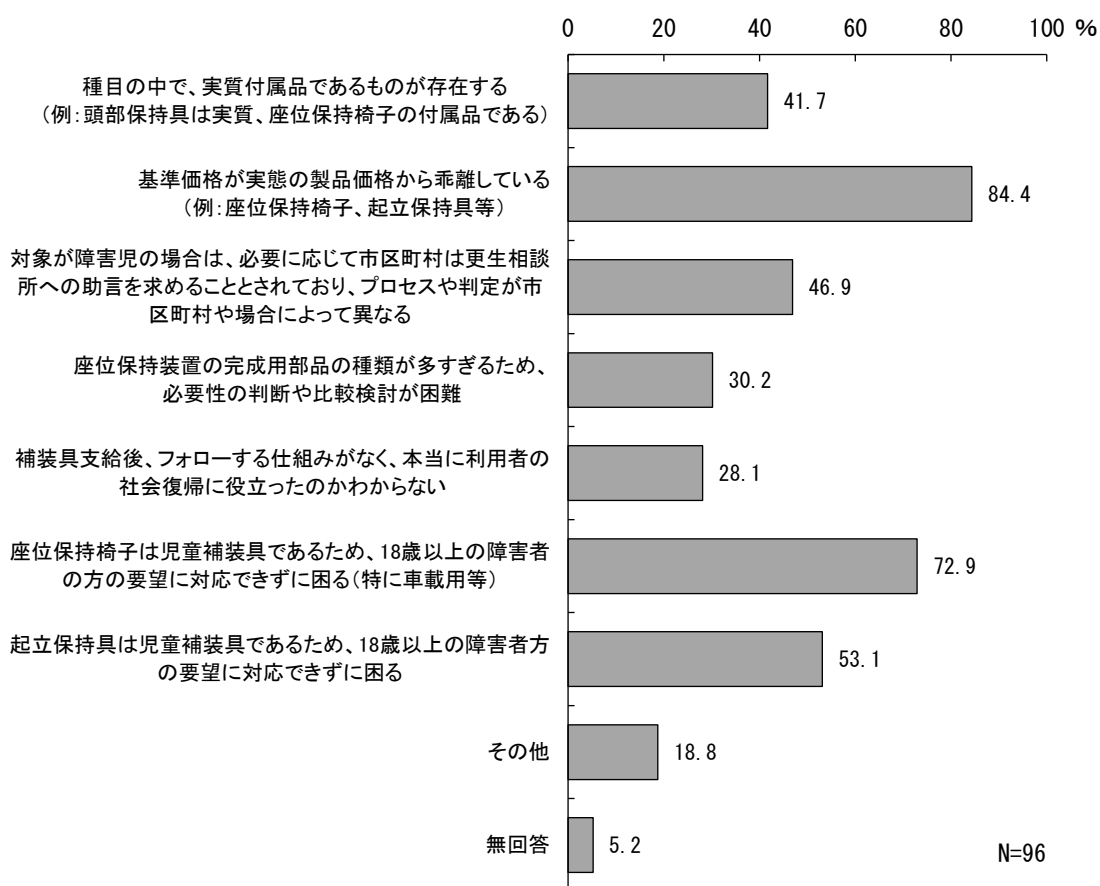
※その他として挙げられた主な回答は以下のとおり。

- ・各自治体との相談
- ・立位保持装置の場合、基本は座位保持装置の価格を使用し、特例補装具の申請で対応している（特例起立保持具）
- ・補装具適正化委員会を活用して、ユーザー医療、行政、業者の協議を行っている。座位保持装置が必要な場合、見積は「座位保持装置」に統一している。しかし、ユーザーの実際のニーズを検討して必要な場合、特例補装具、車椅子座位保持機能付として給付（支給）されている
- ・申請者にも補装具支給制度の理解を深めていただくよう説明をしている
- ・あまり困らないので、特別な工夫はしていない
- ・制作者同士の認識の共有、更生相談所への相談等

41) 課題であると感じるもの（複数回答） （問 38）

課題であると感じるもの（複数回答）については、「基準価格が実態の製品価格から乖離している（例：座位保持椅子、起立保持具等）」が 84.4%で最も多く、次いで「座位保持椅子は児童補装具であるため、18 歳以上の障害者の方の要望に対応できず困る（特に車載用等）」が 72.9%であった。

図表 47 課題であると感じるもの（複数回答）

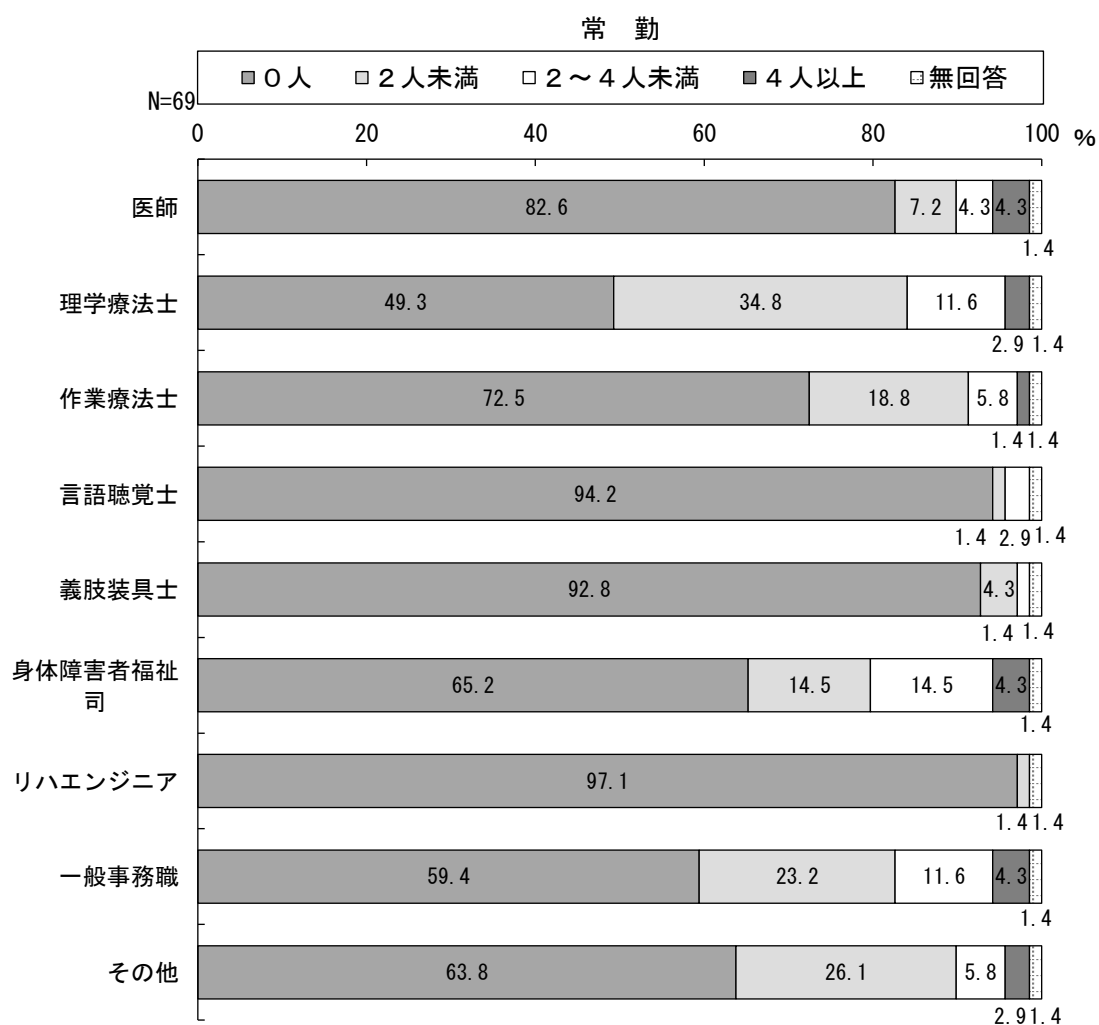


(2) 更生相談所の回答

1) 補装具の判定業務に携わっている方（常勤）の人数、平均経験年数（問2①）

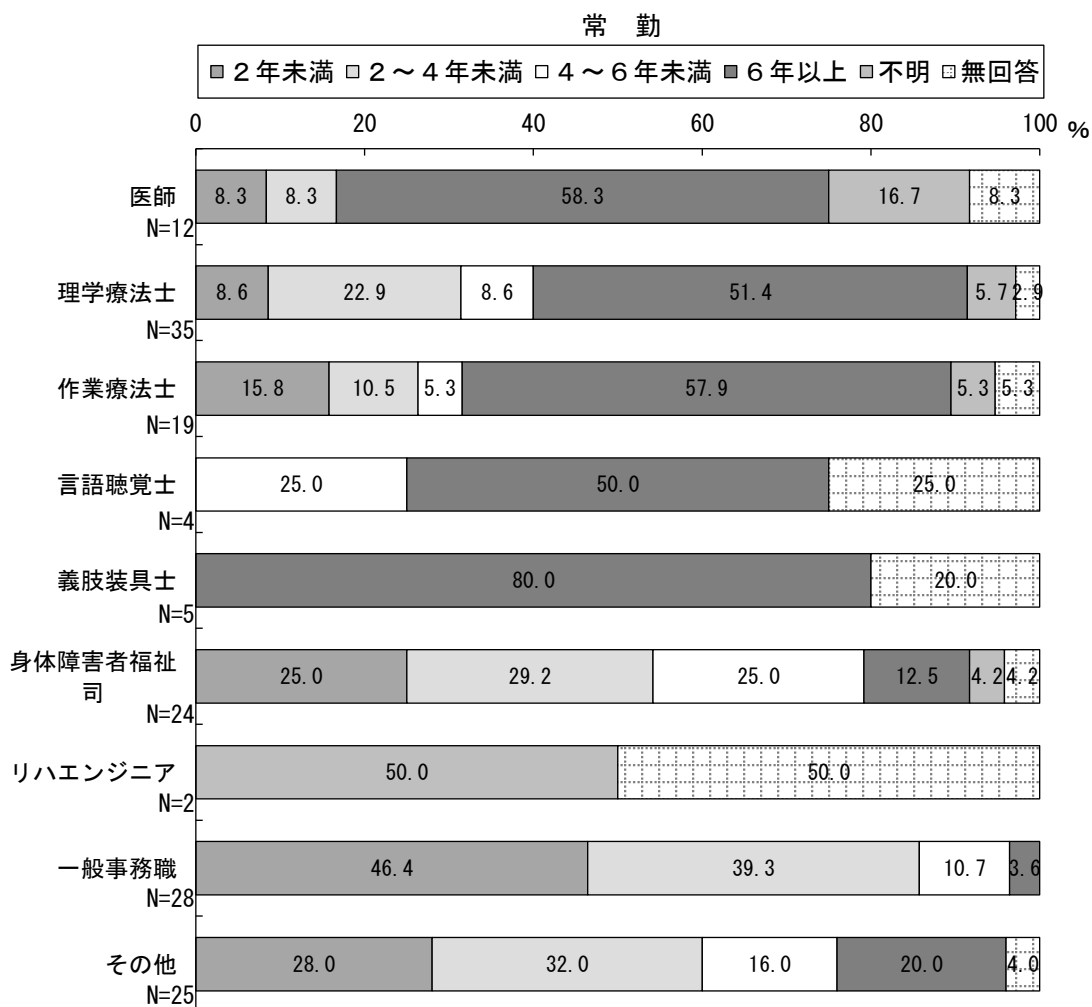
補装具の判定業務に携わっている方（常勤）の人数については、その他、および0人の回答を除き「理学療法士の2人未満」が34.8%で最も多く、次いで「一般事務職」が23.2%であった。

図表 48 補装具の判定業務に携わっている方（常勤）の人数



補装具の判定業務に携わっている方（常勤）の平均経験年数については、「義肢装具士の6年以上」が80.0%で最も多く、次いで「医師の6年以上」が58.3%であった。

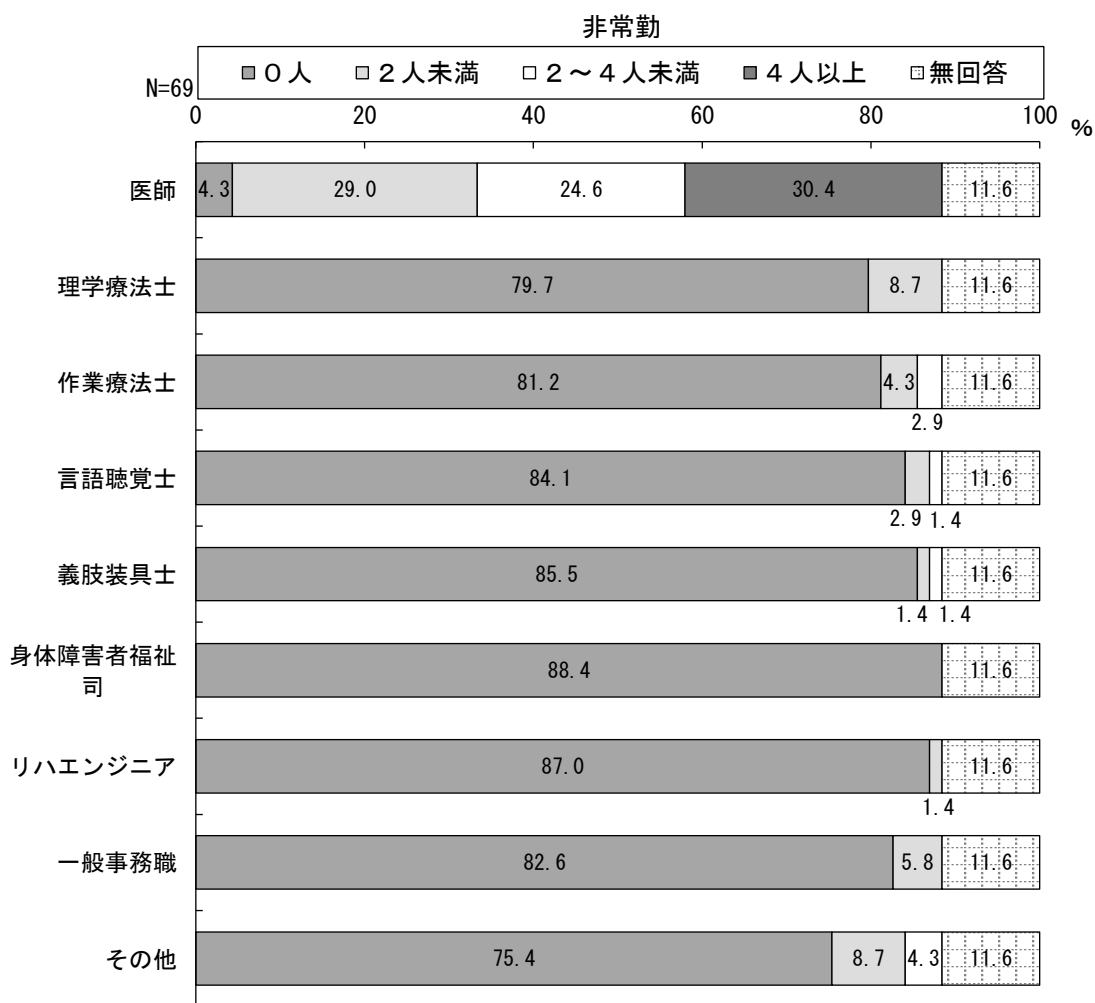
図表 49 補装具の判定業務に携わっている方（常勤）の平均経験年数



2) 補装具の判定業務に携わっている方（非常勤）の人数、平均経験年数（問2②）

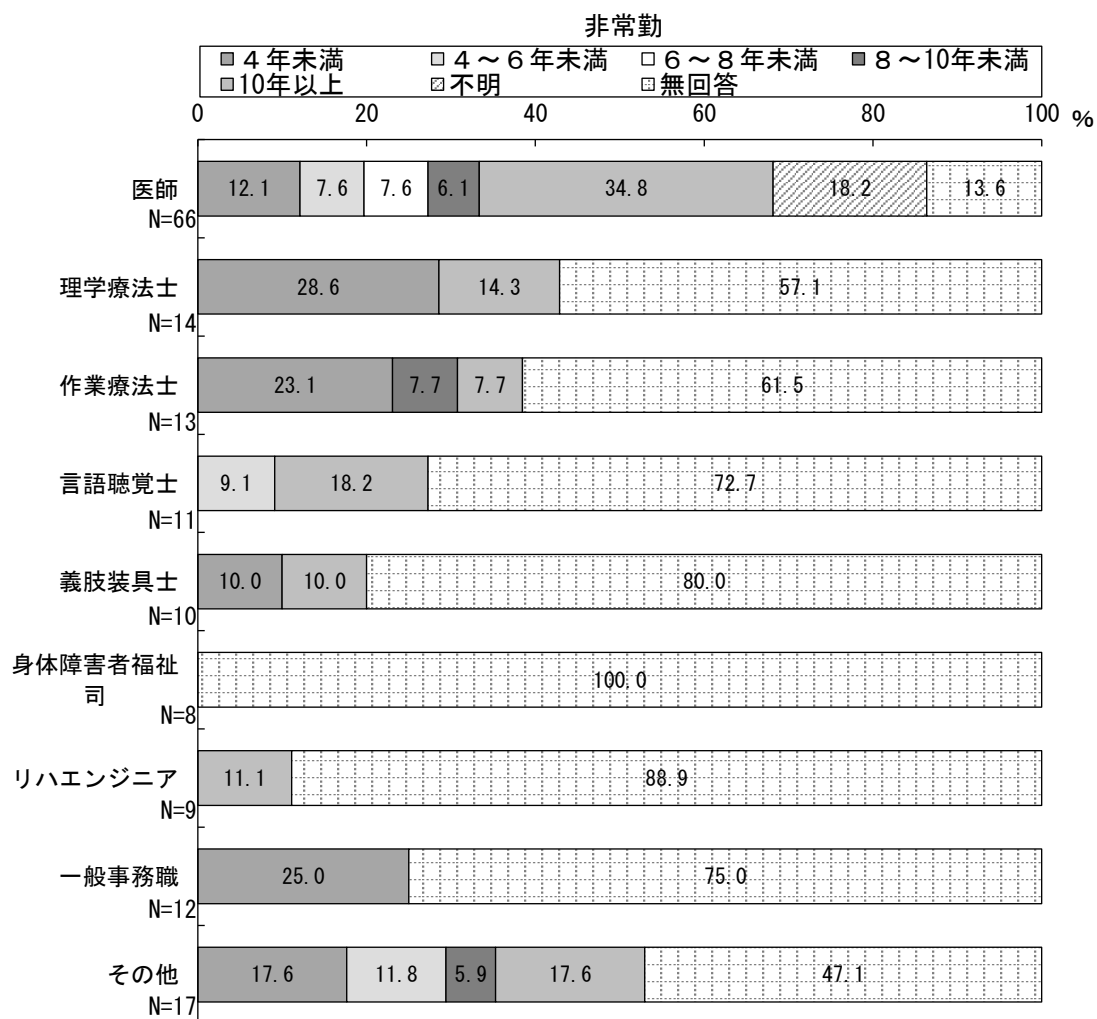
補装具の判定業務に携わっている方（非常勤）の人数については、その他、および0人の回答を除き「医師の4人以上」が30.4%で最も多く、次いで「医師の2人未満」が29.0%であった。

図表 50 補装具の判定業務に携わっている方（非常勤）の人数



補装具の判定業務に携わっている方（非常勤）の平均経験年数については、「医師の10年以上」が34.8%で最も多く、次いで「理学療法士の4年未満」が28.6%であった。

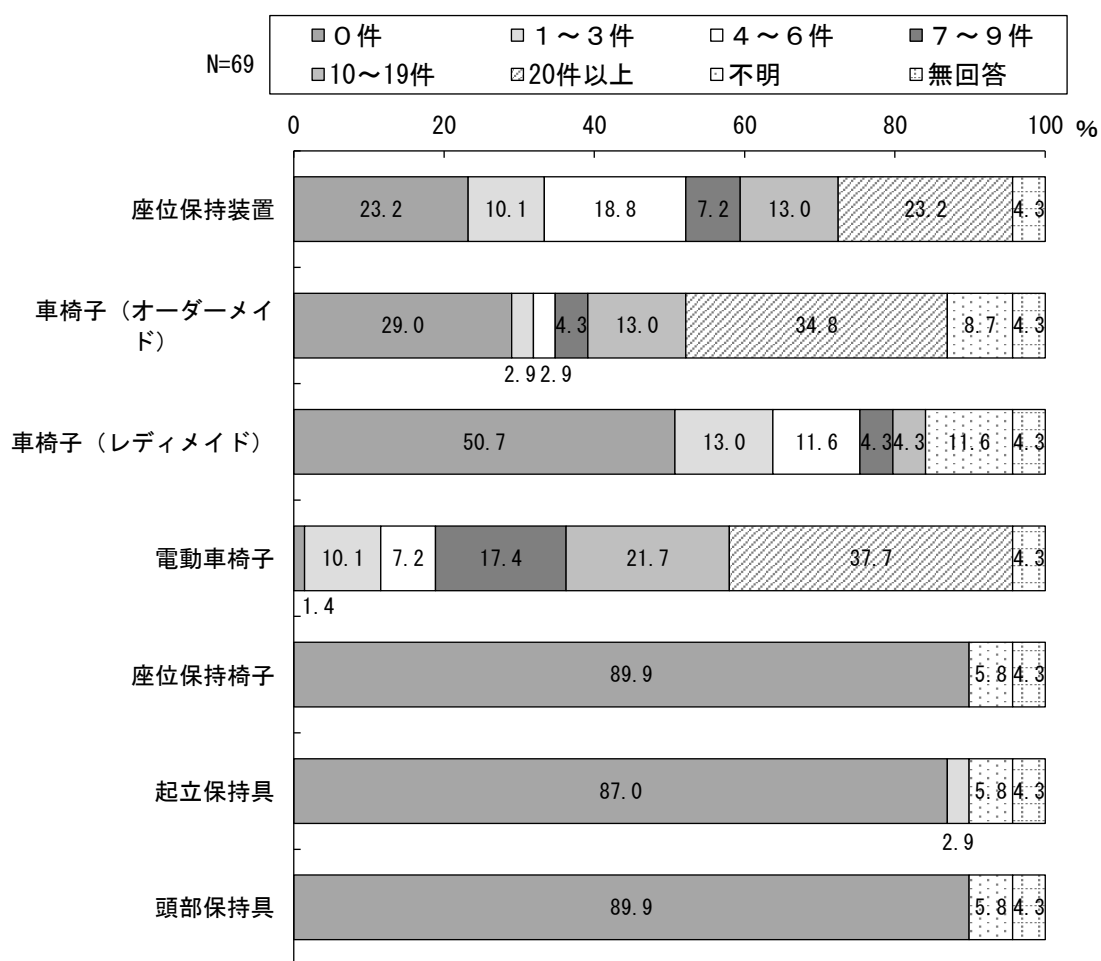
図表 51 補装具の判定業務に携わっている方（非常勤）の平均経験年数



3) 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の判定の件数 (問3)

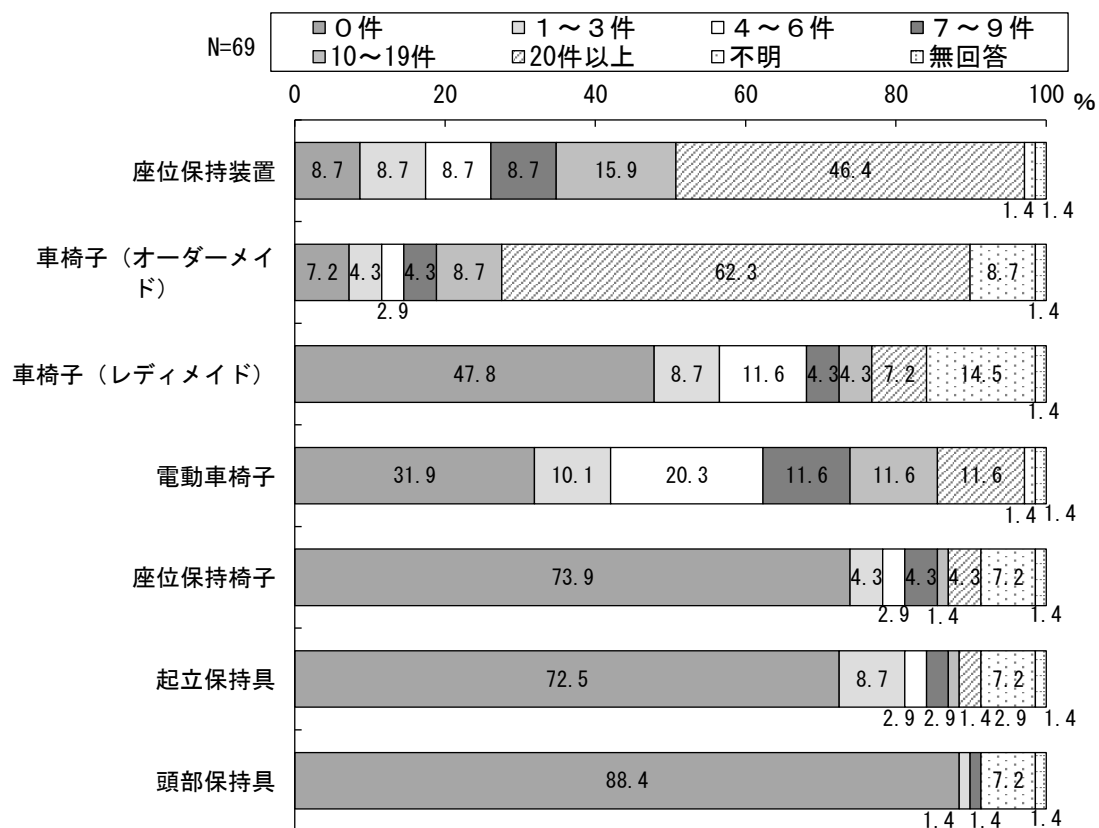
昨年度の姿勢保持に関連する補装具の直接判定の件数については、「座位保持装置」と「車椅子 (オーダーメイド)」は不明・無回答を除くと「0件」が最も多くそれぞれ23.2%と29.0%となっている。「電動車椅子」は「10~19件」が21.7%で最も多い。

図表 52 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の直接判定の件数



昨年度の姿勢保持に関連する補装具の書類判定の件数については、0件を除き、「車椅子（オーダーメイド）20件以上」が62.3%で最も多く、次いで「座位保持装置 20件以上」が46.4%であった。

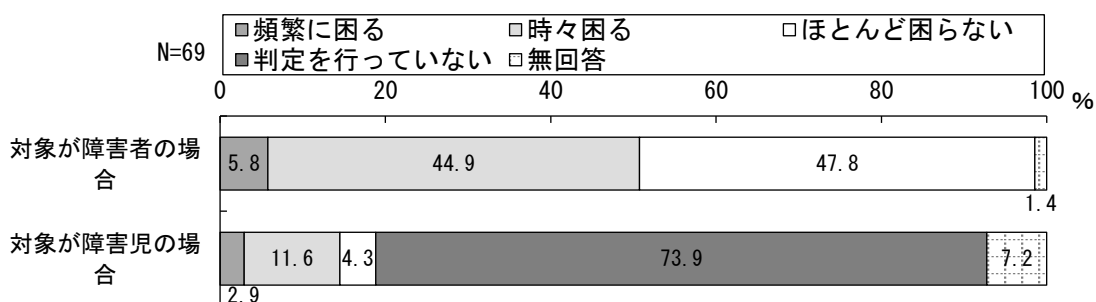
図表 53 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の書類判定の件数



4) 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る頻度 (問4①)

座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が47.8%で最も多く、次いで「時々困る」が44.9%であった。対象が障害児の場合は「判定を行っていない」が73.9%で最も多く、次いで「時々困る」が11.6%であった。

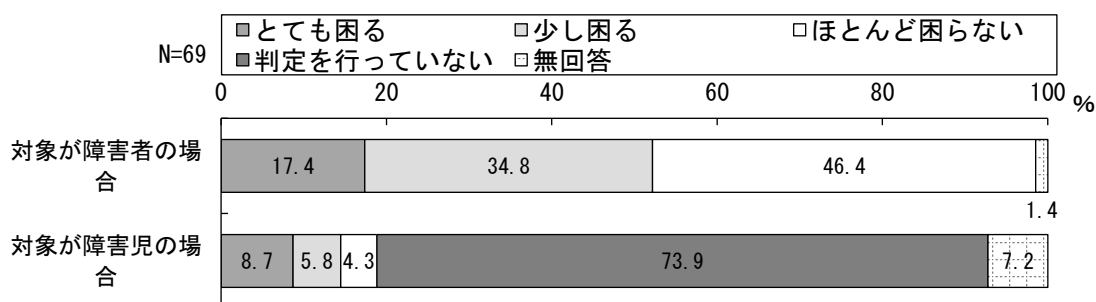
図表 54 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る頻度



5) 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る程度 (問4②)

座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が46.4%で最も多く、次いで「少し困る」が34.8%であった。対象が障害児の場合は「判定を行っていない」が73.9%で最も多く、次いで「とても困る」が8.7%であった。

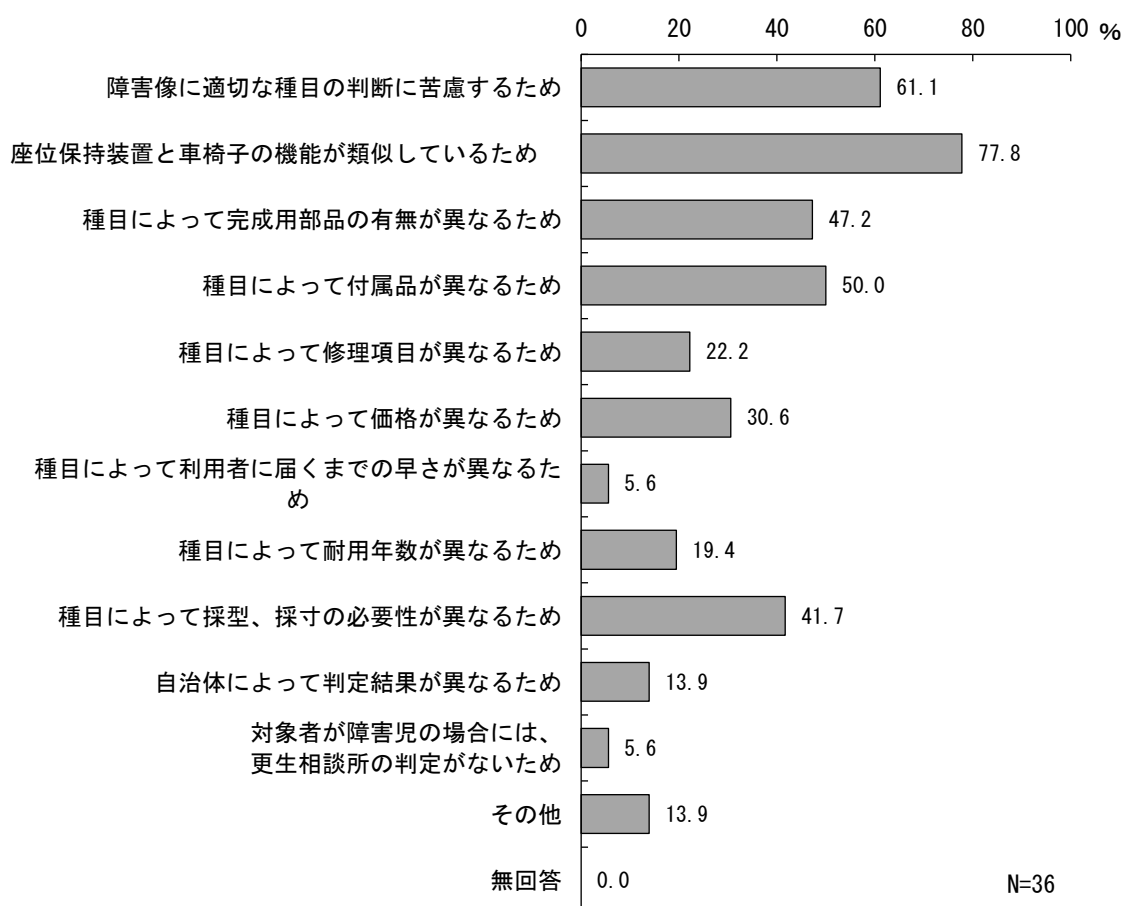
図表 55 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る程度



6) <問4の対象が障害者の場合に困る頻度、対象が障害児の場合に困る頻度、のいずれか、もしくは両方で「頻繁に困る」または「時々困る」とご回答いただいた方> 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）（問5）

座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）については、「座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため」が77.8%で最も多く、次いで「障害像に適切な種目の判断に苦慮するため」が61.1%であった。

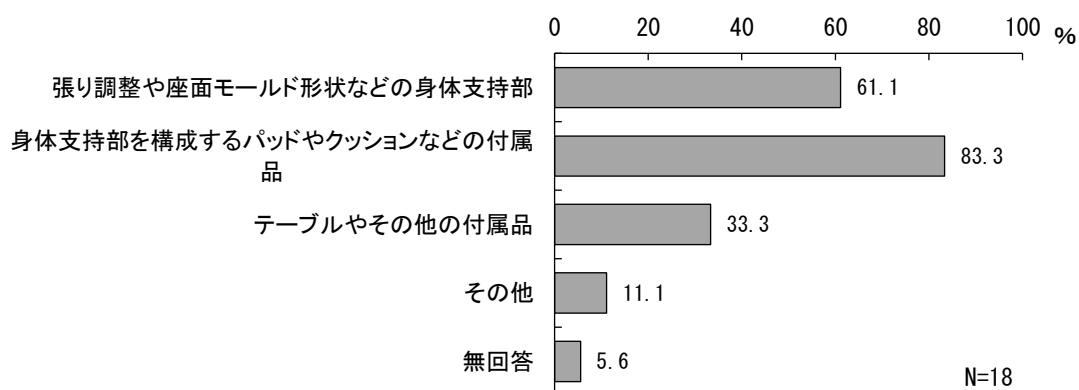
図表 56 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）



7) <問5で「種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方>どの付属品について困りますか（複数回答）（問6）

どの付属品について困りますか（複数回答）については、「身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品」が83.3%で最も多く、次いで「張り調整や座面モールド形状などの身体支持部」が61.1%であった。

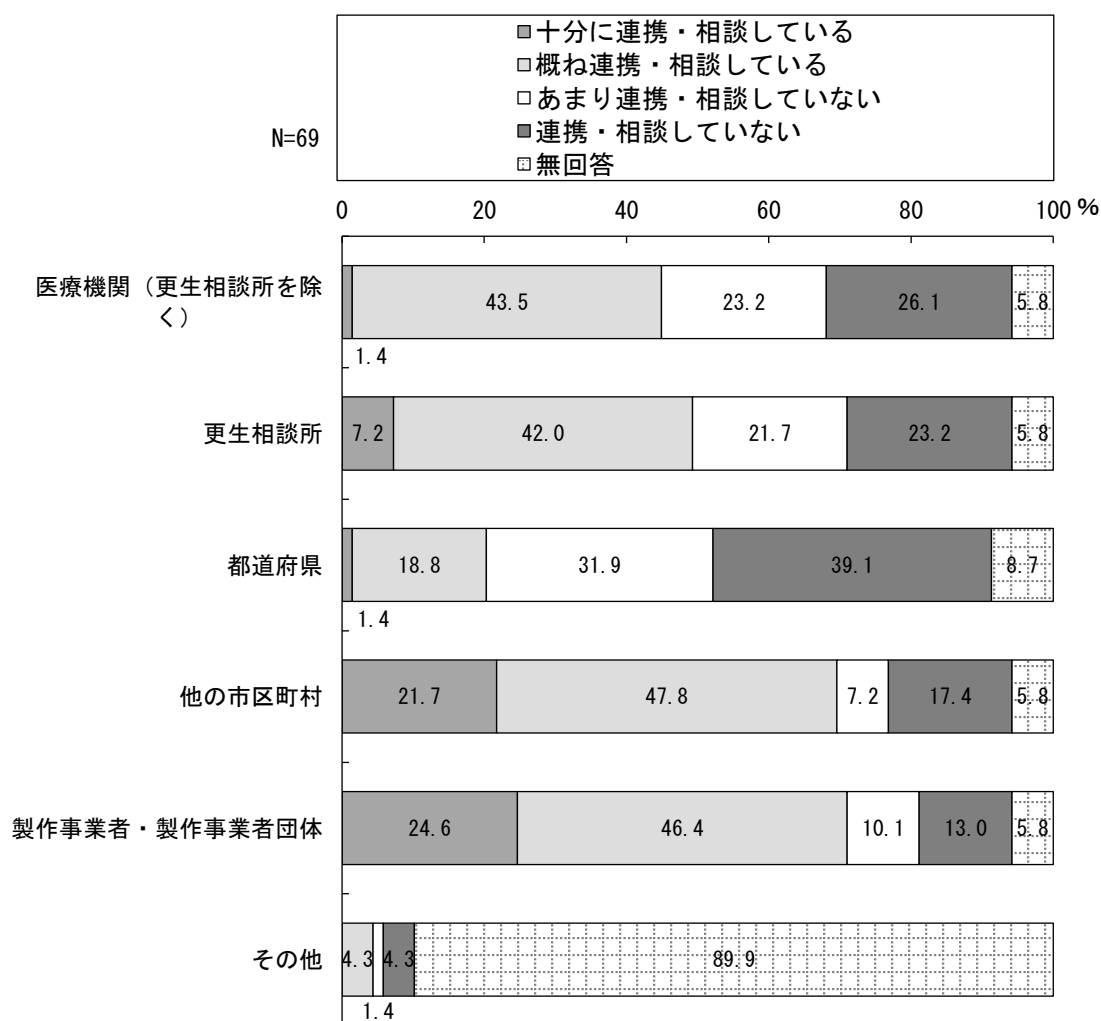
図表 57 どの付属品について困りますか（複数回答）



8) 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談 (問7)

座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談については、「他の市区町村の概ね連携・相談している」が47.8%で最も多く、次いで「製作事業者・製作事業者団体の概ね連携・相談している」が46.4%であった。

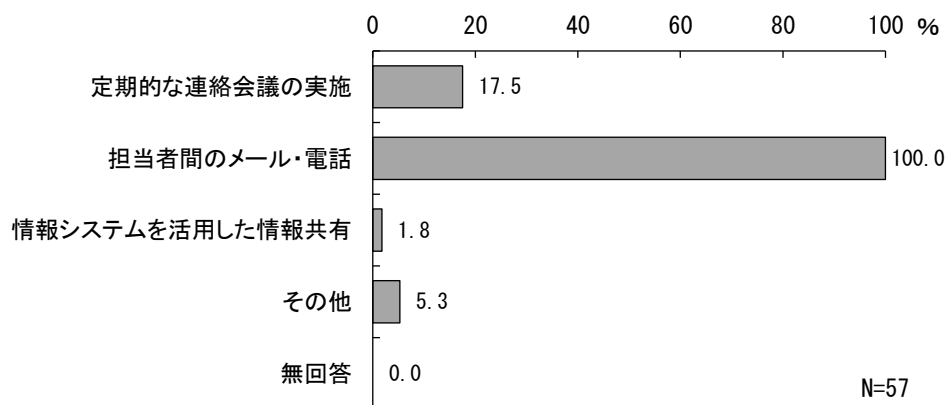
図表 58 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談



9) <問7でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談方法（複数回答）（問8）

関係機関への連携・相談方法（複数回答）については、「担当者間のメール・電話」が100.0%で最も多く、次いで「定期的な連絡会議の実施」が17.5%であった。

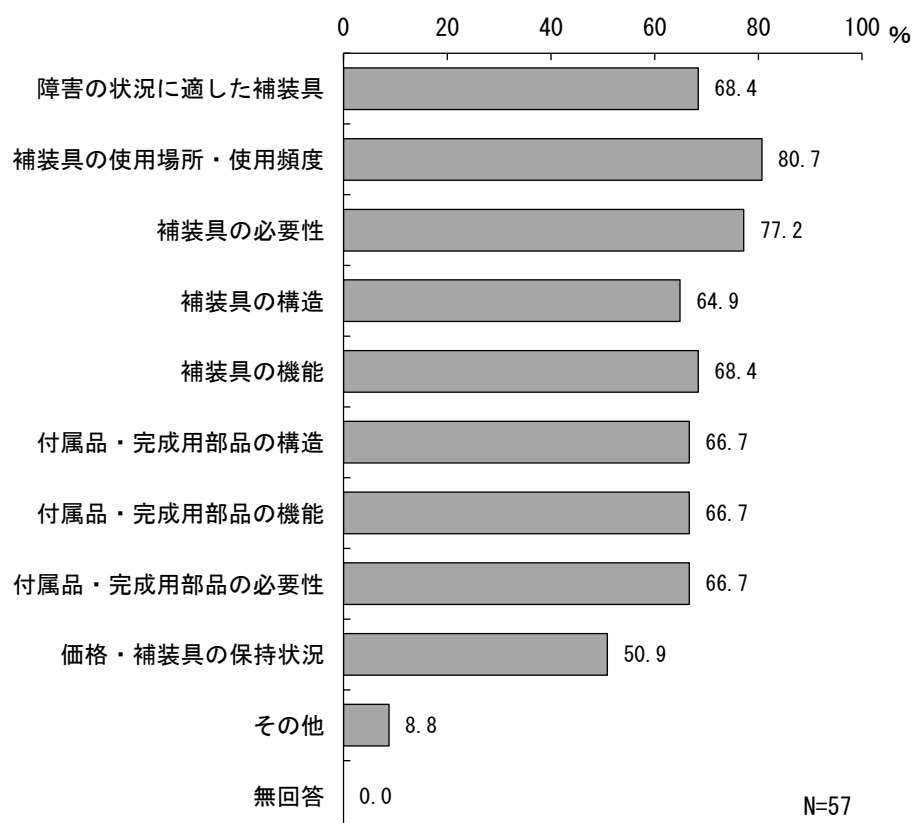
図表 59 関係機関への連携・相談方法（複数回答）



10) <問7でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談内容（複数回答）（問9）

関係機関への連携・相談内容（複数回答）については、「補装具の使用場所・使用頻度」が80.7%で最も多く、次いで「補装具の必要性」が77.2%であった。

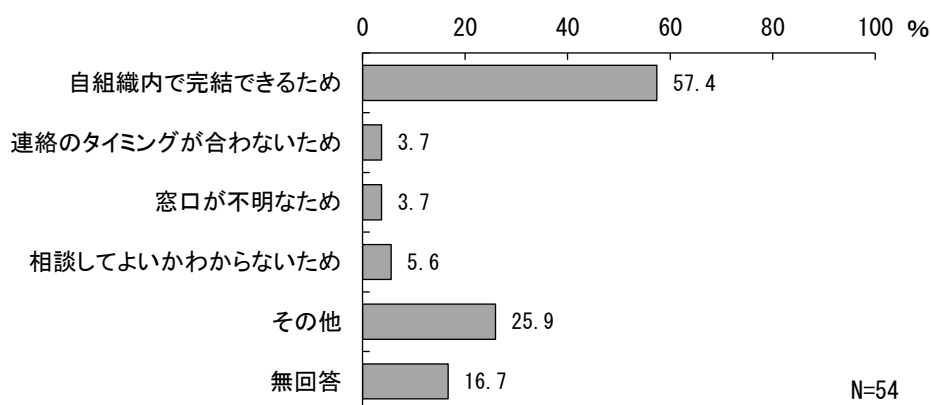
図表 60 関係機関への連携・相談内容（複数回答）



11) <問7でいずれかの機関と「あまり連携・相談していない」「連携・相談していない」とご回答いただいた方>連携・相談していない理由（複数回答）（問10）

連携・相談していない理由（複数回答）については、「自組織内で完結できるため」が57.4%で最も多く、次いで「その他」が25.9%であった。

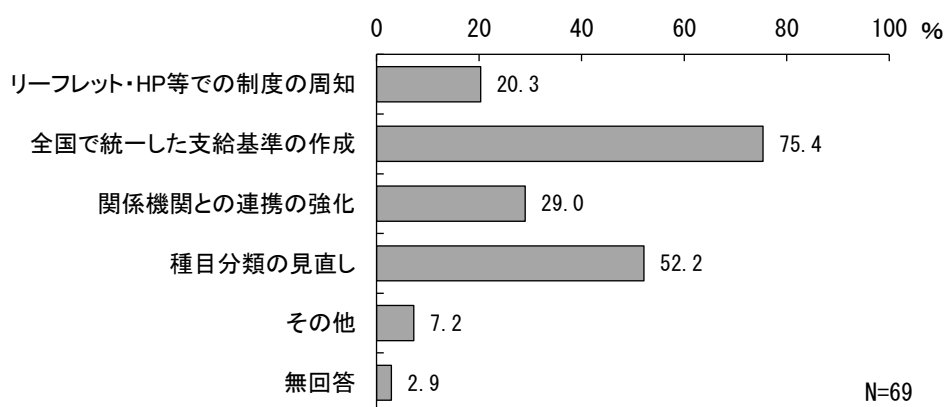
図表 61 連携・相談していない理由（複数回答）



12) 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）（問11）

種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）については、「全国で統一した支給基準の作成」が75.4%で最も多く、次いで「種目分類の見直し」が52.2%であった。

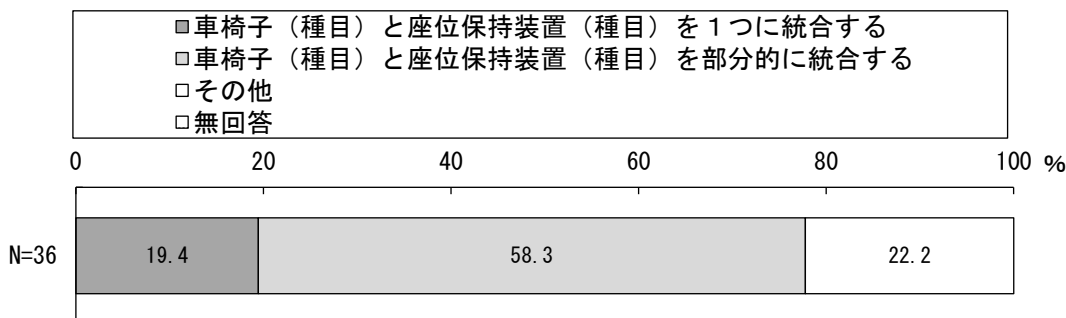
図表 62 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）



13) <問 11 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置
 についての見直し方法 (問 12)

車椅子と座位保持装置についての見直し方法については、「車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を部分的に統合する」が 58.3%で最も多く、次いで「その他」が 22.2%であった。

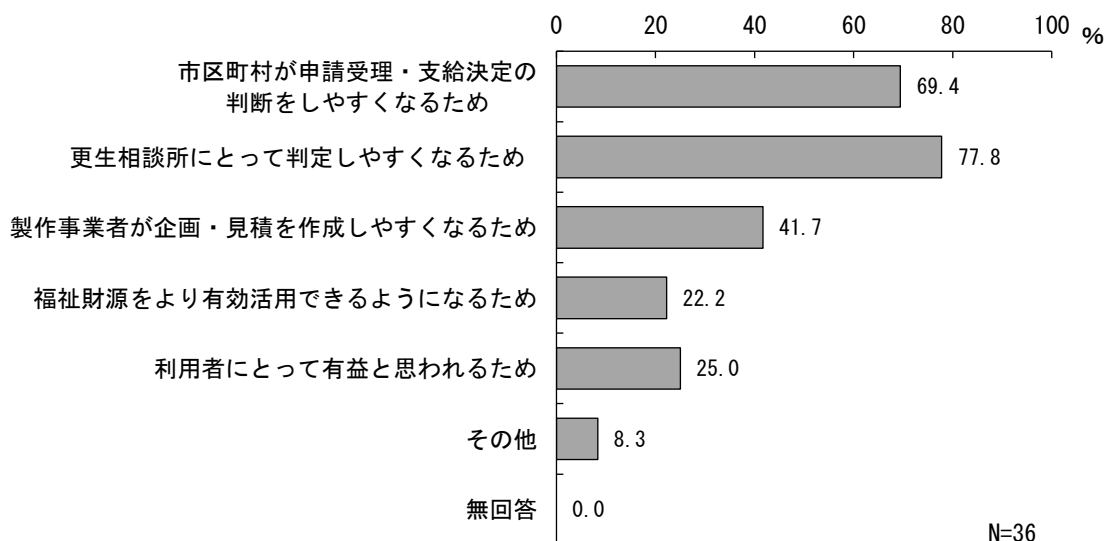
図表 63 車椅子と座位保持装置についての見直し方法



14) <問 12にご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）（問 13）

車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）については、「更生相談所にとっては判定しやすくなるため」が 77.8%で最も多く、次いで「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため」が 69.4%であった。

図表 64 車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）

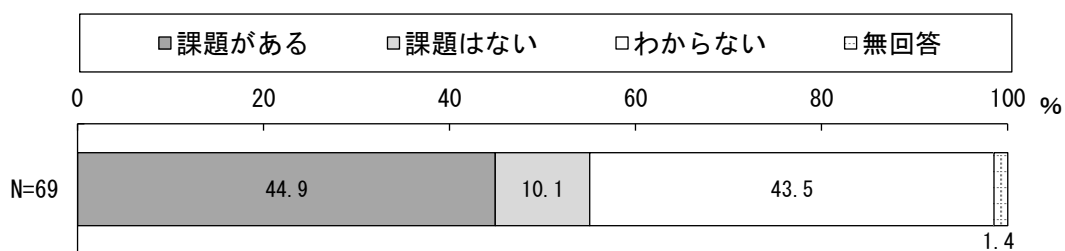


15) 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）

(問 14)

車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）については、「課題がある」が44.9%で最も多く、次いで「わからない」が43.5%であった。

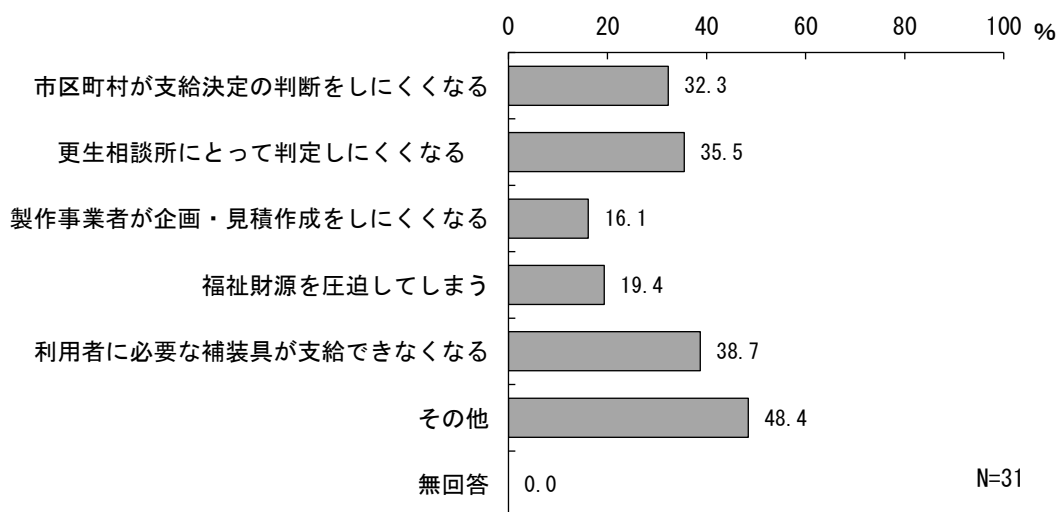
図表 65 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題
(複数回答)



16) <問 14 で「課題がある」とご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答） (問 15)

車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）については、「その他」が48.4%で最も多く、次いで「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」が38.7%であった。

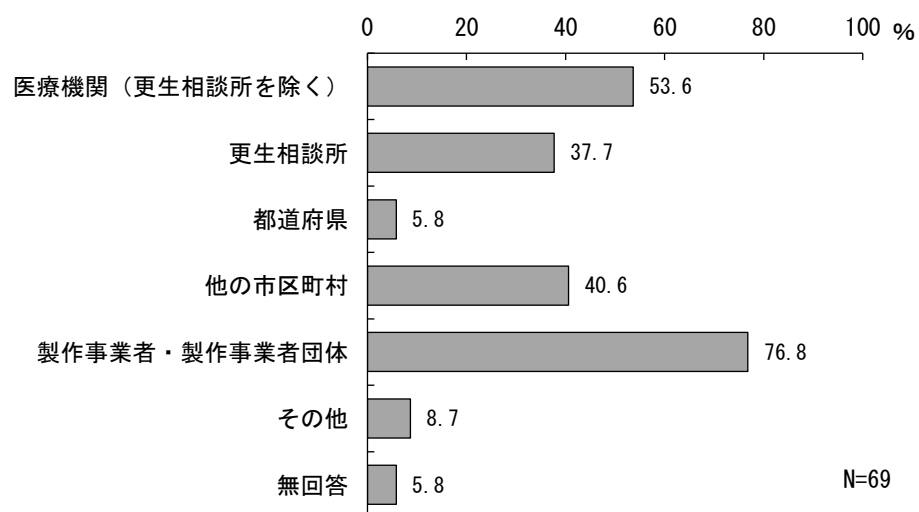
図表 66 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容
(複数回答)



17) 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る場合において、必要と
感じる連携・相談先（複数回答）（問 16）

座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る場合において、必要と感じる連
携・相談先（複数回答）については、「製作事業者・製作事業者団体」が 76.8%で最も多
く、次いで「医療機関（更生相談所を除く）」が 53.6%であった。

図表 67 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、迷い、困る場合において、
必要と感じる連携・相談先（複数回答）

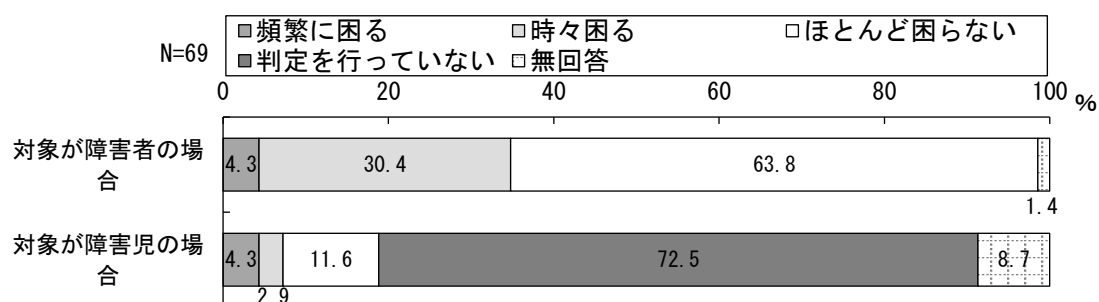


【座位保持装置と電動車椅子】

18) 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る頻度 (問 17①)

座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が63.8%で最も多く、次いで「時々困る」が30.4%であった。対象が障害児の場合は「判定を行っていない」が72.5%で最も多く、次いで「ほとんど困らない」が11.6%であった。

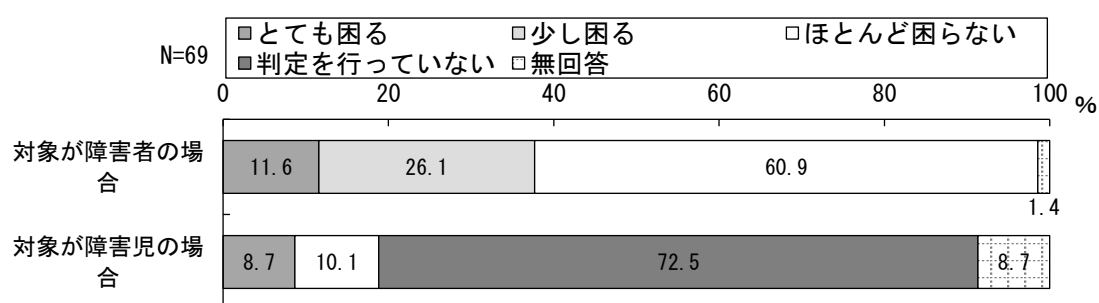
図表 68 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る頻度



19) 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る程度 (問 17②)

座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が60.9%で最も多く、次いで「少し困る」が26.1%であった。対象が障害児の場合は「判定を行っていない」が72.5%で最も多く、次いで「ほとんど困らない」が10.1%であった。

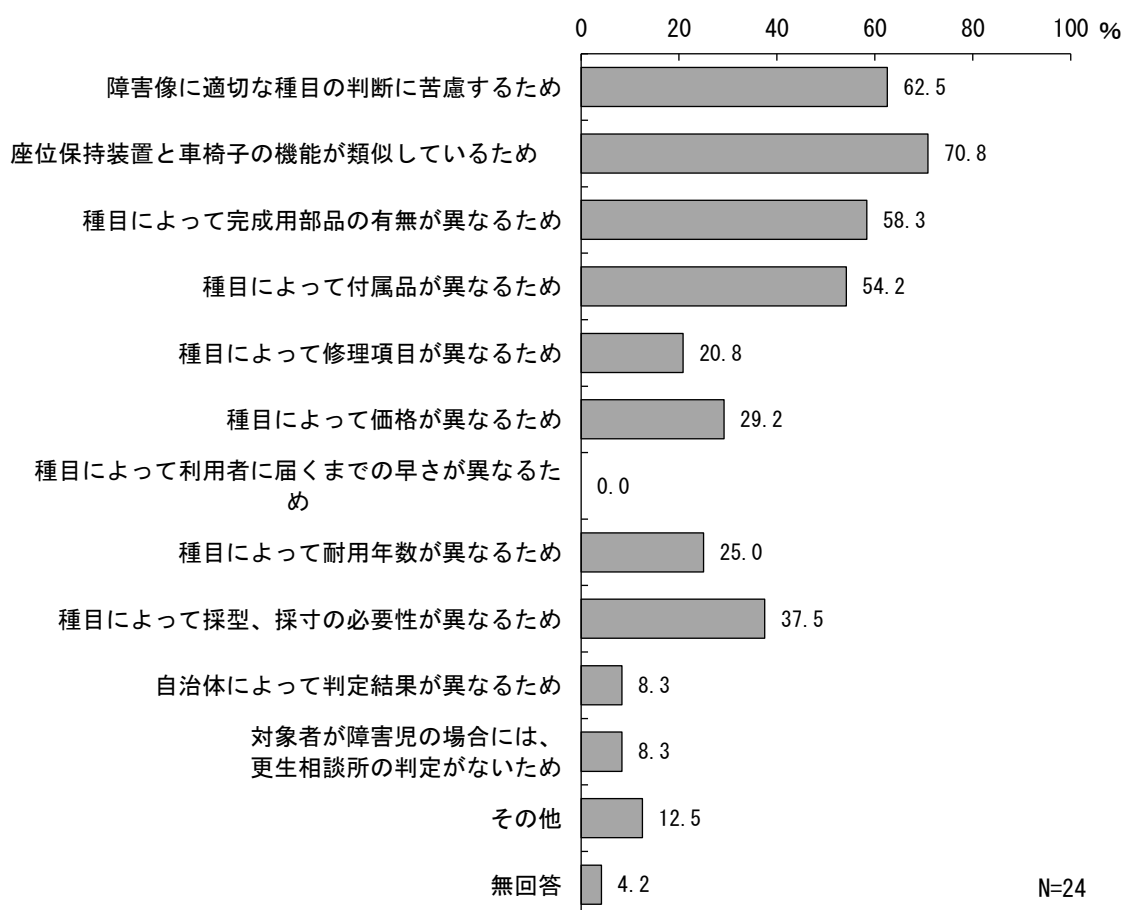
図表 69 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る程度



20) <問 17 の対象が障害者の場合に困る頻度、対象が障害児の場合に困る頻度、のいずれか、もしくは両方で「頻繁に困る」または「時々困る」とご回答いただいた方>座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る理由（複数回答）
 (問 18)

座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る理由（複数回答）については、「座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため」が 70.8%で最も多く、次いで「障害像に適切な種目の判断に苦慮するため」が 62.5%であった。

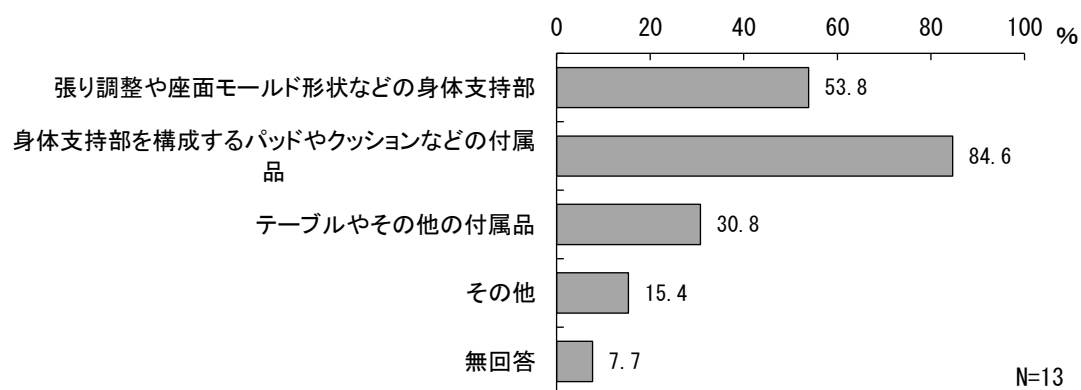
図表 70 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る理由
 (複数回答)



21) <問 18 で「種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方>どの付属品について困りますか（複数回答）（問 19）

どの付属品について困りますか（複数回答）については、「身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品」が 84.6%で最も多く、次いで「張り調整や座面モールド形状などの身体支持部」が 53.8%であった。

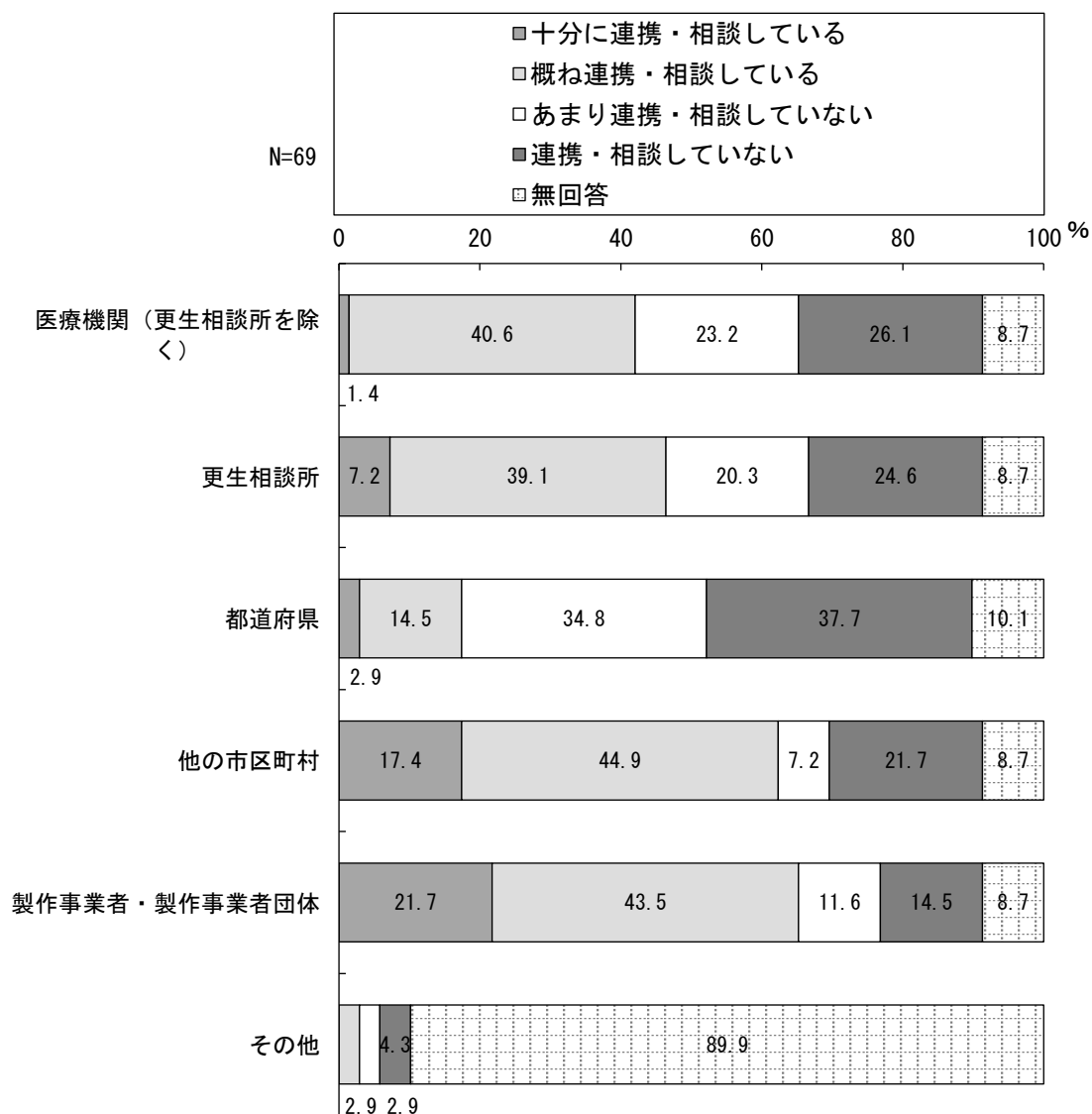
図表 71 どの付属品について困りますか（複数回答）



22) 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談 (問 20)

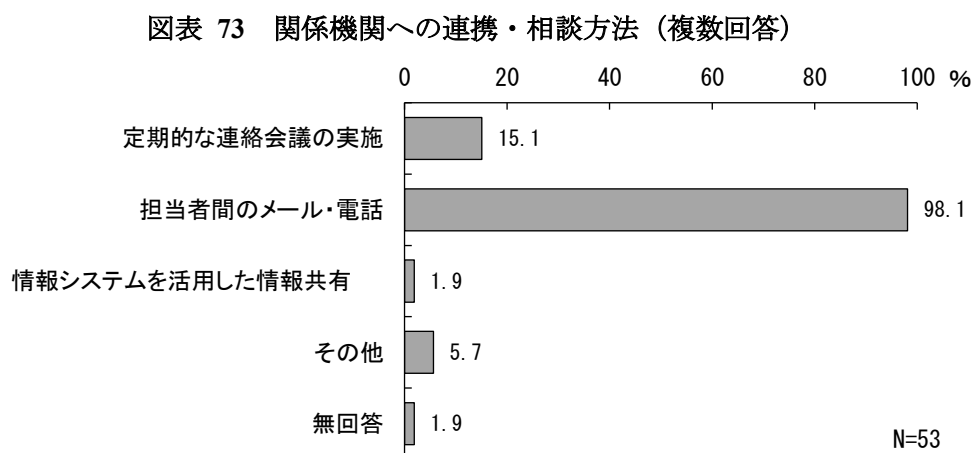
座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談については、「他の市区町村の概ね連携・相談している」が44.9%で最も多く、次いで「製作事業者・製作事業者団体の概ね連携・相談している」が43.5%であった。

図表 72 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る場合における関係機関への連携・相談



23) <問 20 でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談方法（複数回答）（問 21)

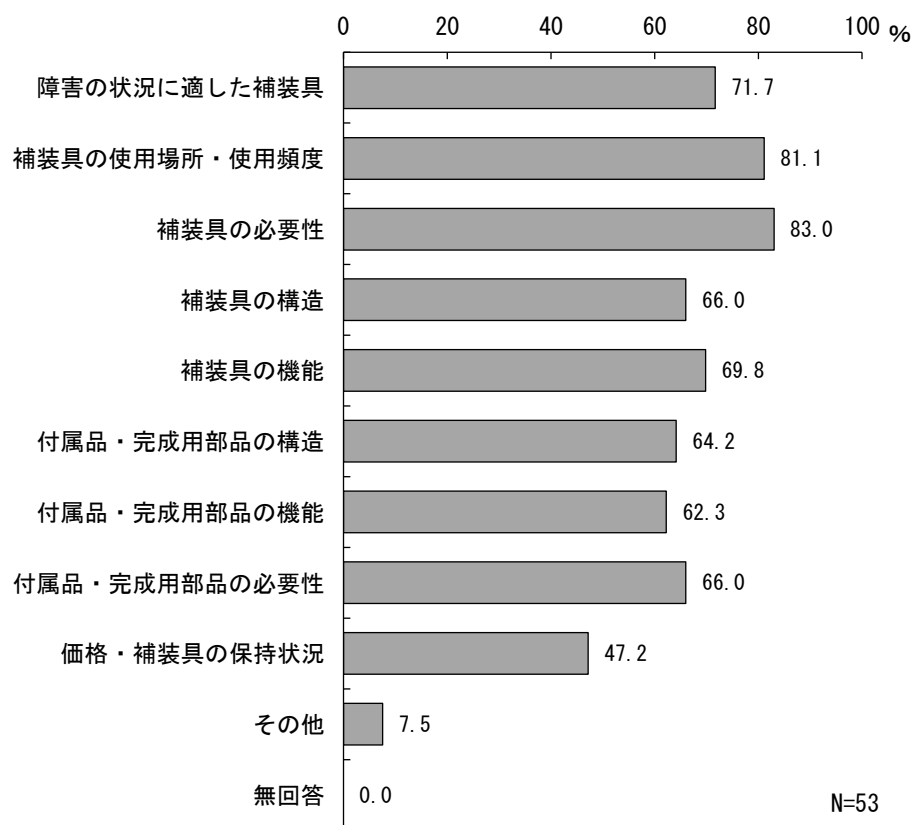
関係機関への連携・相談方法（複数回答）については、「担当者間のメール・電話」が 98.1%で最も多く、次いで「定期的な連絡会議の実施」が 15.1%であった。



24) <問 20 でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談内容（複数回答）（問 22）

関係機関への連携・相談内容（複数回答）については、「補装具の必要性」が 83.0%で最も多く、次いで「補装具の使用場所・使用頻度」が 81.1%であった。

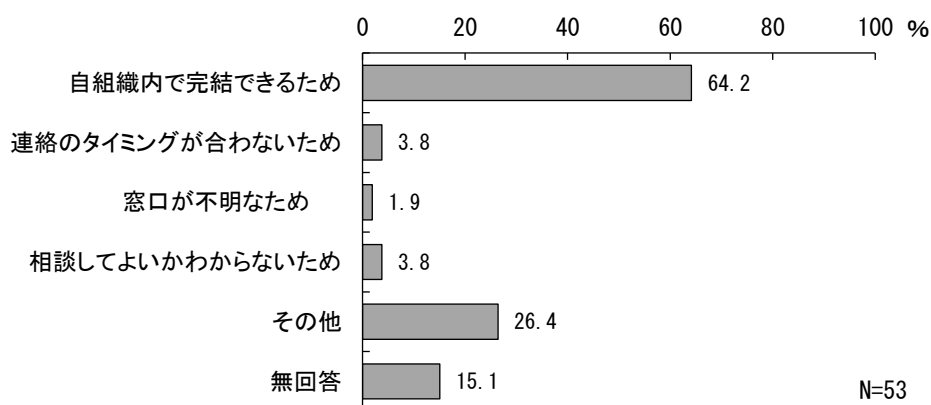
図表 74 関係機関への連携・相談内容（複数回答）



25) <問 20 でいずれかの機関と「あまり連携・相談していない」「連携・相談していない」とご回答いただいた方>連携・相談していない理由（複数回答）（問 23）

連携・相談していない理由（複数回答）については、「自組織内で完結できるため」が 64.2%で最も多く、次いで「その他」が 26.4%であった。

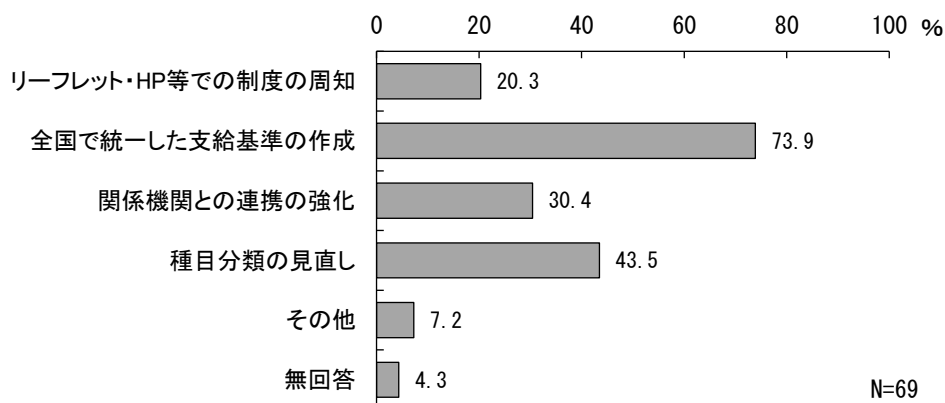
図表 75 連携・相談していない理由（複数回答）



26) 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）（問 24）

種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）については、「全国で統一した支給基準の作成」が 73.9%で最も多く、次いで「種目分類の見直し」が 43.5%であった。

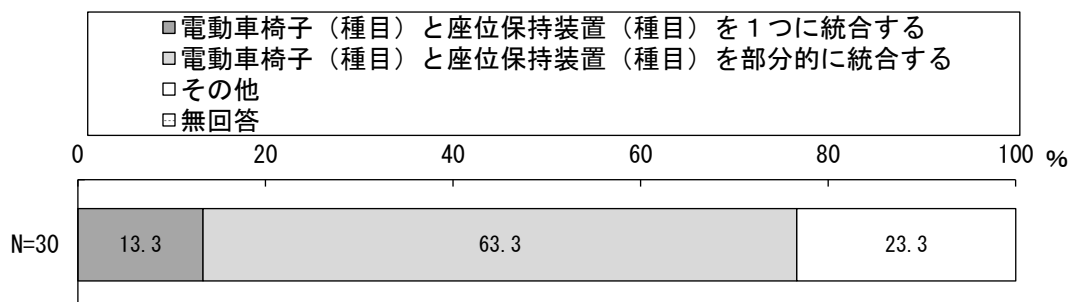
図表 76 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段（複数回答）



27) <問 24 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法 (問 25)

電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法については、「電動車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を部分的に統合する」が 63.3%で最も多く、次いで「その他」が 23.3%であった。

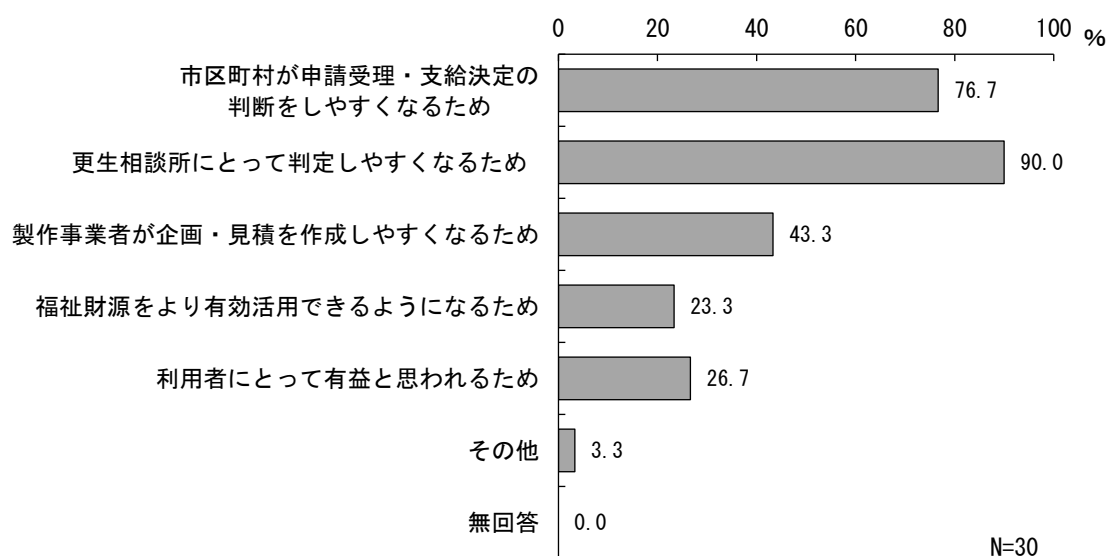
図表 77 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法



28) <問 25 にご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答) (問 26)

電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答) については、「更生相談所にとって判定しやすくなるため」が 90.0%で最も多く、次いで「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため」が 76.7%であった。

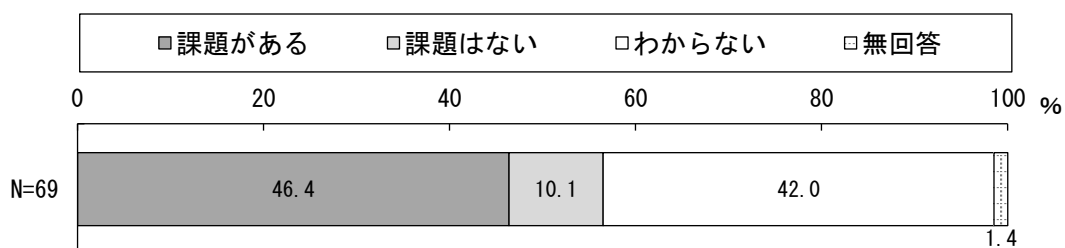
図表 78 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答)



29) 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題 (問 27)

電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題については、「課題がある」が46.4%で最も多く、次いで「わからない」が42.0%であった。

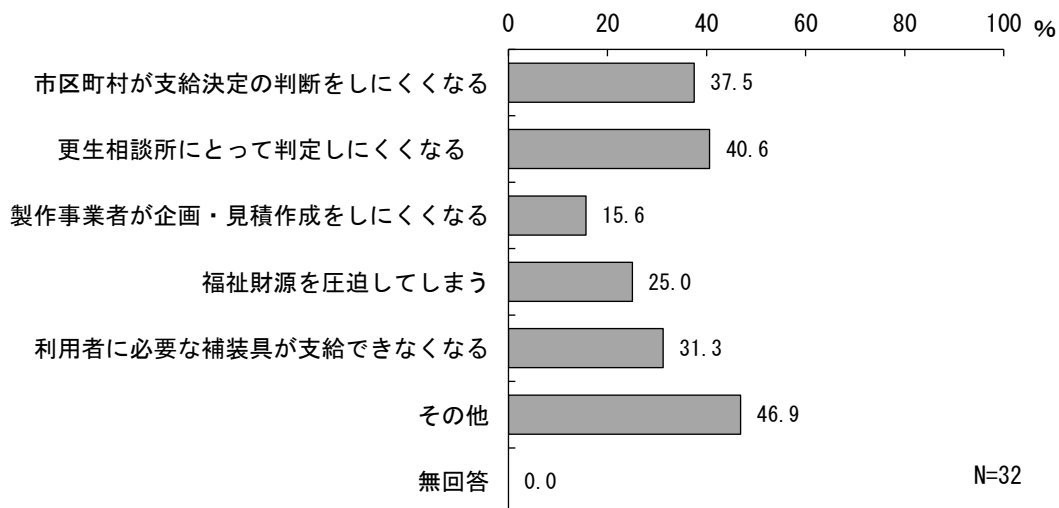
図表 79 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題



30) <問 27 で「課題がある」とご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容 (問 28)

電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容については、「その他」が46.9%で最も多く、次いで「更生相談所にとって判定しにくくなる」が40.6%であった。

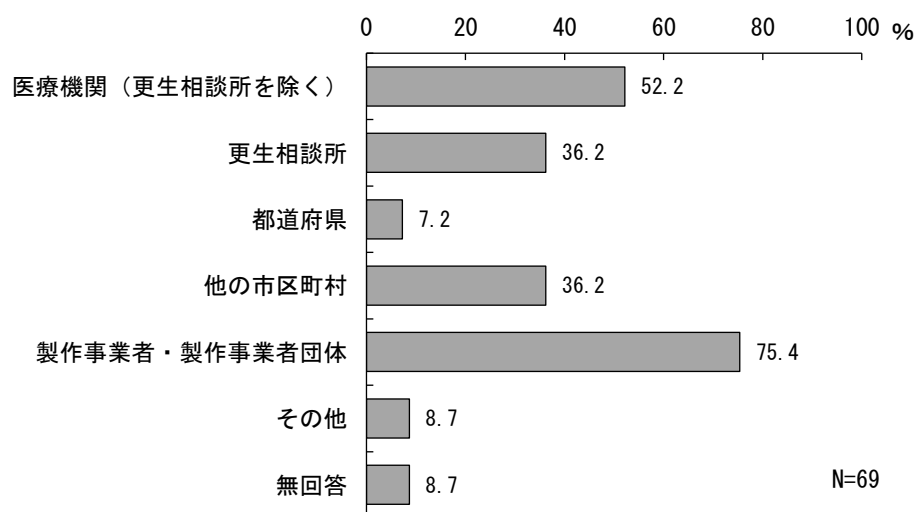
図表 80 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容



31) 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）（問 29）

座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）については、「製作事業者・製作事業者団体」が75.4%で最も多く、次いで「医療機関（更生相談所を除く）」が52.2%であった。

図表 81 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）

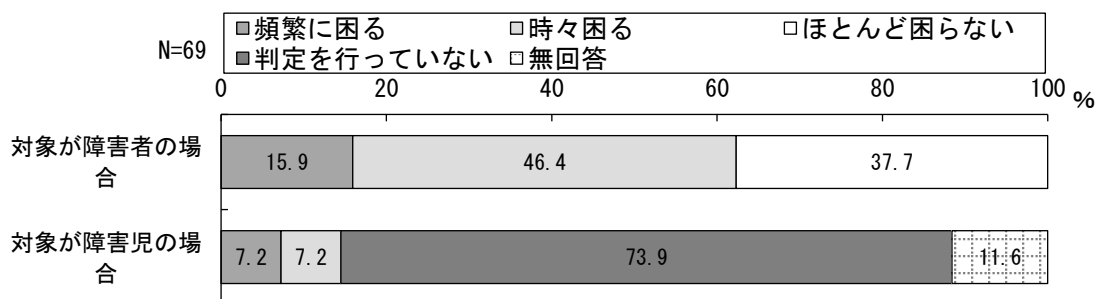


【種目「座位保持装置」】

32) 座位保持装置の複数判定をしてよいかどうかで、迷い、困る頻度（問 30①）

座位保持装置の複数判定をしてよいかどうかで、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「時々困る」が46.4%で最も多く、次いで「ほとんど困らない」が37.7%であった。対象が障害児の場合は「判定を行っていない」が73.9%で最も多く、次いで「頻繁に困る、時々困る」が共に7.2%であった。

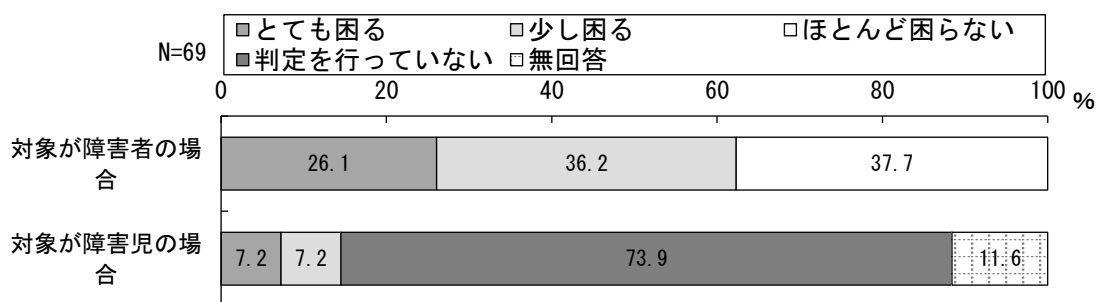
図表 82 座位保持装置の複数判定をしてよいかどうかで、迷い、困る頻度



33) 座位保持装置の複数判定をしてよいかどうかで、迷い、困る程度 (問 30②)

座位保持装置の複数判定をしてよいかどうかで、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が37.7%で最も多く、次いで「少し困る」が36.2%であった。対象が障害児の場合は「判定を行っていない」が73.9%で最も多く、次いで「とても困る、少し困る」が共に7.2%であった。

図表 83 座位保持装置の複数判定をしてよいかどうかで、迷い、困る程度



34) <問 30 の対象が障害者の場合の困る頻度、対象が障害児の場合の困る頻度のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方>困る理由（自由記述）（問 31）

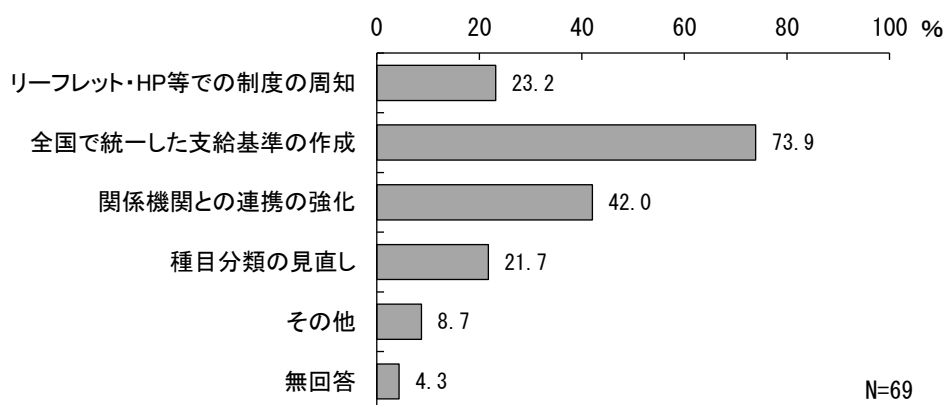
※主な回答は以下の通り。

- ・補装具の使用場所、頻度、障害児から障害者へ年齢の切り替わりの判定が困る。
- ・座位保持装置の特例補装具について、判断に苦慮している。
- ・特例部品を含む特例補装具の価格が、製作事業者一任になりやすい。
- ・目的ごとに座位保持装置を申請しようとするケースが後を絶たない（自宅用、学校用、お食事用 etc.）。目的ごとに分けるのは適切ではないと、繰り返し指導している。
- ・車椅子を支給されている方だと、種目の重複の判断に迷うことがある。
- ・複数支給の判定をしてよい理由であるかどうか判断に困る。
- ・必要性を判断する基準が曖昧なため。
- ・複数支給の場合、使用中の座位保持装置の台数や使用目的の使用場所がさまざまな理由であること。どこまでを認めるか判断に悩む。
- ・座位保持装置は使用部品が複雑多岐にわたり、しかも高額であるため。
- ・完成用部品を多用した高額なものがある。リハビリや生活の利便性を主とした希望など、必要性の判断が難しい。
- ・既に複数支給されている障害児→障害者になってからの複数支給の判定に苦慮することがある。障害状況や生活状況がさまざまであり、複数支給の必要性の判断に苦慮することがある。
- ・用途として自宅用・学校（施設）用、車載（移動等）用があるため。
- ・生活状況（使用環境）と補装具としての個数の問題がある。
- ・座位保持装置は類似する補装具が多く、申請者にとって真に必要なのか判断に迷う。
- ・座位保持装置と腹臥位、座位保持装置とカーシート等用途が違うものは支給することが多いが、基本補装具は1つなので、できれば統一見解がほしい。
- ・室内用の座位保持装置と屋外利用の車椅子に座位保持機能を付ける場合の支給の判断が難しい。
- ・生命維持のため3具目の必要性を検討したい事例が時々ある。
- ・学校用（または施設用）という理由で複数支給している人がいる一方、1具のみで対応している人もいるため、公平性の観点で支給決定に困惑することがある。
- ・障害児の複数使用から障害者（18歳以上）となった時点で、1台での生活をお願いすること。障害児に限られる座位保持椅子、起立保持具、排便補助具等も障害者はすべて座位保持装置となることがある。
- ・車椅子で座位保持が可能と思われるが、別に座位保持装置を希望される際等が困る。

35) 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段
(複数回答) (問 32)

種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段(複数回答)については、「全国で統一した支給基準の作成」が73.9%で最も多く、次いで「関係機関との連携の強化」が42.0%であった。

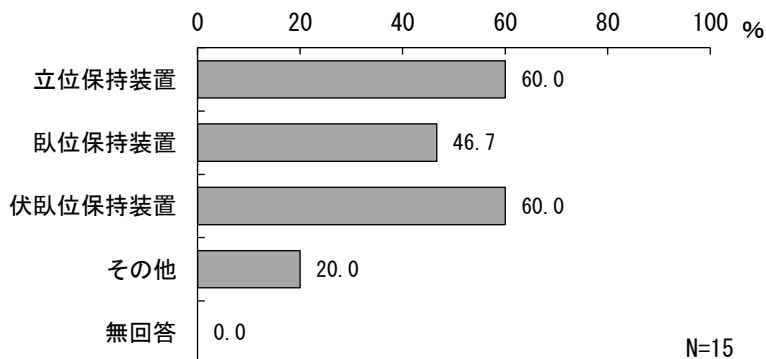
図表 84 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段(複数回答)



36) <問 32 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方> 座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの(複数回答) (問 33)

座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの(複数回答)については、「立位保持装置、伏臥位保持装置」が共に60.0%で最も多く、次いで「臥位保持装置」が46.7%であった。

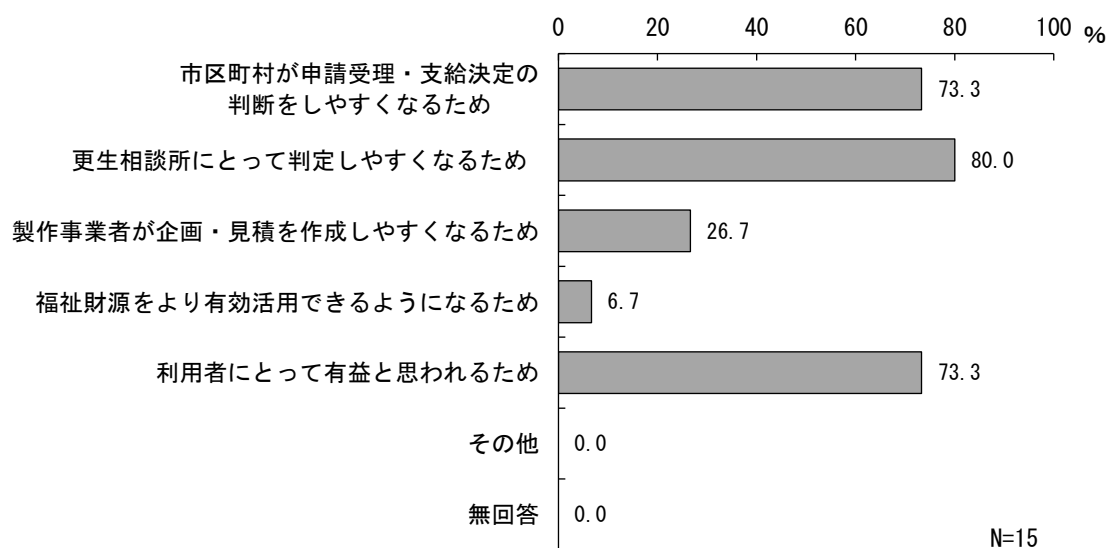
図表 85 座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの(複数回答)



37) <問 32 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>種目の見直しを選んだ理由（複数回答）（問 34）

種目の見直しを選んだ理由（複数回答）については、「更生相談所にとって判定しやすくなるため」が 80.0%で最も多く、次いで「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため、利用者にとって有益と思われるため」が共に 73.3%であった。

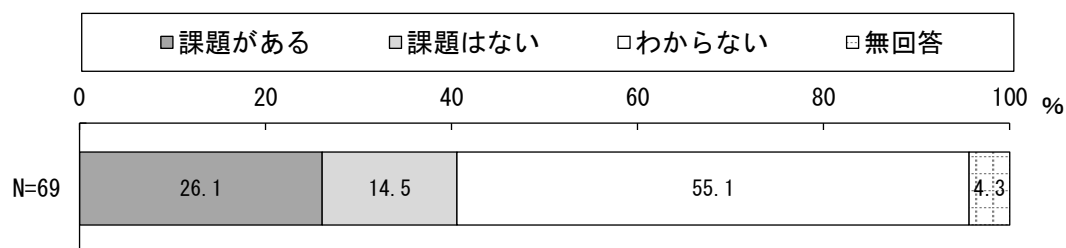
図表 86 種目の見直しを選んだ理由（複数回答）



38) 座位保持装置の種目を分ける場合の課題（問 35）

座位保持装置の種目を分ける場合の課題については、「わからない」が 55.1%で最も多く、次いで「課題がある」が 26.1%であった。

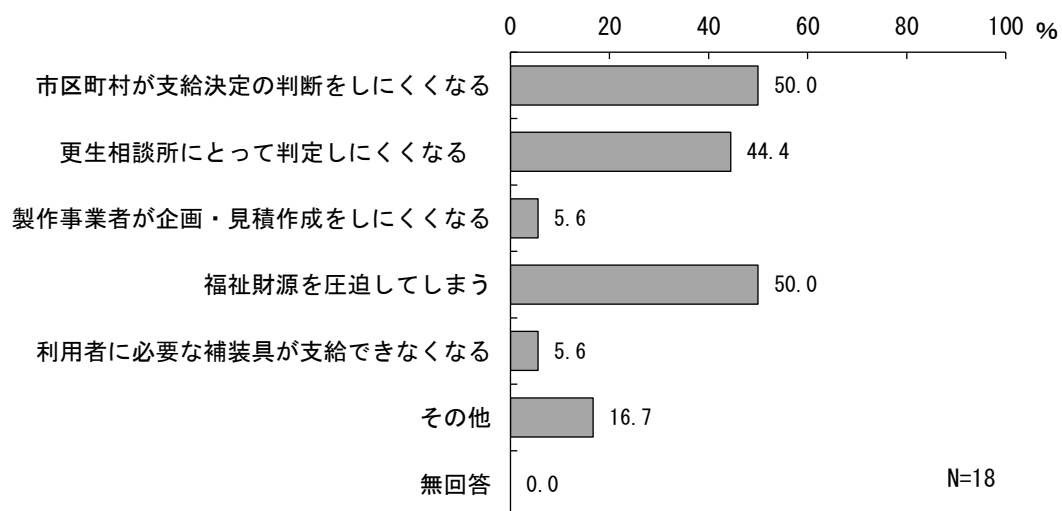
図表 87 座位保持装置の種目を分ける場合の課題



39) <問 35 で「課題がある」とご回答いただいた方>座位保持装置の種目を分ける
場合の課題の内容（複数回答）（問 36）

座位保持装置の種目を分ける場合の課題の内容（複数回答）については、「市区町村が
支給決定の判断をしにくくなる、福祉財源を圧迫してしまう」が共に 50.0%で最も多く、
次いで「更生相談所にとって判定しにくくなる」が 44.4%であった。

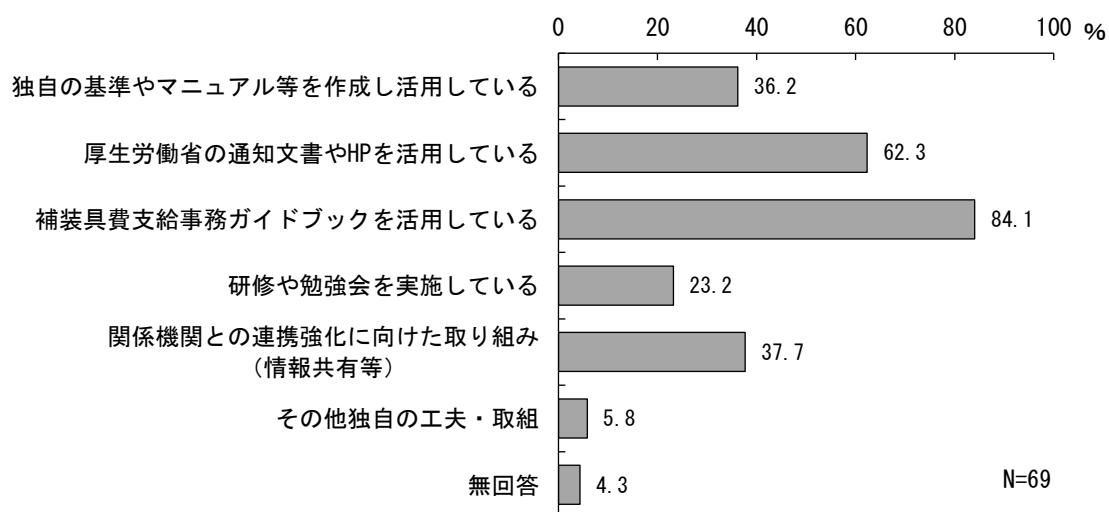
図表 88 座位保持装置の種目を分ける場合の課題の内容（複数回答）



40) 機能が類似する補装具の判定を困らないようにするために行っている取組（複数回答）（問 37）

機能が類似する補装具の判定を困らないようにするために行っている取組（複数回答）については、「補装具費支給事務ガイドブックを活用している」が 84.1%で最も多く、次いで「厚生労働省の通知文書や HP を活用している」が 62.3%であった。

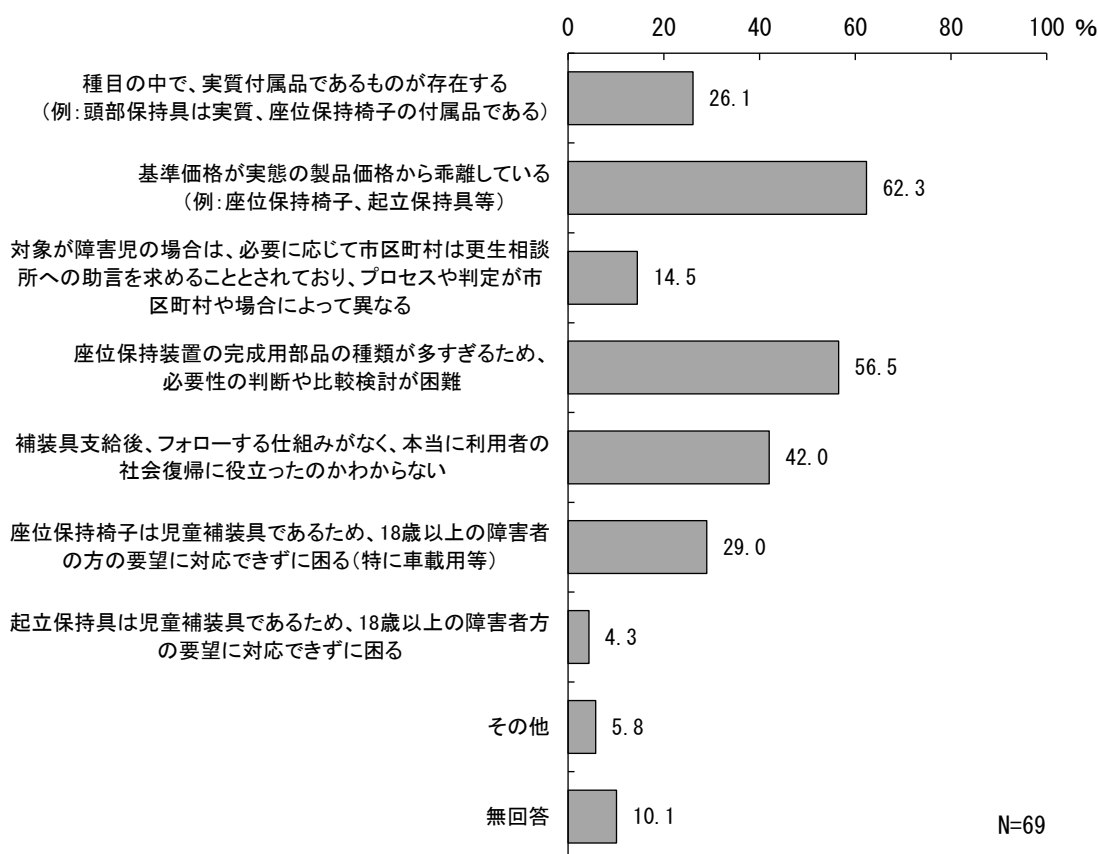
図表 89 機能が類似する補装具の判定を困らないようにするために行っている取組（複数回答）



41) 課題であると感じるもの（複数回答） （問 38）

課題であると感じるもの（複数回答）については、「基準価格が実態の製品価格から乖離している（例：座位保持椅子、起立保持具等）」が 62.3%で最も多く、次いで「座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難」が 56.5%であった。

図表 90 課題であると感じるもの（複数回答）

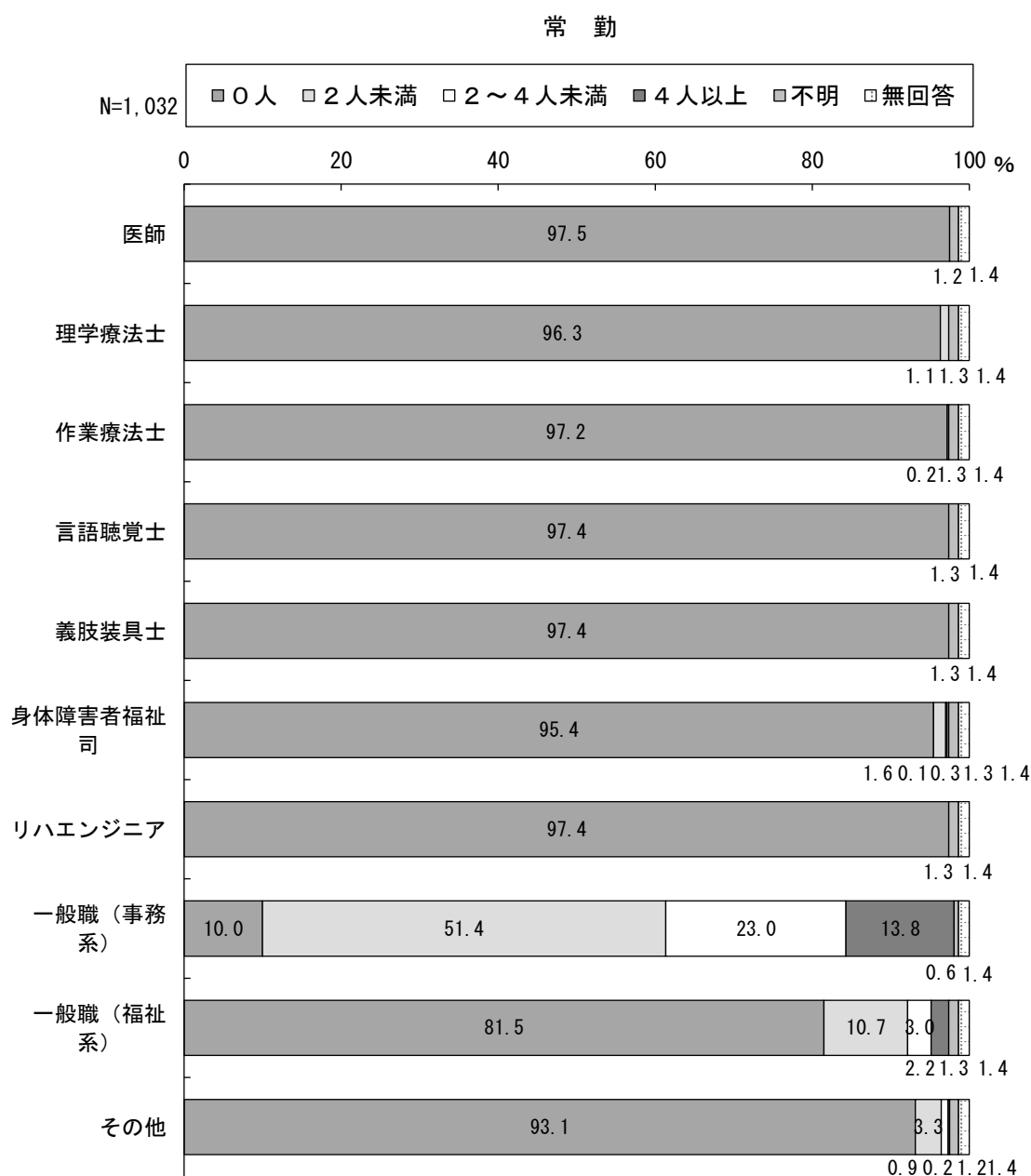


(3) 市区町村の回答

1) 補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（常勤）の人数、平均経験年数
 (問 2①)

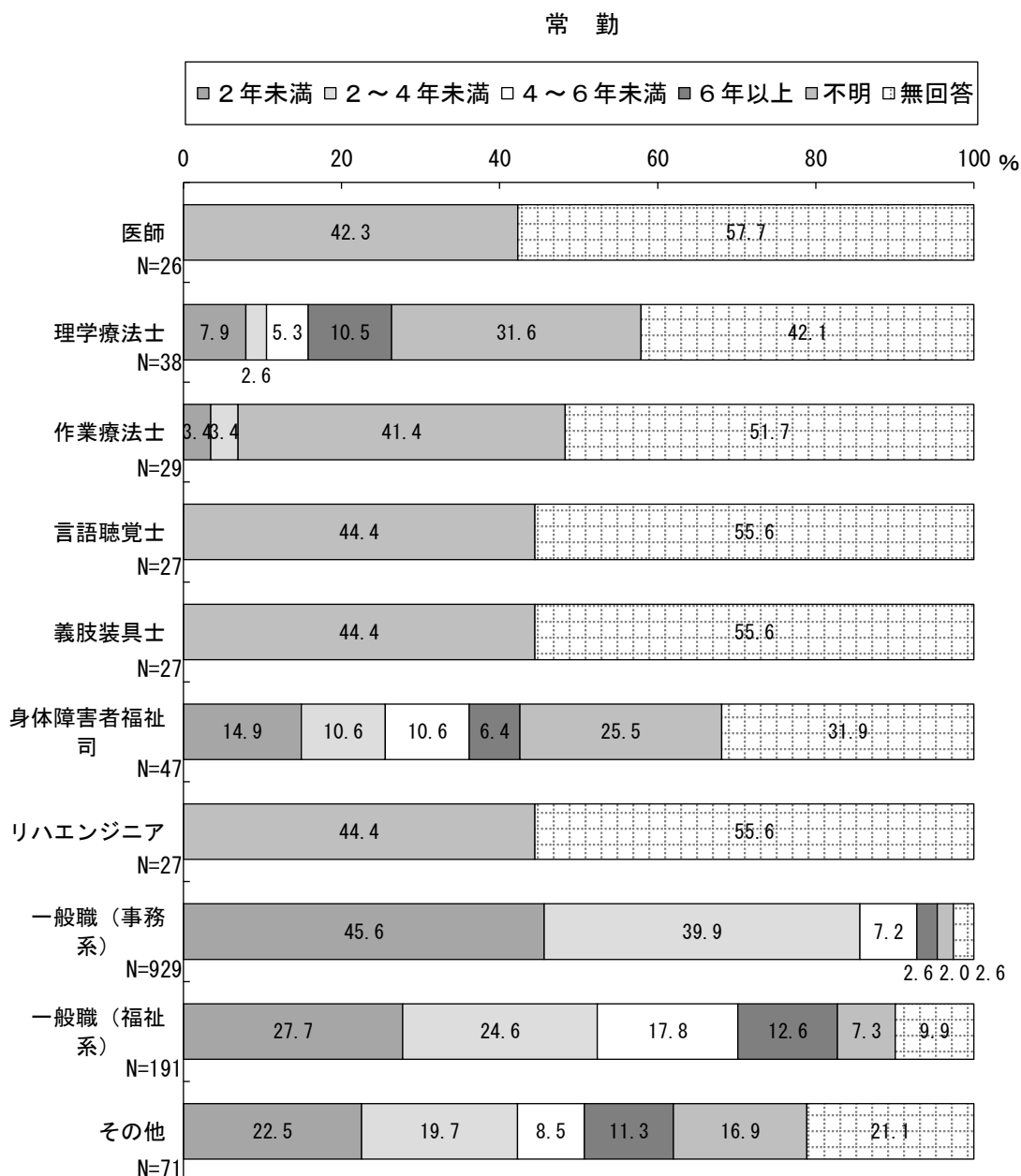
補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（常勤）の人数については、その他、および0人の回答を除き「一般職（事務系）2人未満」が51.4%で最も多く、次いで「一般職（事務系）2～4人未満」が23.0%であった。

図表 91 補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（常勤）の人数



補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（常勤）の平均経験年数については、不明、無回答、その他を除き「一般職（事務系）で2年未満」が45.6%で最も多く、次いで「一般職（事務系）で2~4年未満」が39.9%であった。

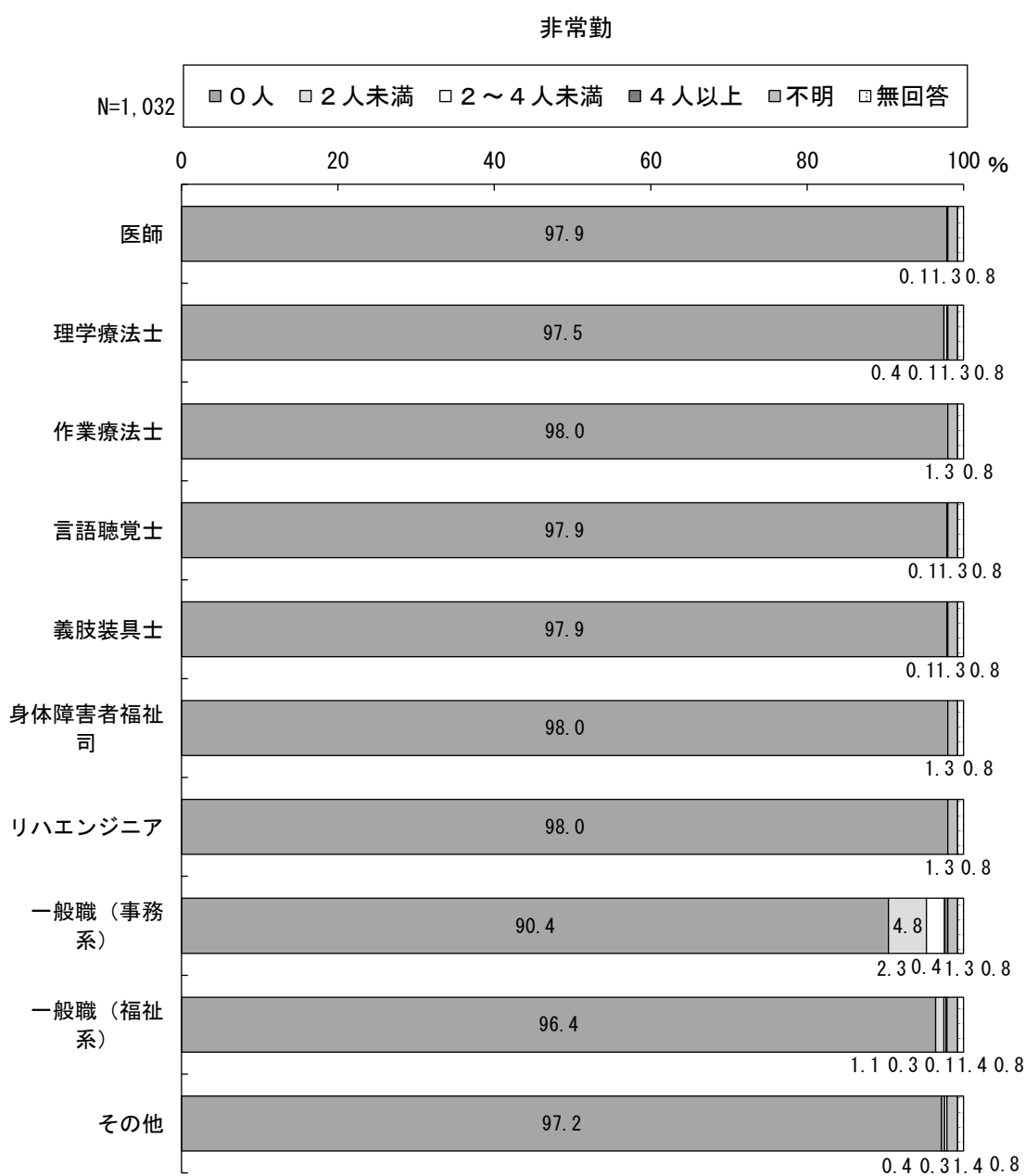
図表 92 補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（常勤）の平均経験年数



2) 補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（非常勤）の人数、平均経験年数（問2②）

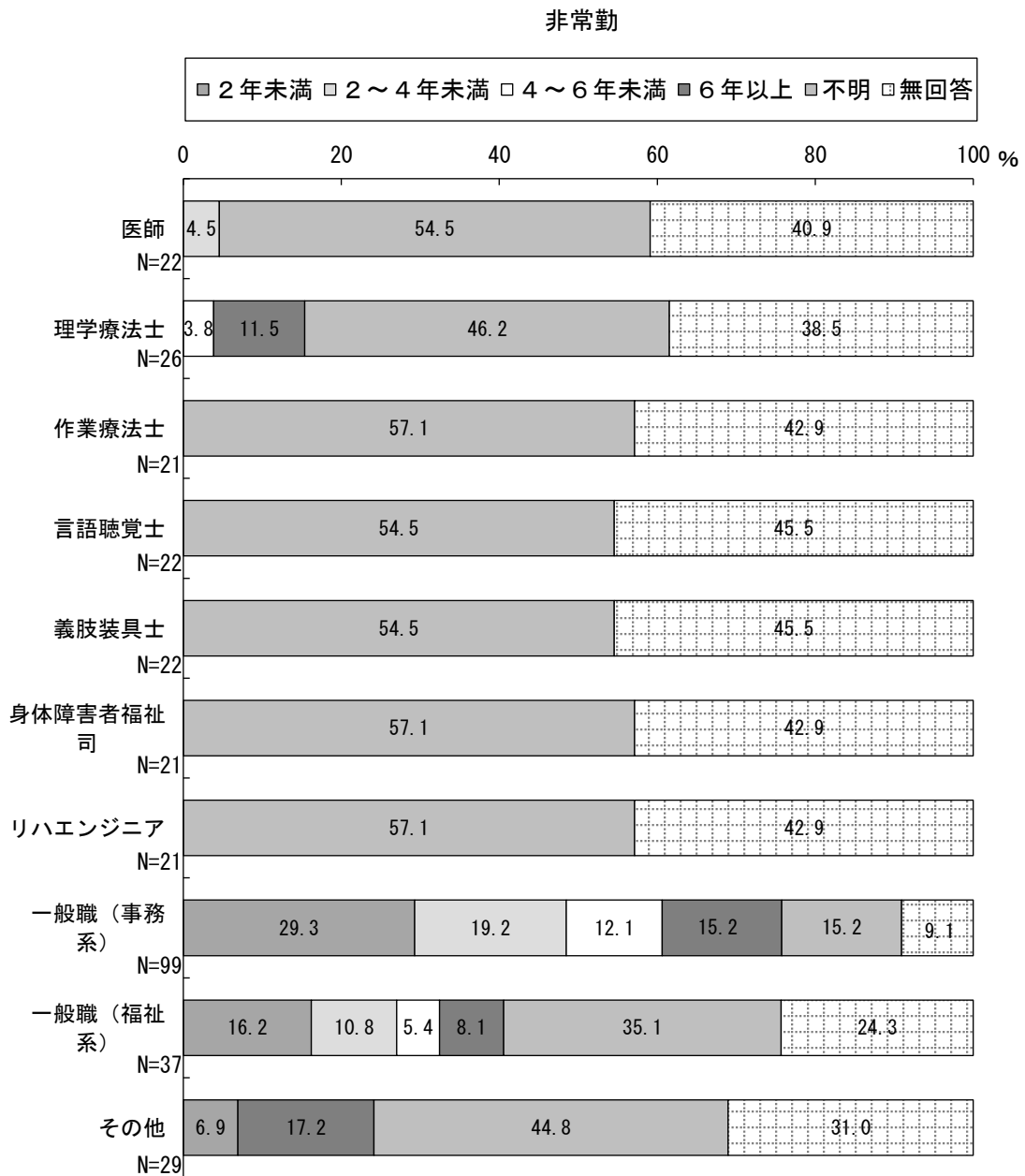
補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（非常勤）の人数については、その他、および0人の回答を除き「一般職（事務系）が2人未満」が4.8%で最も多く、次いで「一般職（事務系）が2~4人未満」が共に2.3%であった。

図表 93 補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（非常勤）の人数



補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（非常勤）の平均経験年数については、不明、無回答、その他を除き「一般職（事務系）が2年未満」が29.3%で最も多く、次いで「一般職（事務系）が2~4年未満」が19.2%であった。

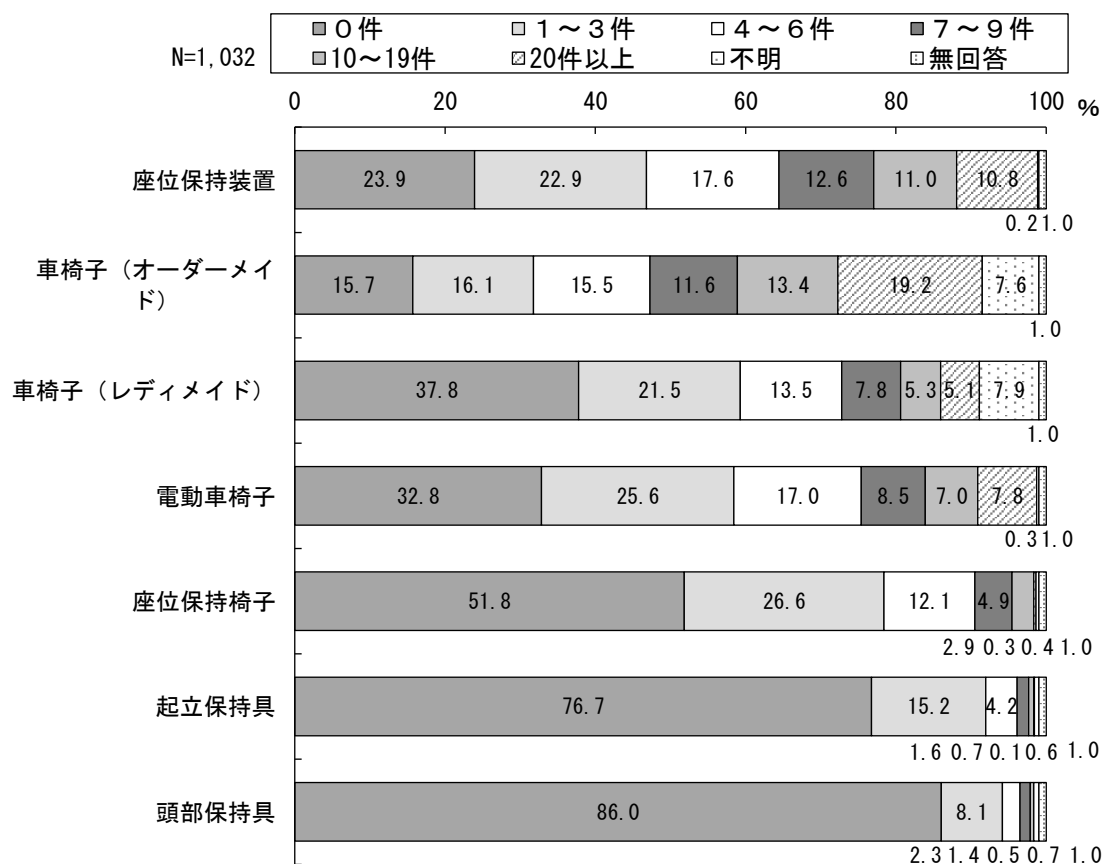
図表 94 補装具の申請受理・支給決定に携わっている方（非常勤）の平均経験年数



3) 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の申請受理・支給決定の件数 (問3)

昨年度の姿勢保持に関連する補装具の申請受理・支給決定の件数については、「座位保持装置」と「電動車椅子」は不明・無回答を除くと「0件」が最も多くそれぞれ23.9%と32.8%となっている。「車椅子(オーダーメイド)」は「1~3件」が16.1%と最も多い。

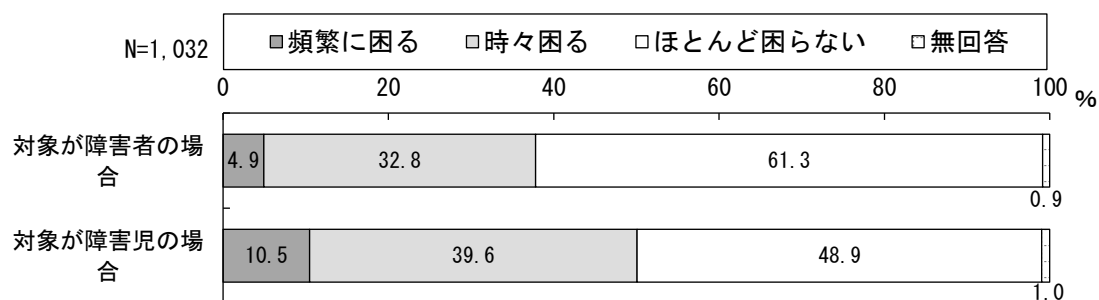
図表 95 昨年度の姿勢保持に関連する補装具の申請受理・支給決定の件数



4) 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る頻度 (問4①)

座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が61.3%で最も多く、次いで「時々困る」が32.8%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が48.9%で最も多く、次いで「時々困る」が39.6%であった。

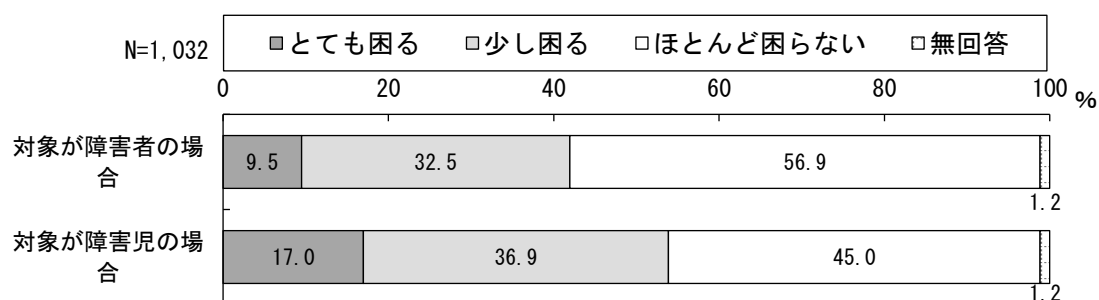
図表 96 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る頻度



5) 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る程度 (問4②)

座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が56.9%で最も多く、次いで「少し困る」が32.5%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が45.0%で最も多く、次いで「少し困る」が36.9%であった。

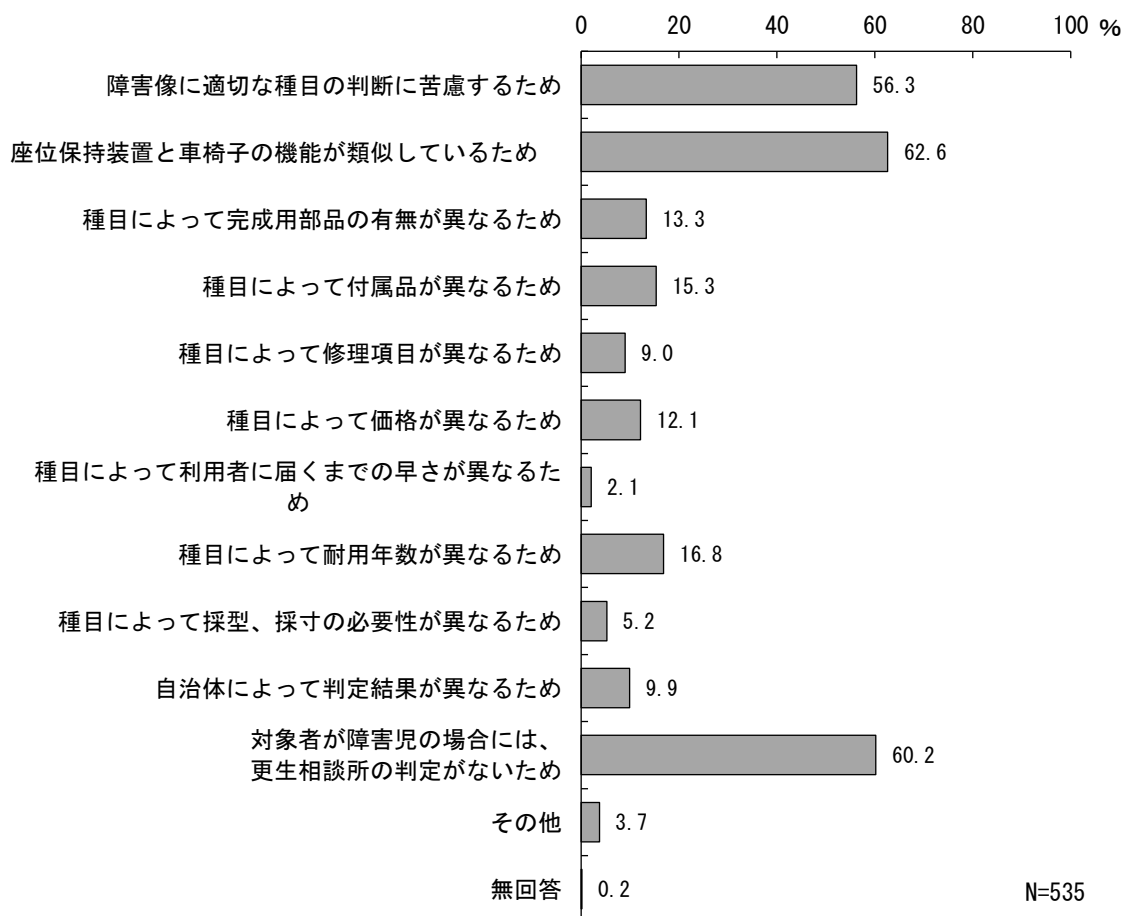
図表 97 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る程度



6) <問4の対象が障害者の場合に困る頻度、対象が障害児の場合に困る頻度、のいずれか、もしくは両方で「頻繁に困る」または「時々困る」とご回答いただいた方> 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）（問5）

座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）については、「座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため」が62.6%で最も多く、次いで「対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため」が60.2%であった。

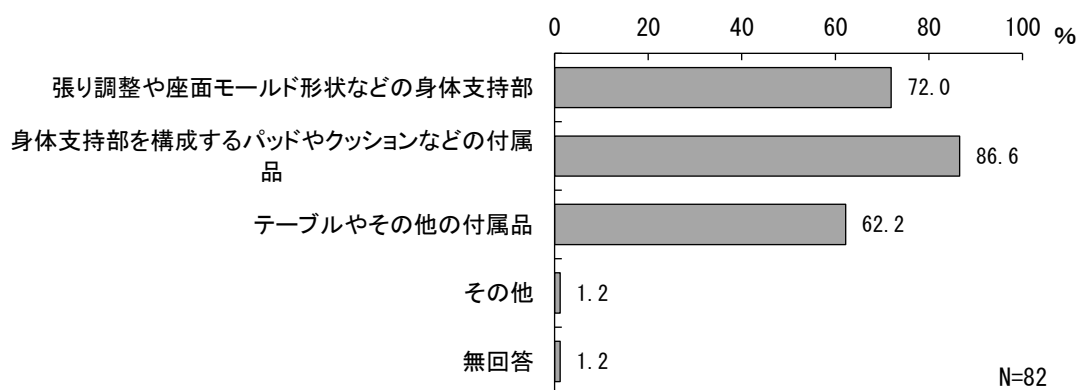
図表 98 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）



7) <問5で「種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方>どの付属品について困りますか（複数回答）（問6）

どの付属品について困りますか（複数回答）については、「身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品」が86.6%で最も多く、次いで「張り調整や座面モールド形状などの身体支持部」が72.0%であった。

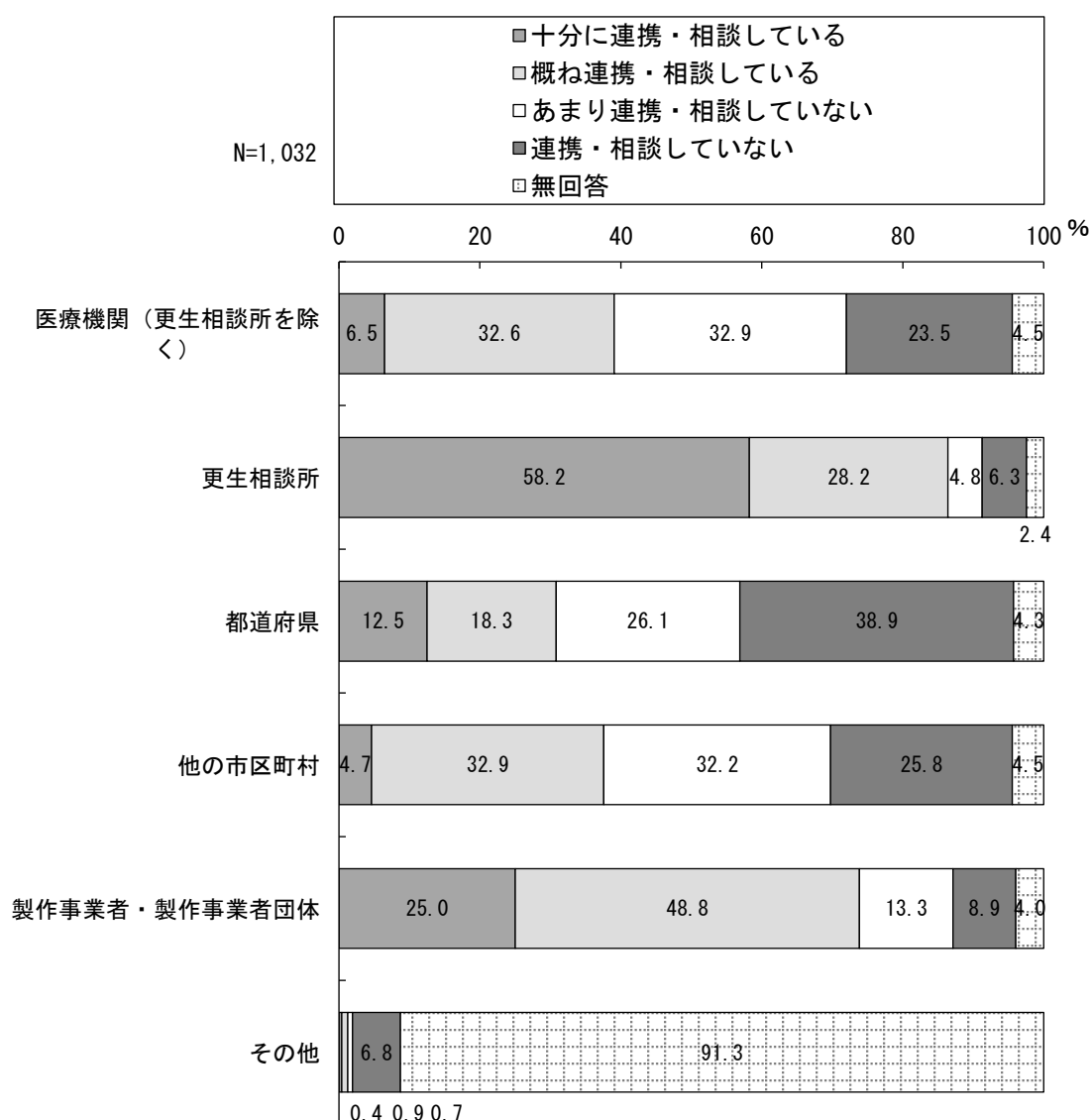
図表 99 どの付属品について困りますか（複数回答）



8) 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合においての関係機関への連携・相談 (問7)

座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合においての関係機関への連携・相談については、「更生相談所の十分に連携・相談している」が58.2%で最も多く、次いで「製作事業者・製作事業者団体の概ね連携・相談している」が48.8%であった。

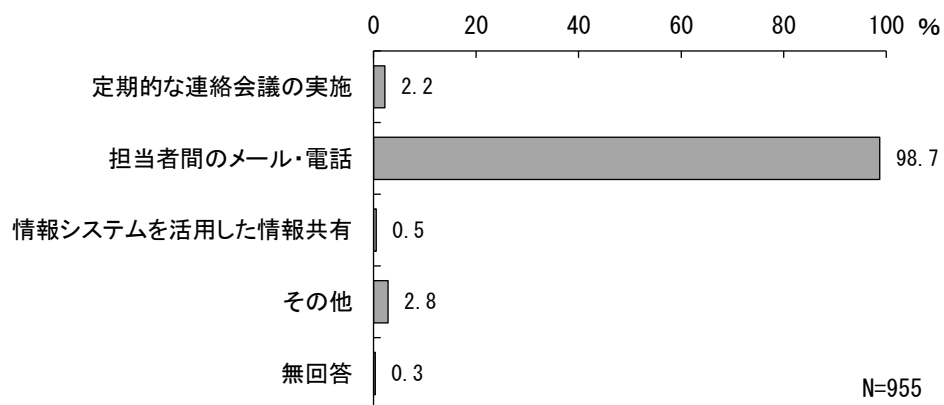
図表 100 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合においての関係機関への連携・相談



9) <問7でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談方法（複数回答）（問8）

関係機関への連携・相談方法（複数回答）については、「担当者間のメール・電話」が98.7%で最も多く、次いで「その他」が2.8%であった。

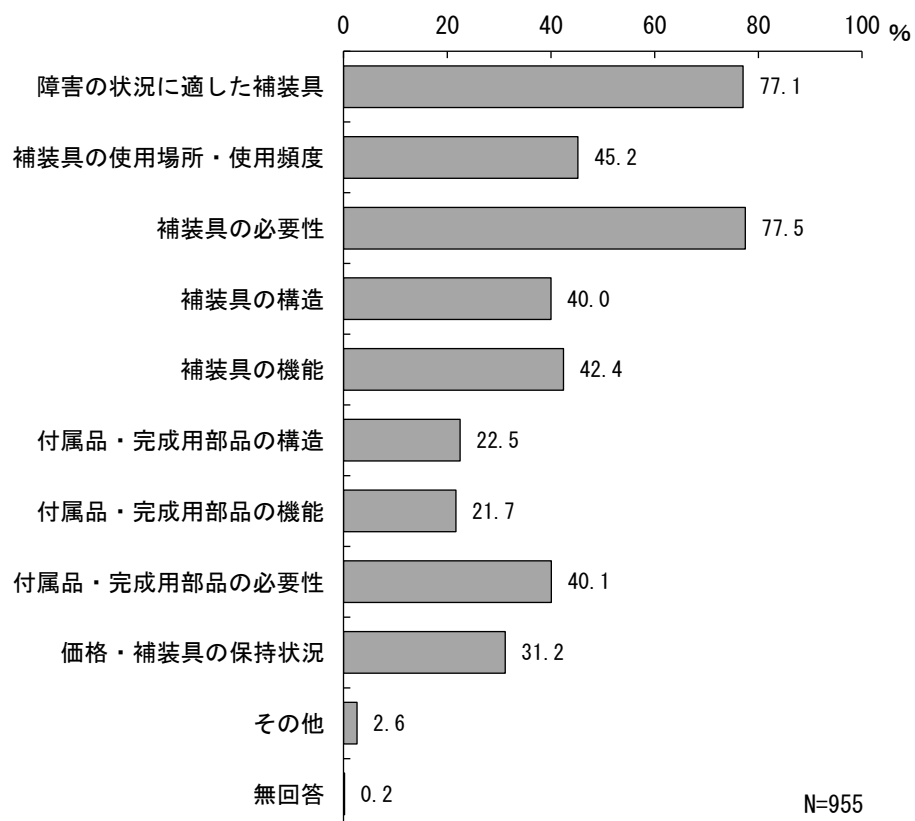
図表 101 関係機関への連携・相談方法（複数回答）



10) <問7でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談内容（複数回答）（問9）

関係機関への連携・相談内容（複数回答）については、「補装具の必要性」が77.5%で最も多く、次いで「障害の状況に適した補装具」が77.1%であった。

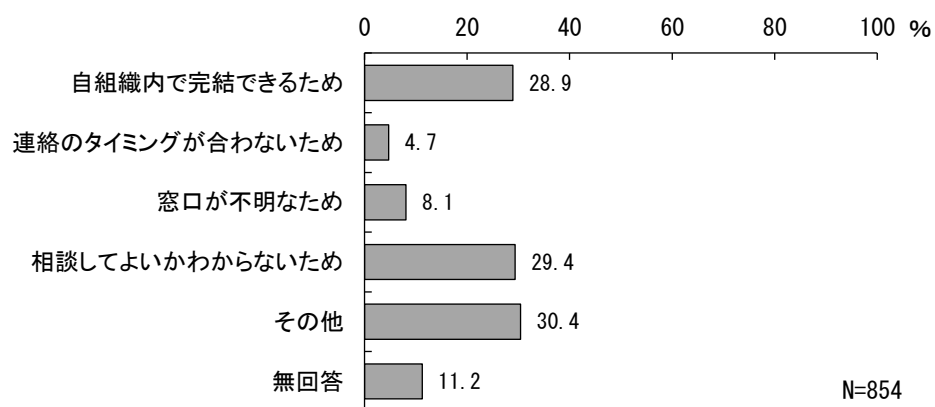
図表 102 関係機関への連携・相談内容（複数回答）



11) <問7でいずれかの機関と「あまり連携・相談していない」「連携・相談していない」とご回答いただいた方>連携・相談していない理由（複数回答）（問10）

連携・相談していない理由（複数回答）については、「その他」が30.4%で最も多く、次いで「相談してよいかわからないため」が29.4%であった。

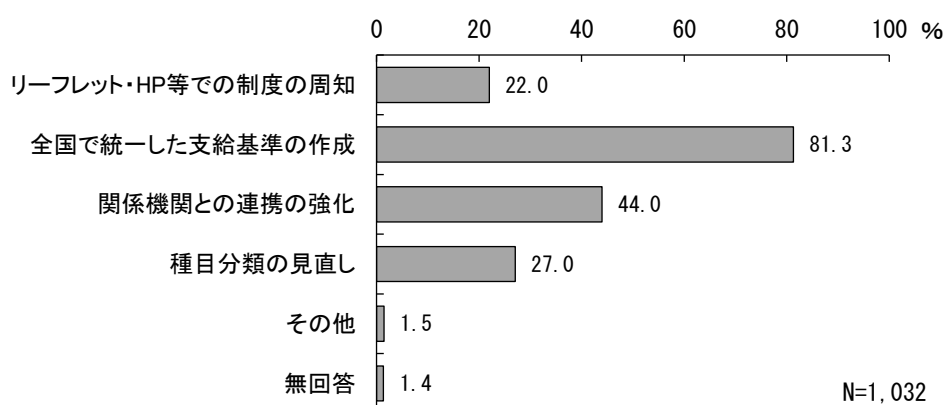
図表 103 連携・相談していない理由（複数回答）



12) 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段
(複数回答) (問 11)

種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段(複数回答)については、「全国で統一した支給基準の作成」が81.3%で最も多く、次いで「関係機関との連携の強化」が44.0%であった。

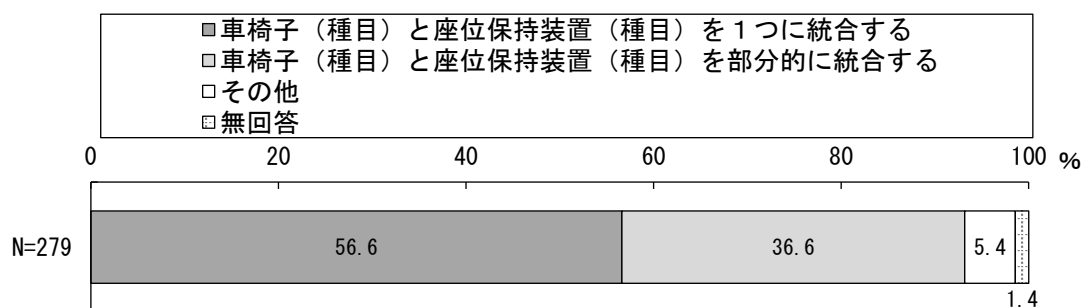
図表 104 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段(複数回答)



13) <問 11 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置
についての見直し方法 (問 12)

車椅子と座位保持装置についての見直し方法については、「車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を1つに統合する」が56.6%で最も多く、次いで「車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を部分的に統合する」が36.6%であった。

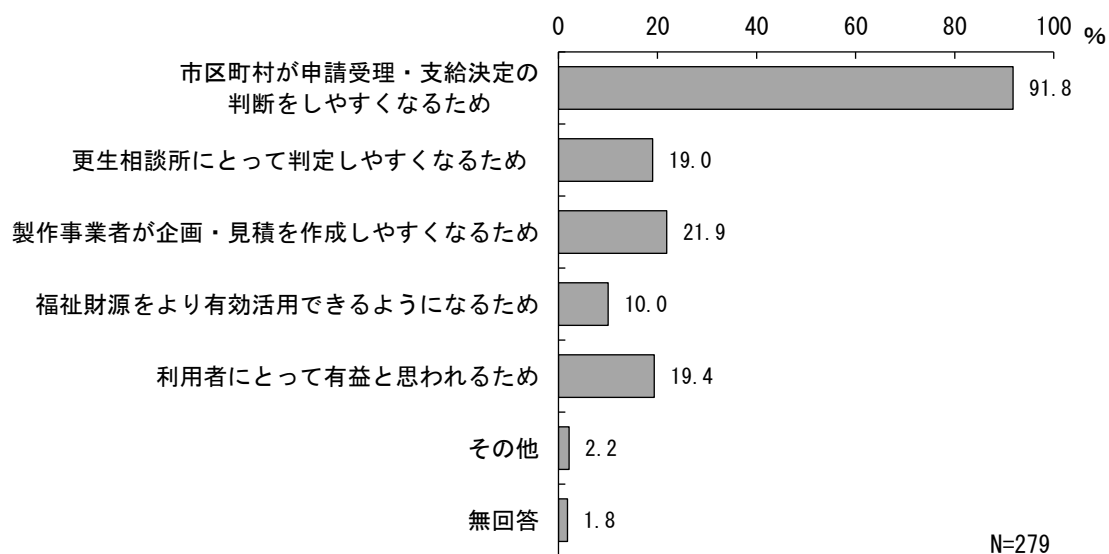
図表 105 車椅子と座位保持装置についての見直し方法



14) <問 12 にご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）（問 13）

車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）については、「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため」が 91.8%で最も多く、次いで「製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため」が 21.9%であった。

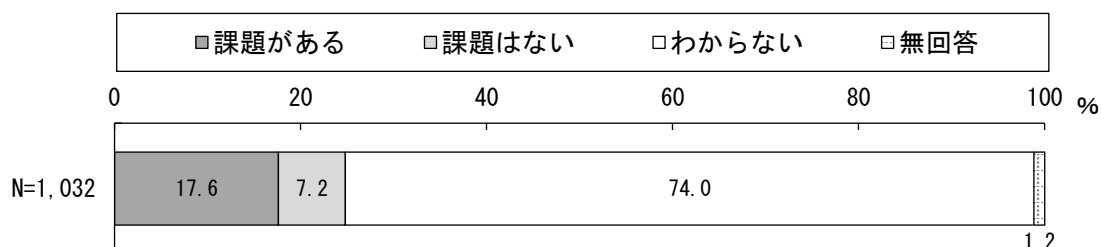
図表 106 車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由（複数回答）



15) 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）（問 14）

車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）については、「わからない」が 74.0%で最も多く、次いで「課題がある」が 17.6%であった。

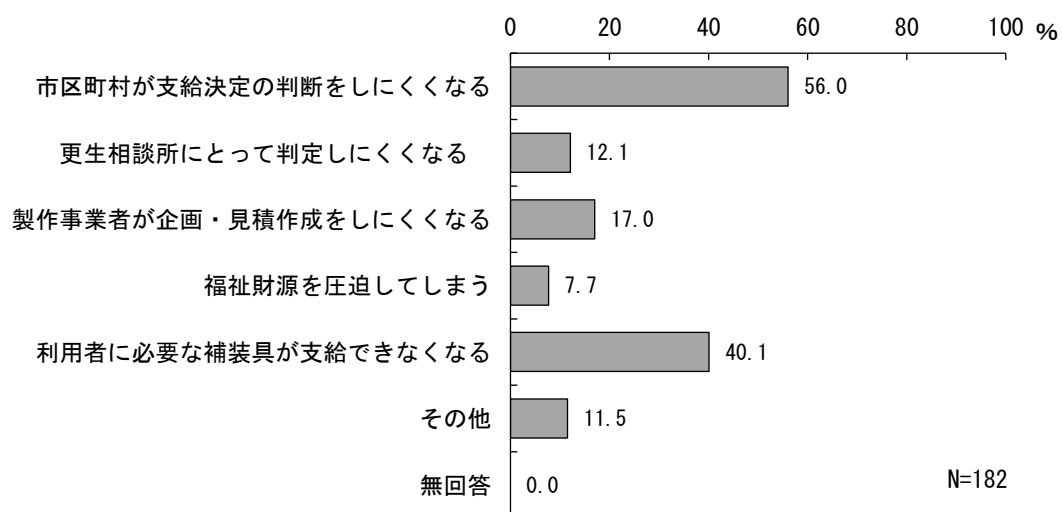
図表 107 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題（複数回答）



16) <問 14 で「課題がある」とご回答いただいた方>車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）（問 15）

車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）については、「市区町村が支給決定の判断をしにくくなる」が 56.0%で最も多く、次いで「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」が 40.1%であった。

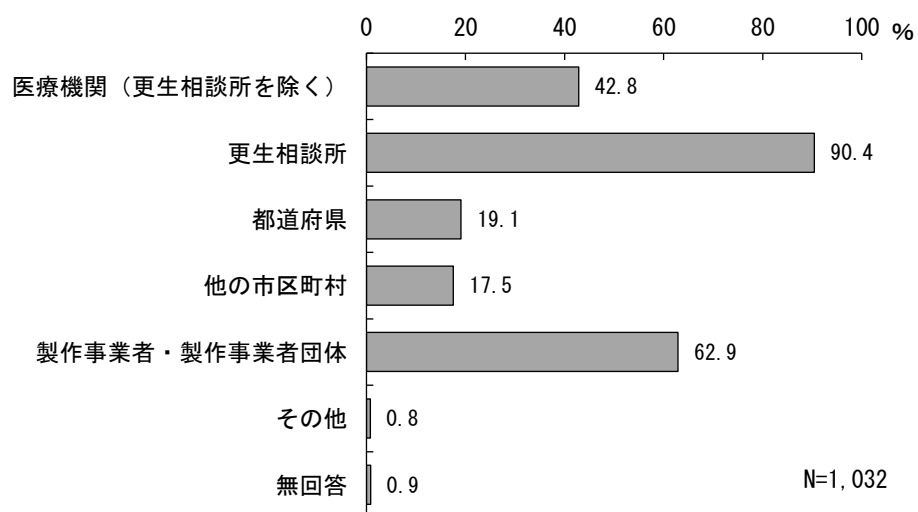
図表 108 車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）



17) 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）（問 16）

座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）については、「更生相談所」が 90.4%で最も多く、次いで「製作事業者・製作事業者団体」が 62.9%であった。

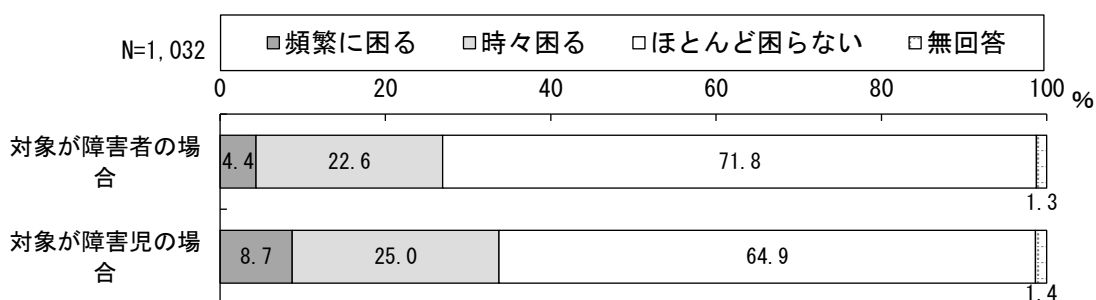
図表 109 座位保持装置もしくは車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）



18) 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る頻度
(問 17①)

座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が71.8%で最も多く、次いで「時々困る」が22.6%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が64.9%で最も多く、次いで「時々困る」が25.0%であった。

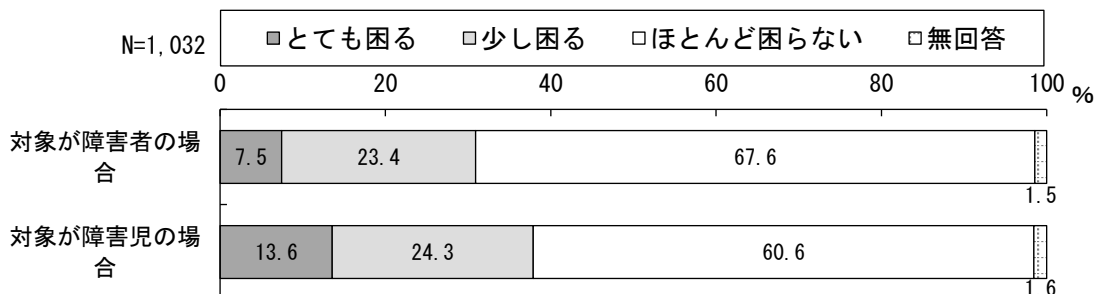
図表 110 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る頻度



19) 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る程度
(問 17②)

座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が67.6%で最も多く、次いで「少し困る」が23.4%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が60.6%で最も多く、次いで「少し困る」が24.3%であった。

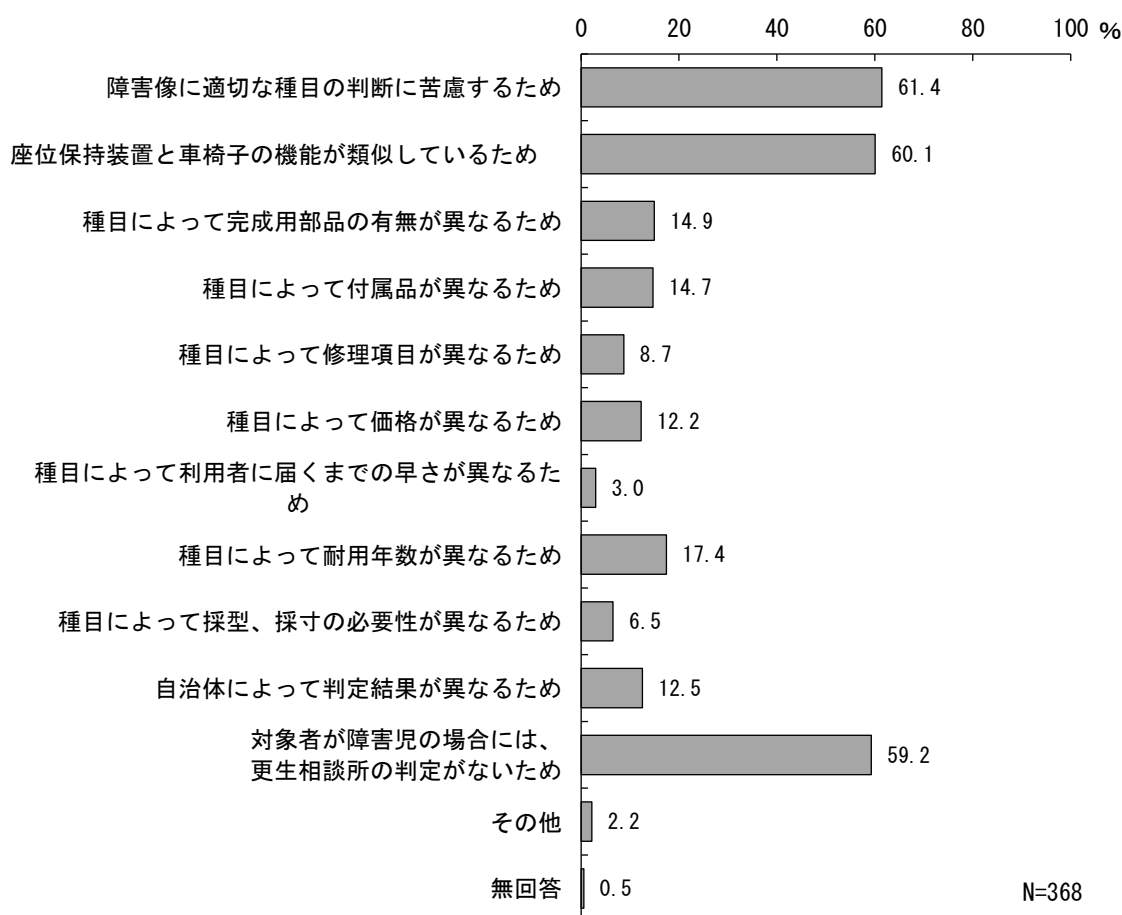
図表 111 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る程度



20) <問 17 の対象が障害者の場合に困る頻度、対象が障害児の場合に困る頻度、のいずれか、もしくは両方で「頻繁に困る」または「時々困る」とご回答いただいた方>座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）（問 18）

座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）については、「障害像に適切な種目の判断に苦慮するため」が 61.4%で最も多く、次いで「座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため」が 60.1%であった。

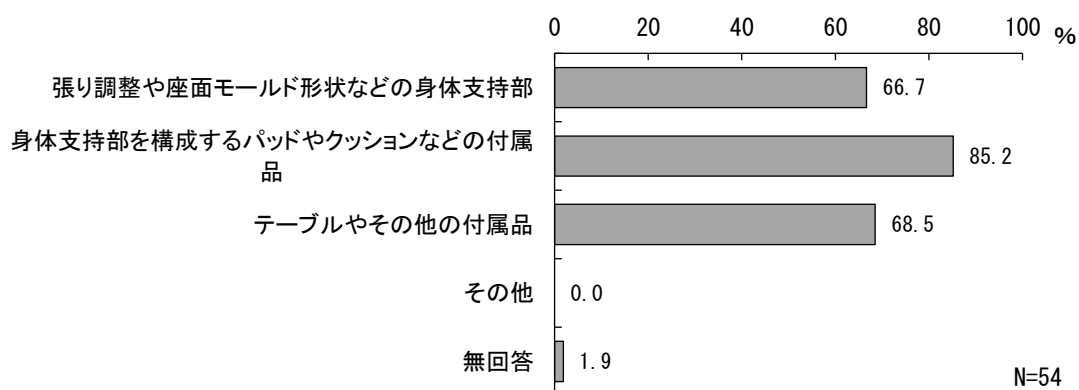
図表 112 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る理由（複数回答）



21) <問 18 で「種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方>どの付属品について困りますか（複数回答）（問 19）

どの付属品について困りますか（複数回答）については、「身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品」が 85.2%で最も多く、次いで「テーブルやその他の付属品」が 68.5%であった。

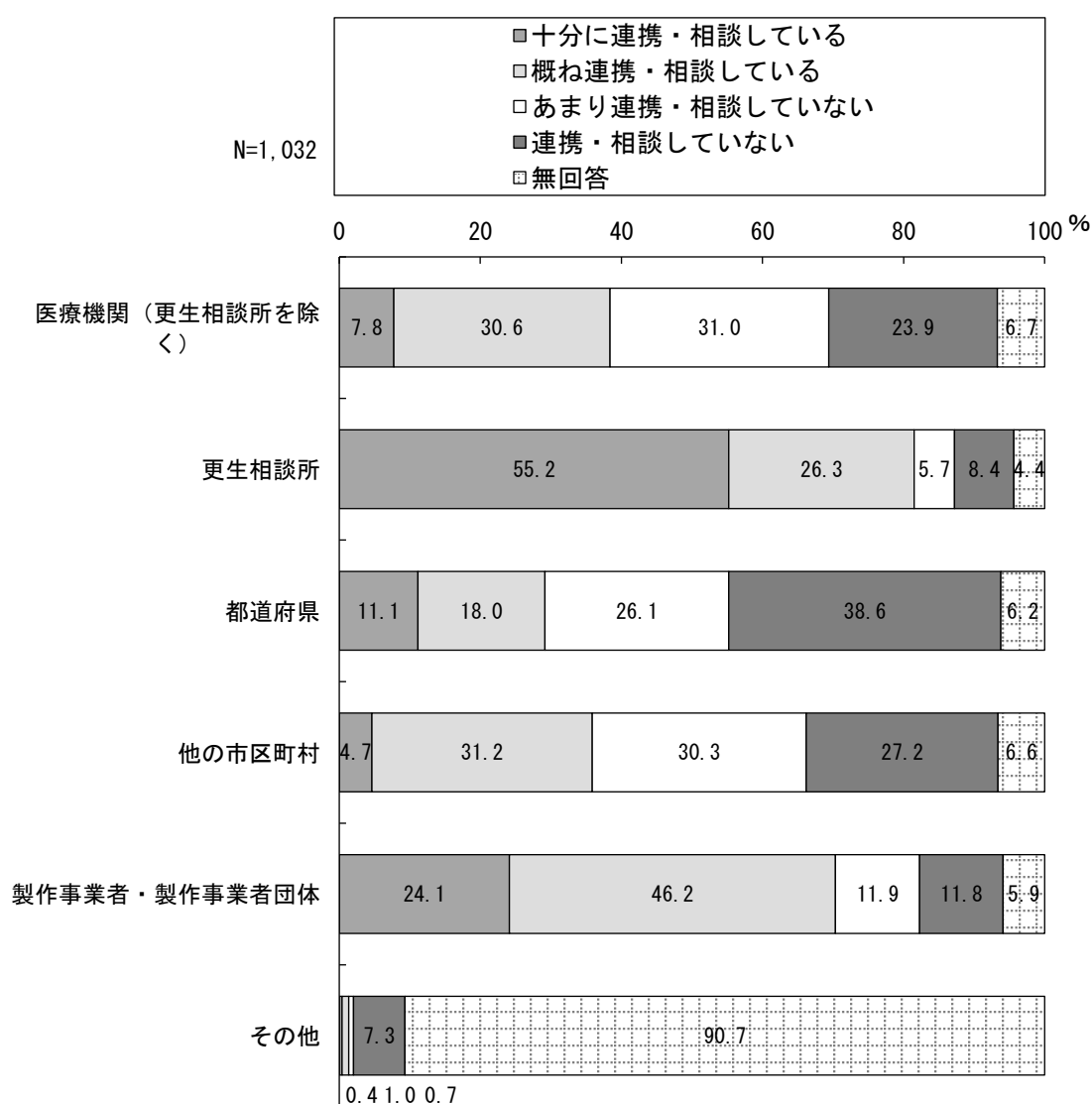
図表 113 どの付属品について困りますか（複数回答）



22) 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合
 における関係機関への連携・相談 (問 20)

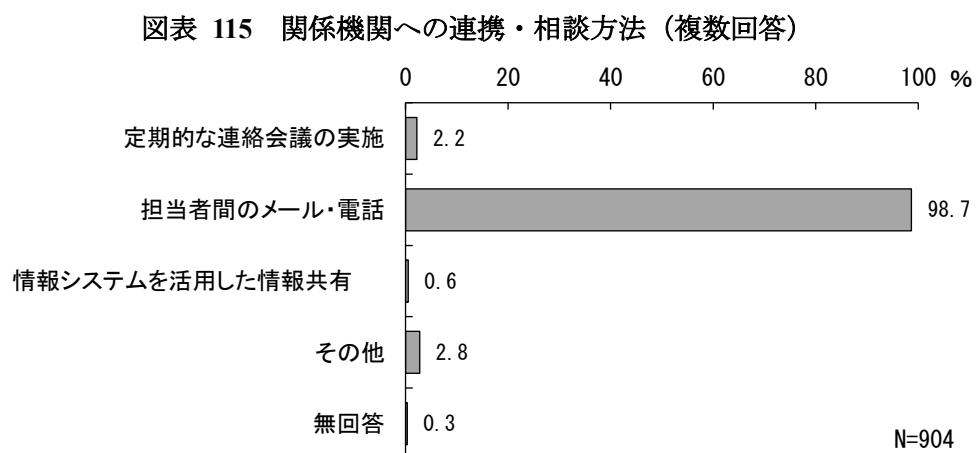
座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合における
 の関係機関への連携・相談については、「更生相談所で十分に連携・相談している」が 55.2%
 で最も多く、次いで「製作事業者・製作事業者団体で概ね連携・相談している」が 46.2%
 であった。

図表 114 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、
 困る場合における関係機関への連携・相談



23) <問 20 でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談方法（複数回答）（問 21）

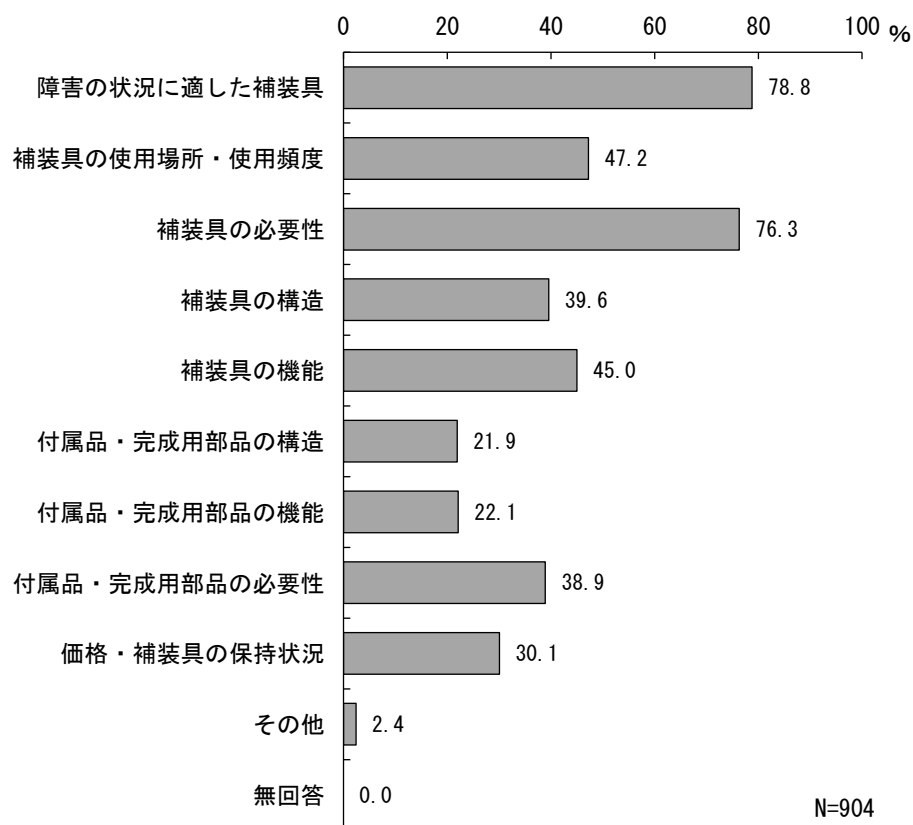
関係機関への連携・相談方法（複数回答）については、「担当者間のメール・電話」が 98.7%で最も多く、次いで「その他」が 2.8%であった。



24) <問 20 でいずれかの機関と「十分に連携・相談している」「概ね連携・相談している」とご回答いただいた方>関係機関への連携・相談内容（複数回答）（問 22）

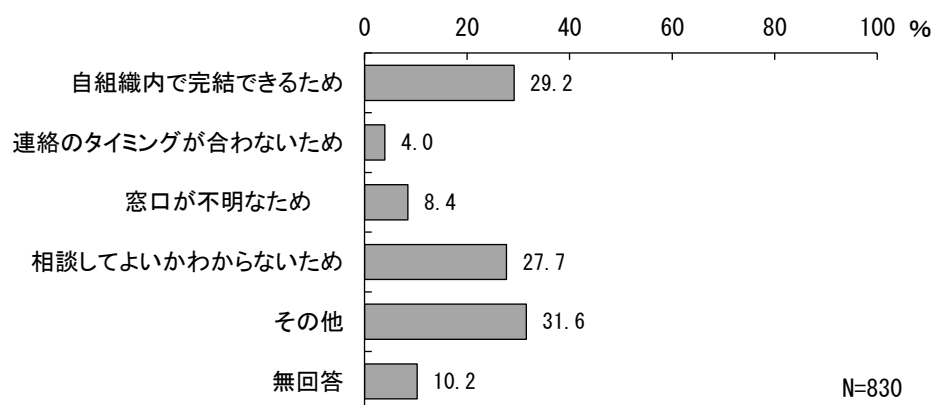
関係機関への連携・相談内容（複数回答）については、「障害の状況に適した補装具」が 78.8%で最も多く、次いで「補装具の必要性」が 76.3%であった。

図表 116 関係機関への連携・相談内容（複数回答）



25) <問 20 でいずれかの機関と「あまり連携・相談していない」「連携・相談していない」とご回答いただいた方>連携・相談していない理由（複数回答）（問 23）
 連携・相談していない理由（複数回答）については、「その他」が 31.6%で最も多く、次いで「自組織内で完結できるため」が 29.2%であった。

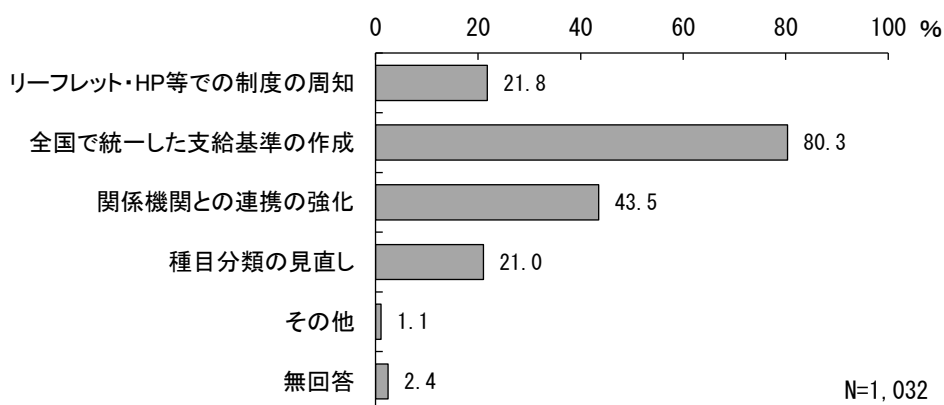
図表 117 連携・相談していない理由（複数回答）



26) 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段
(複数回答) (問 24)

種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段(複数回答)については、「全国で統一した支給基準の作成」が80.3%で最も多く、次いで「関係機関との連携の強化」が43.5%であった。

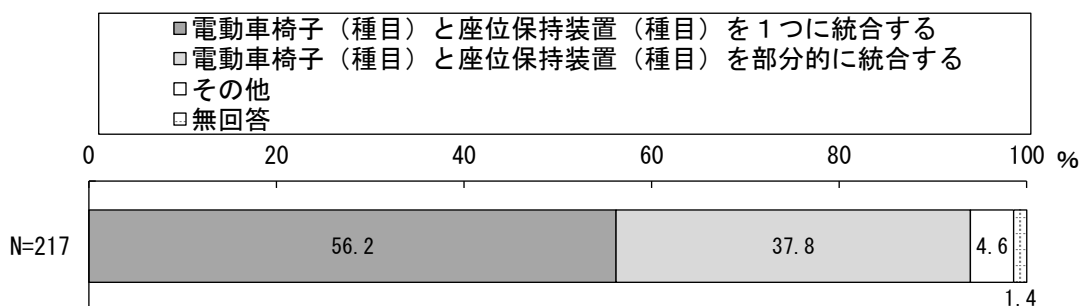
図表 118 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段(複数回答)



27) <問 24 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方> 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法 (問 25)

電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法については、「電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を1つに統合する」が56.2%で最も多く、次いで「電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を部分的に統合する」が37.8%であった。

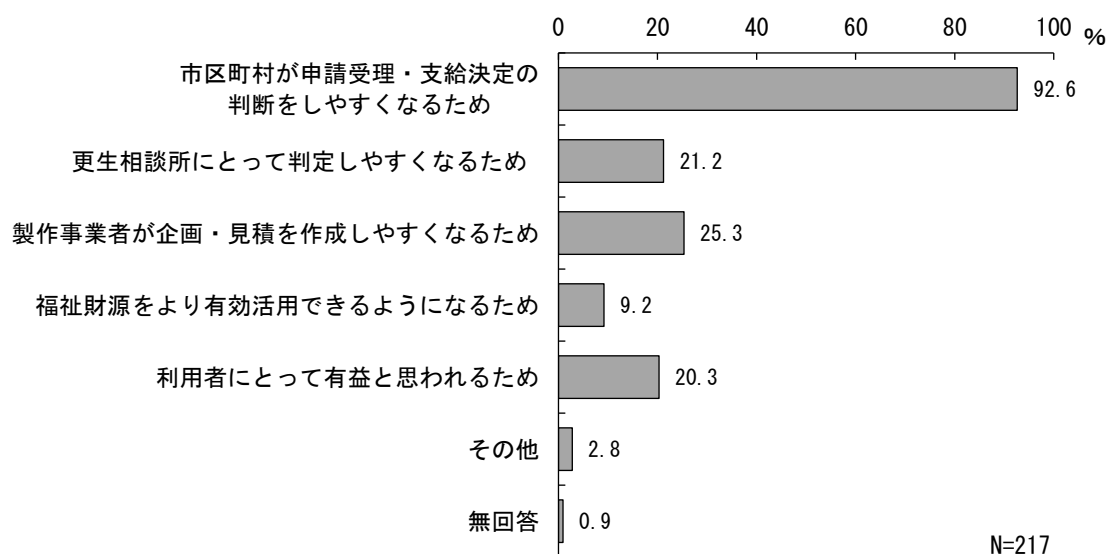
図表 119 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法



28) <問 25 にご回答いただいた方> 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答) (問 26)

電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答) については、「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため」が 92.6% で最も多く、次いで「製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため」が 25.3% であった。

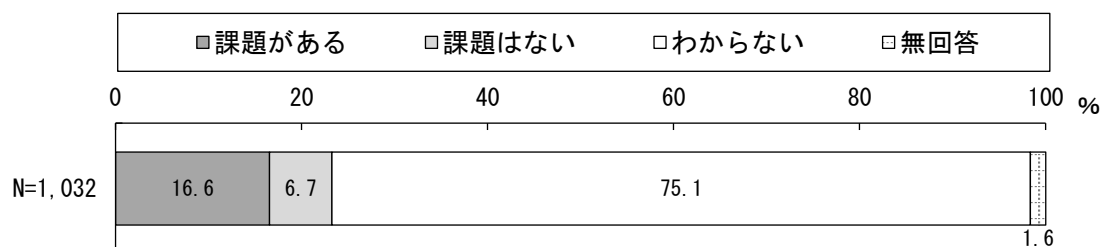
図表 120 電動車椅子と座位保持装置についての見直し方法を選んだ理由 (複数回答)



29) 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題 (問 27)

電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題については、「わからない」が 75.1% で最も多く、次いで「課題がある」が 16.6% であった。

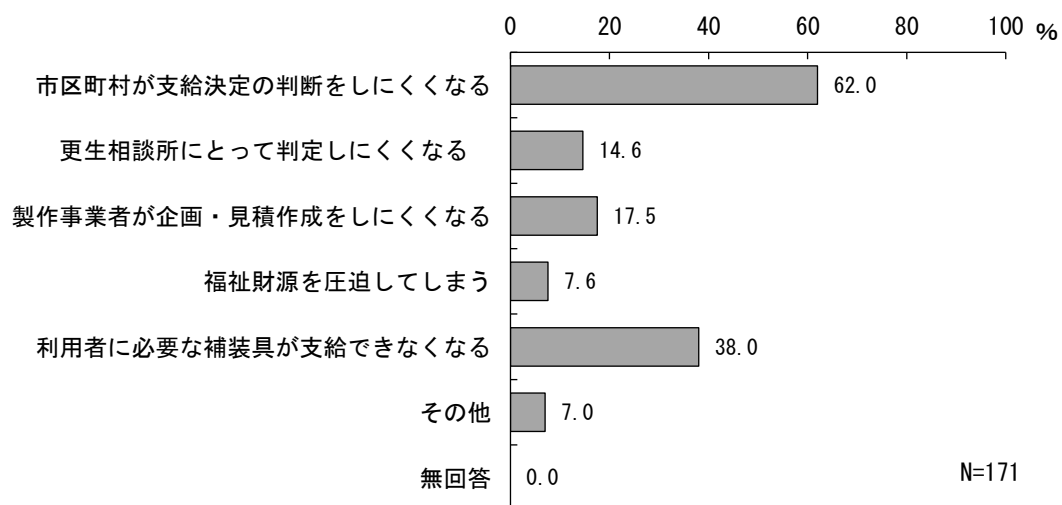
図表 121 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題



30) <問 27 で「課題がある」とご回答いただいた方>電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）（問 28）

電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）については、「市区町村が支給決定の判断をしにくくなる」が 62.0%で最も多く、次いで「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」が 38.0%であった。

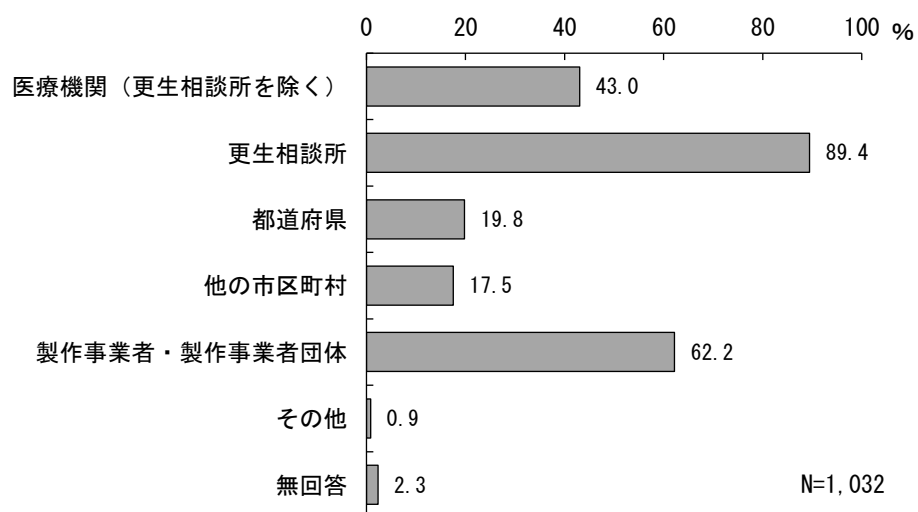
図表 122 電動車椅子と座位保持装置の種目分類を統合するとした場合の課題の内容（複数回答）



31) 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合
において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）（問 29）

座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）については、「更生相談所」が 89.4%で最も多く、次いで「製作事業者・製作事業者団体」が 62.2%であった。

図表 123 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、迷い、困る場合において、必要と感じる連携・相談先（複数回答）

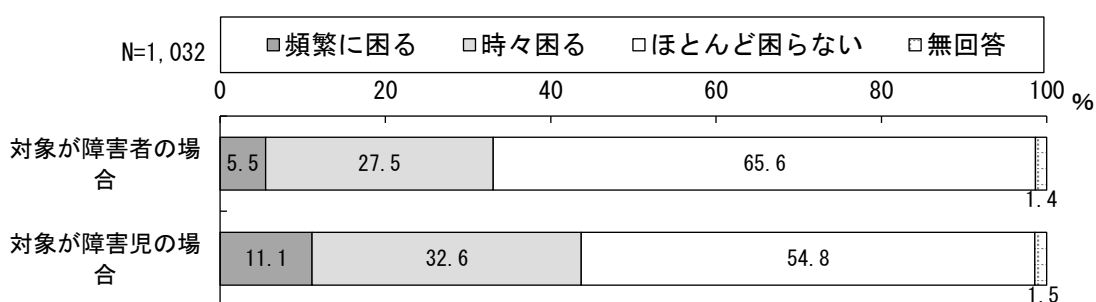


【種目「座位保持装置」】

32) 座位保持装置の複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困る頻度
(問 30①)

座位保持装置の複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困る頻度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が65.6%で最も多く、次いで「時々困る」が27.5%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が54.8%で最も多く、次いで「時々困る」が32.6%であった。

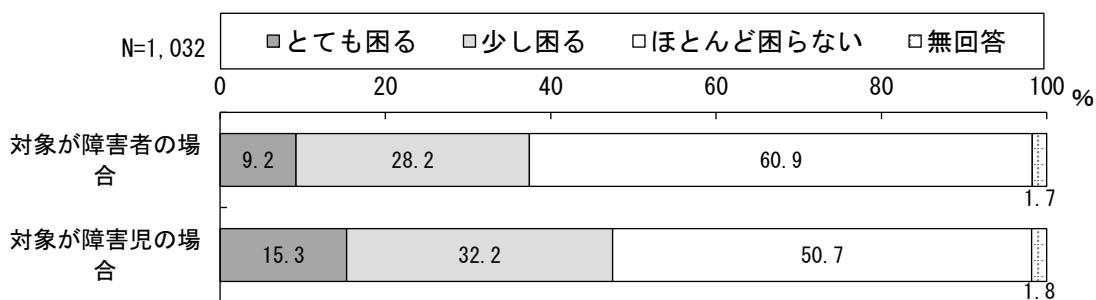
図表 124 座位保持装置の複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困る頻度



33) 座位保持装置の複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困る程度
(問 30②)

座位保持装置の複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困る程度については、対象が障害者の場合は「ほとんど困らない」が60.9%で最も多く、次いで「少し困る」が28.2%であった。対象が障害児の場合は「ほとんど困らない」が50.7%で最も多く、次いで「少し困る」が32.2%であった。

図表 125 座位保持装置の複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困る程度



34) <問 30 の対象が障害者の場合の困る頻度、対象が障害児の場合の困る頻度のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方>困る理由。(自由記述)(問 31)

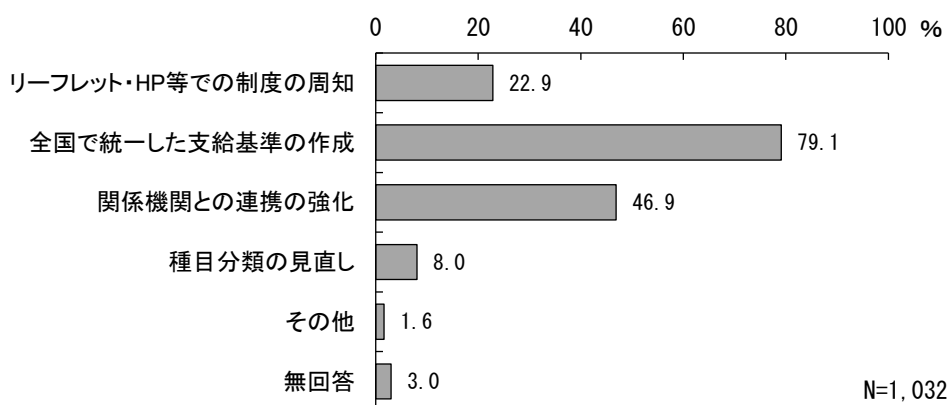
※主な回答は以下の通り。

- ・利用者が複数支給を希望したときの判断基準が不明確なため。
- ・複数支給決定した例が少ないため、参考事例がほとんどない。
- ・複数支給の根拠として意見書等に詳しく記載がない場合、判断に困る。
- ・専門職員がおらず、支給決定の妥当性が判断できないため。
- ・特に必要と認められる場合、複数支給が認められることになっているが、その判断が難しく、相談を受ける過程で更生相談所に照会するケースがある。
- ・特に児童において、自宅用と学校用の座位保持装置に加え、移動用としての座位保持装置(車椅子機能付)を要望されるケースが度々見られ、支給種目の調整に苦慮する。
- ・複数台の車椅子、座位保持装置を支給する場合、座位保持装置の移動機能の必要性について判断に困ることがある。
- ・座位保持装置と車椅子は同じ要素もあり、分ける必要性がはっきりしないから。
- ・車椅子として支給されているものにも座位保持機能が備わり、事実上複数支給になっているケース等がある。
- ・座位保持装置の完成用部品が多い。
- ・完成品、修理品など部品名を把握するのが困難である。
- ・付属品や完成用部品が多く、必要性の判断が困難である。高額なため、慎重に判断する必要がある。
- ・障害児の場合は更生相談所の判定がないため。
- ・学校用・家庭用を希望する方が多く、児は判定も不要のため、判断が難しい。
- ・特例補装具としての申請が多いため。
- ・使用場面や用途が近いときや、持ち運びの利便性から複数希望される場合があるため。
- ・利用目的が年齢により異なり、新規購入か耐用年数・体型変更による作り替えか判断つかない(特に児童からの利用者)。
- ・児→者になったとき、児のときに使っていたものは使えないのかの判断に困る。
- ・近隣市町村と支給決定基準が異なる。児の身体状況等の考慮について専門性が高い。
- ・用途の使い分けおよび構造の違いがある場合に複数支給しているが、一部の付属品のみの違いで支給して良いかどうかなどが困る。
- ・過去の支給実績や経過が、担当者の異動等により管理が行き届かないことがあるため。

35) 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段（複数回答）（問 32）

種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段（複数回答）については、「全国で統一した支給基準の作成」が 79.1%で最も多く、次いで「関係機関との連携の強化」が 46.9%であった。

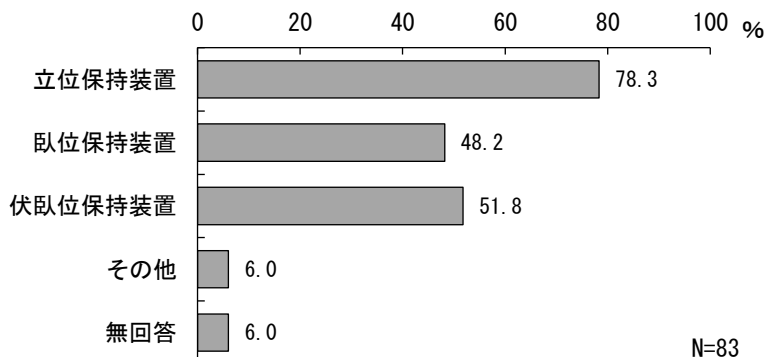
図表 126 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切だと思われる手段（複数回答）



36) <問 32 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの（複数回答）（問 33）

座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの（複数回答）については、「立位保持装置」が 78.3%で最も多く、次いで「伏臥位保持装置」が 51.8%であった。

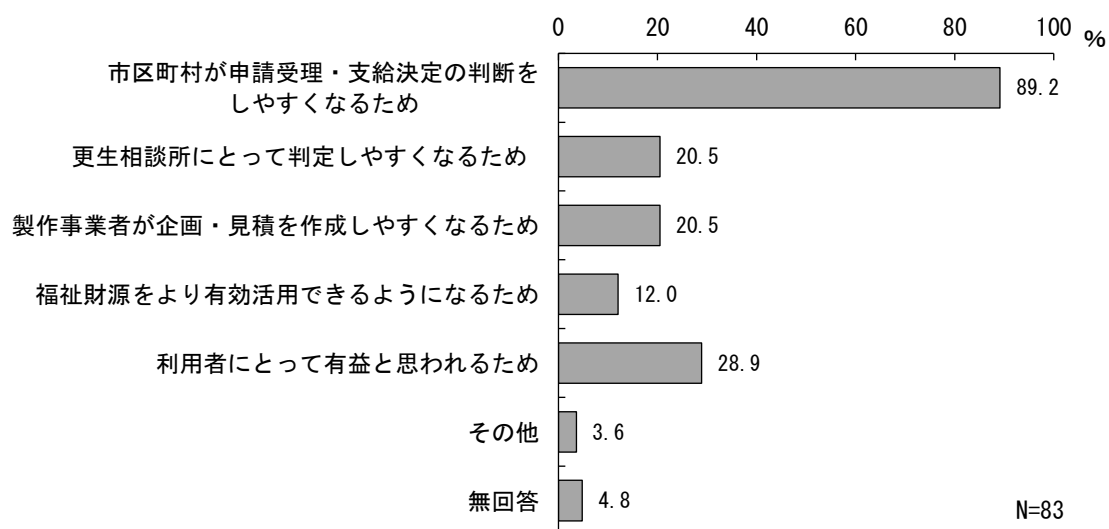
図表 127 座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるもの（複数回答）



37) <問 32 で「種目分類の見直し」とご回答いただいた方>種目分類の見直しを選んだ理由（複数回答） （問 34）

種目分類の見直しを選んだ理由（複数回答）については、「市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため」が 89.2%で最も多く、次いで「利用者にとって有益と思われるため」が 28.9%であった。

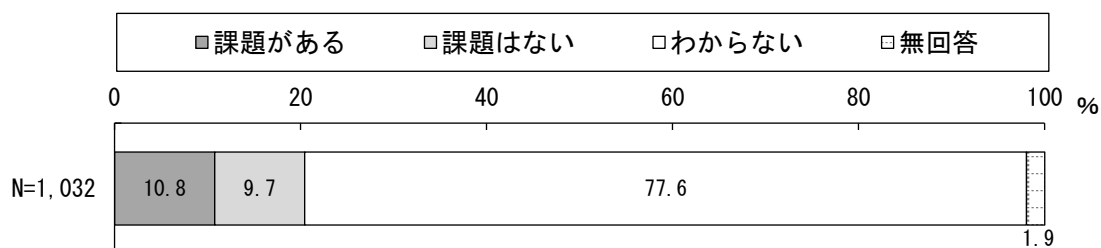
図表 128 種目分類の見直しを選んだ理由（複数回答）



38) 座位保持装置の種目を分ける場合の課題 （問 35）

座位保持装置の種目を分ける場合の課題については、「わからない」が 77.6%で最も多く、次いで「課題がある」が 10.8%であった。

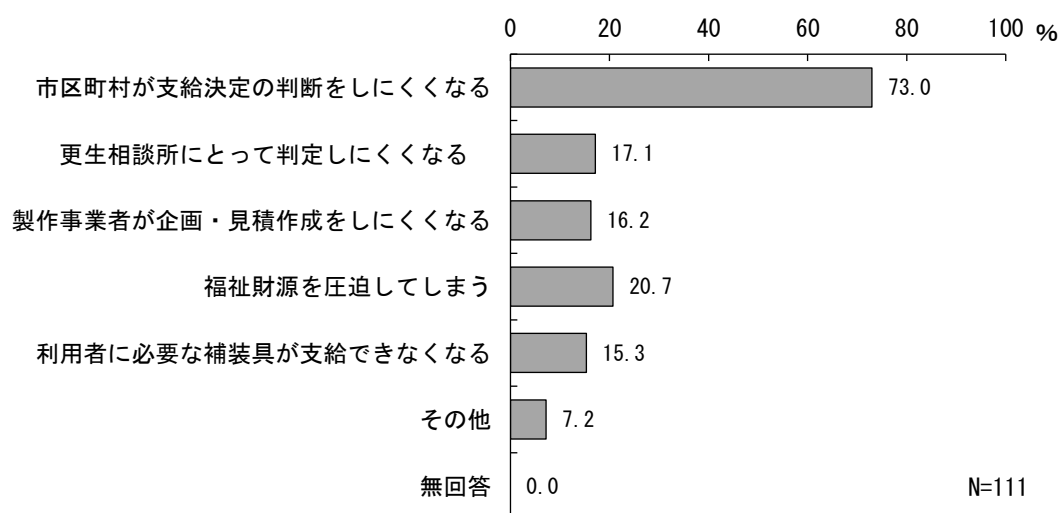
図表 129 座位保持装置の種目を分ける場合の課題



39) <問 35 で「課題がある」とご回答いただいた方>座位保持装置の種目を分ける
場合の課題の内容（複数回答）（問 36）

座位保持装置の種目を分ける場合の課題の内容（複数回答）については、「市区町村が
支給決定の判断をしにくくなる」が 73.0%で最も多く、次いで「福祉財源を圧迫してしま
う」が 20.7%であった。

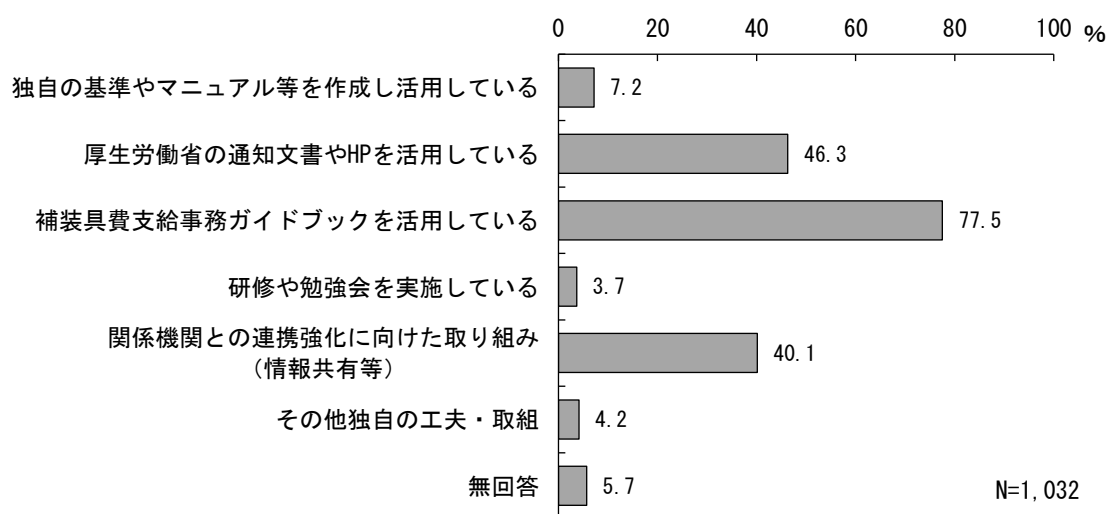
図表 130 座位保持装置の種目を分ける場合の課題の内容（複数回答）



40) 機能が類似する補装具の申請受理・支給決定の判断を困らないようにするために行っている取組（複数回答）（問37）

機能が類似する補装具の申請受理・支給決定の判断を困らないようにするために行っている取組（複数回答）については、「補装具費支給事務ガイドブックを活用している」が77.5%で最も多く、次いで「厚生労働省の通知文書やHPを活用している」が46.3%であった。

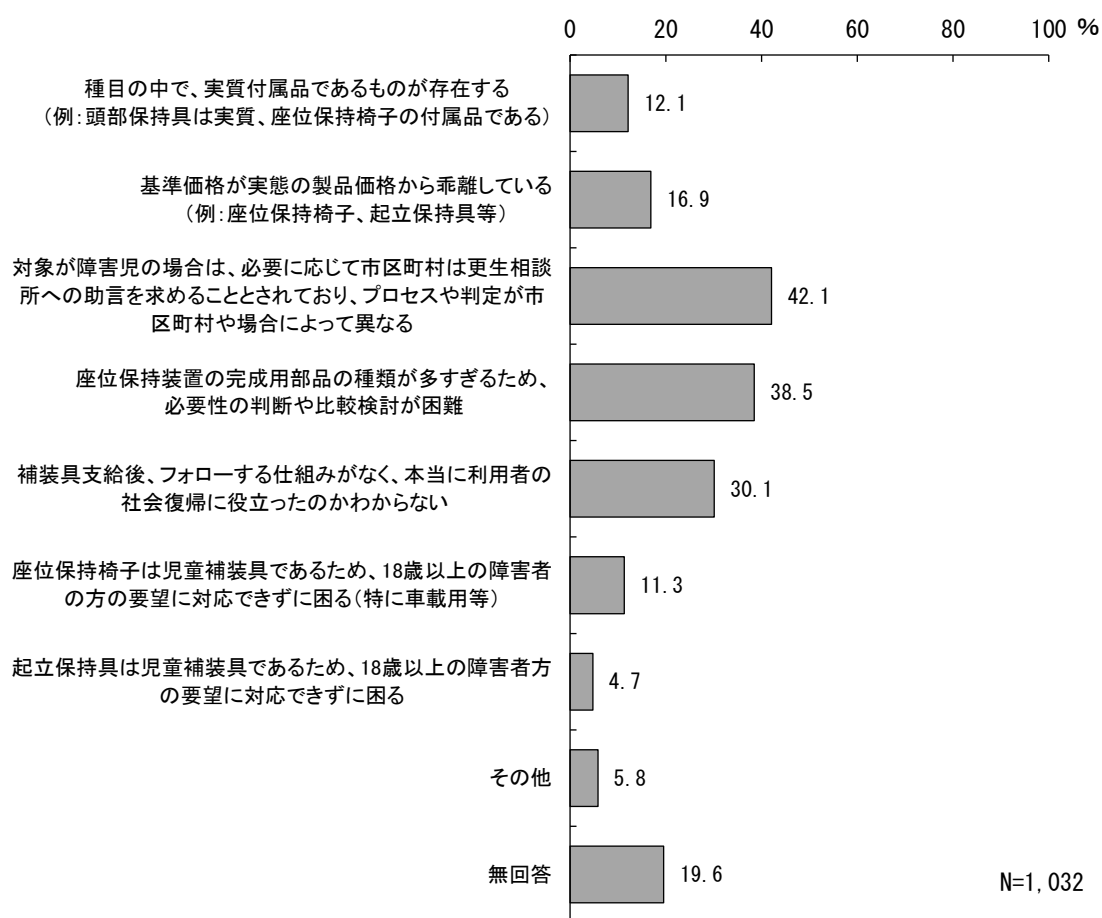
図表 131 機能が類似する補装具の申請受理・支給決定の判断を困らないようにするために行っている取組（複数回答）



41) 課題であると感じるもの（複数回答） （問 38）

課題であると感じるもの（複数回答）については、「対象が障害児の場合は、必要に応じて市区町村は更生相談所への助言を求めることとされており、プロセスや判定が市区町村や場合によって異なる」が 42.1%で最も多く、次いで「座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難」が 38.5%であった。

図表 132 課題であると感じるもの（複数回答）



III. ヒアリング調査

1 調査の目的

既存の種目分類において、製作事業者や更生相談所、市区町村が製作、判定、支給決定の際に迷い、困っている内容やその理由、迷わないために行っている工夫等の実態を深く調査すること、および今後業界全体として必要な仕組みや制度を検討する際に参考になる情報を得ることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

2 調査概要

(1) 調査対象

製作事業者、更生相談所、市区町村の3種類の機関それぞれについて、以下の1) 2)に該当する各1組織の合計6組織に対して行なった。

タイプ①

同一機関の他組織と同様の取組を一定程度行っており、迷い、困っている組織

- ・ 令和2年度の座位保持装置、車椅子、電動車椅子の企画・見積作成（製作事業者）、直接判定（更生相談所）、申請受理・支給決定（市区町村）の件数がアンケート有効回答票全体と比較し極端に少ない／多いことがない
- ・ 他機関との連携・相談を「十分に」または「概ね」行っている
- ・ 電動車椅子と座位保持装置の見積・判定・支給に「頻繁に」または「時々」困っている
- ・ 支給基準の見直しや種目分類の統合について、必要性を「感じている」

タイプ②

同一機関の他組織と異なる独自の取組を行っており、迷い、困っていない組織

- ・ 令和2年度の座位保持装置、車椅子、電動車椅子の企画・見積作成（製作事業者）、直接判定（更生相談所）、申請受理・支給決定（市区町村）の件数がアンケート有効回答票全体と比較し極端に少ない／多いことがない
- ・ 他機関との連携・相談を「十分に」または「概ね」行っている
- ・ 具体的な取組内容について自由記載があり、特徴的である。または、体制が特徴的である
- ・ 電動車椅子と座位保持装置の見積・判定・支給に「ほとんど困らない」
- ・ 支給基準の見直しや種目分類の統合について、必要性を「感じていない」

上記の抽出方法を踏まえて、以下の組織を対象にヒアリングを実施した。

図表 133 ヒアリング対象組織

機関種別	タイプ	組織呼称	組織名称
製作事業者	①	製作事業者 A	株式会社がく
	②	製作事業者 B	株式会社シーズ
更生相談所	①	更生相談所 C	某県更生相談所
	②	更生相談所 D	某市更生相談所
市区町村	①	市区町村 E	某市
	②	市区町村 F	丹波市

(2) 調査方法

半構造化インタビュー（Web 会議 1 時間/回）

(3) 調査期間

令和 4 年 2 月～3 月

(4) 調査項目

ヒアリング調査は、以下の項目に関して実施した。

- ヒアリング対象組織について
 - 地理的環境、業務推進体制、障害者／児の割合等
- 座位保持装置と車椅子について
 - 製作・判定・支給の際に、座位保持装置と車椅子とを分ける基準となる考え方
 - どちらで製作・判定・支給をするか困る理由／困らない理由
 - 迷い、困った際の解決方法、効果、限界
 - 迷い、困った際に適切と思われる解決手段(例:全国で統一した支給基準の作成、関係機関との連携の強化)の詳細
 - 部分的に種目を統合する案に対する意見
 - 案①：姿勢保持機能のある車椅子を、座位保持装置に統合
 - 案②：移動機能のある座位保持装置を、車椅子に統合
- 座位保持装置と電動車椅子について
 - 「座位保持装置と車椅子について」と同じ点、異なる点
- 種目「座位保持装置」内の補装具について
 - 迷い、困る理由／困らない理由
 - 立位保持装置や臥位保持装置、伏臥位保持は座位保持装置から分けた方が良いか
- 工夫、課題について
 - 行なっている工夫の詳細
 - 感じている課題の詳細 等

3 調査結果

(1) 製作事業者 A (株式会社がく)

1) 概要

- 地理的環境
 - ◇ 兵庫県東南部を中心に、片道一時間半のエリアを担当している。地域人口は400～500万人。
- 障害者／児の割合等
 - ◇ 障害者・障害児は2：8で、主に障害児向けの補装具の製作が多い。一般に、車椅子や義肢装具は成人の比率が高くなると思う。当社はシーティング関係の補装具を多く製作しているため、障害児の割合が大きい。
 - ◇ 障害児の補装具製作の紹介は、通所の訓練施設経由がほとんどである。
- 業務推進体制等
 - ◇ 訪問先に応じて1名の担当がつく。車椅子の製作の他に、生活全般として座位保持装置（車載用を含む）や姿勢保持具、便座など必要な物を作っている。制度に則るものは、制度を利用して補装具を製作する。

2) 座位保持装置と車椅子について

- 座位保持装置と車椅子の違い
 - ◇ 車椅子も座位保持装置も、座位保持機能が付加されているものと理解している。金属フレームの座位保持装置の車輪がキャスターから少し大きめの車輪になると車椅子になることもある。どちらも一定の規格があるが、部分的に重複するところはあるように思う。
- 座位保持装置と車椅子のどちらにするか迷い困るか
 - ◇ 機能が重複していると座位保持装置か車椅子で迷うことはあるが、実際に対応に困るケースは多くない。椅子としての注文、車椅子としての注文としてくることが多いためである。
 - ◇ 3台目支給の際に、給付可能数と必要数の整合をとるため、どのように種目を割り振るのかという点で困る。
- 座位保持装置と車椅子の支給台数について
 - (障害児)
 - ◇ 地域性があると思うが、担当するエリアでは学校用・家用で通常複数台支給を認めているところがほとんどであるため、車椅子や座位保持装置を複数製作することが多い。複数台支給は2台目まで認められる市区町村はあるが、3台目になると厳しくなり、どうしようかと思う。
 - (障害者)
 - ◇ 障害者の場合は、原則1台支給と言われることが多い。特に県東部、政令指定

都市は支給の決定が厳しいように思う。県の更生相談所は事情を検討した上で判断するという対応を取る。特例市も県の方針に従う対応になっていると思う。

- ◇ 座位保持装置と車椅子を1台ずつ、場合によって片方を2台製作する。1日中車椅子に乗ったままであると健康上良くないため、市区町村と協議の上、就労等を目的に座位保持装置を職場やデイサービスに置くことも許容されている。
- ◇ 仕事につくこと自体が困難な方も少なくない。デイサービスの場合、朝から夕まで、食事・入浴・作業が生活の大半を占め、車椅子だけでは生活が厳しいこともある。

(共通)

- ◇ 車椅子や座位保持装置が2台ないとやりくりできない方もいる。座位保持装置にするか、車椅子にするかという振り分けより、必要数に対して制度上の制限があるところが問題だと思う。
- ◇ 車椅子や座位保持装置の複数台目支給が難しいという時はあきらめざるを得ない。
- 種目による完成用部品の違いについて
 - ◇ 座位保持装置の完成用部品を車椅子に転用できる(例. ひじ掛け、頸部保持部品、ヘッドレスト)。ものによっては車椅子に転用できない完成用部品があり、困る。
 - ◇ 自治体によっては完成用部品の転用を渋ることがある。説明を行うことで了解をいただく形になるが、説得せずとも給付される体制があるとありがたい。
- 耐用年数について
 - ◇ 耐用年数の根拠がどこから出るのか実際の運用と合わないことがある。耐用年数は目安の数値として、再支給は柔軟に対応できるようにしてもらわないと困る。
 - ◇ 企画・見積の際、車椅子は移動、座位保持装置は普段の生活として役割が違うので耐用年数で種目を選んではいない。
- 各関係機関との連携について
 - ◇ 関係機関とは概ね連携・相談をしている。制度上の運用や判断基準については一定程度事業者として理解していると思う。そのため、連携・相談の内容としては、「こうして欲しいがどうだろうか」というやり取りが主である。また実際の必要性と支給数との割り振りをどうすることが最も収まりが良いのか、更生相談所に相談もしている。
- 適切と思われる解決手段について(種目分類の見直し)
 - ◇ 座位保持装置という種目をなくし、車椅子や椅子に姿勢保持機能を載せる仕組みがあると良い。ベースのフレームは車椅子や椅子、立位保持のためのフレ

ーム、歩行器等として、姿勢保持機能のパーツを横断的に使用できることで整合性が取りやすいと思われる。実際、姿勢保持機能が必要な人には生活場面ごとに姿勢保持機能が必要となる。

3) 姿勢保持装置と電動車椅子について

➤ 電動車椅子の特性と支給における課題

- ◇ 今の日本の制度は医療モデルがベースにあるため、身体機能を基準に支給の判断をされると、電動車椅子の支給が認められるのは、「車椅子を動かすことができない人」となる。
- ◇ 電動車椅子は車椅子と並行して支給できることが望ましいと思う。電動車椅子が支給されないことにより、その人の行動範囲がかなり制限されるため、基本的人権が阻害されてしまう問題もあると考える。ただ、どこまで保証ができるのかは制度の根本的なところなので難しさはあると思う。
- ◇ 電動車椅子は操作に慣れないといけないため、小さい時から自分で動かせると慣れ親しみやすい。

4) 座位保持装置の種目内について

➤ 座位保持装置の種目内における現状・課題等

- ◇ 座位保持装置には、立位保持装置、臥位保持装置等があるが、これらは、目的も利用者のサポートの仕方も全然違う。座位をとるもの、臥位をとるもの、立位を取るものはそれぞれ項目を分け、別品目として座位保持装置、臥位保持装置、立位保持装置といったものにする必要があると考える。
- ◇ 現状の補装具の支給制度では、立位保持装置や臥位保持装置を作ると座位保持装置を作ることができないことがある。体調が良くない方は、臥位になることも座位になることもどちらも生活上あり得る。支給数が限られるため、古いものを何とか使うこともあり、物としての役割を果たせていないと感じる。全体的な行政の予算の問題はあると思う。
- ◇ 起立保持具は、基準価格が乖離しているといった状況もあり、ほぼ支給されていない。また、起立保持具は個々のパーツが必要となるため、座位保持装置からパーツを転用し、立位保持装置として特例で給付されている実態がある。実際、当社では、立位保持装置を年に70～80台製作しており、これらは20～30年近く、基準外交付として特例扱いとなっている。
- ◇ 立位保持装置の見積は、独自価格の場合、座位保持装置と同じようにパーツの価格を積算した見積書を作成している。自治体も、物と価格の相場は把握しており、立位保持装置は特例というものの普通に支給されている。
- ◇ 座位保持椅子、起立保持具は定義が約50年前にできており、制度上にはある

ものの、実際には座位保持装置、立位保持装置が支給されているため種目として実際の運用に合っていないのではないかと考える。

(2) 製作事業者 B (株式会社シーズ)

1) 概要

➤ 設立の経緯

- ◇ 東京の座位保持装置製作事業者の出身の社員が、長崎に戻って当社を立ち上げた。
- ◇ 当初、車いすに座位保持機能を取り付ける制度的根拠がなかった。そのため、当社では市販の車椅子に座ることができない障害児向けに、車椅子に側弯矯正装具を載せる等で対応していた。その実績が認められ、車椅子に座位保持機能を付けられるようになった。
- ◇ 当社は、過去から医師や理学療法士 (PT)、障害児の保護者と協力し障害児用の椅子を作っていた。そのスタイルが引き継がれ、現在でも関係機関と連携ができています。

➤ 主な利用者

- ◇ 県立病院や重度障害者施設、大学病院等から利用者を紹介され、利用者のニーズを聞き、医療機関と連携して製作を行っている。医療機関からの紹介は 8 割を占める。
- ◇ 当社に対して、利用者から直接問い合わせがあった場合には、一度医療機関を受診してもらい、医療機関の担当 PT から連絡してもらうようにしている。
- ◇ 主には障害児向けの補装具を製作するつもりであったが、利用者の成長に伴って障害者向けの補装具も手掛けるようになった。また、座位が難しい高齢者にも対応している。

➤ 地理的環境・課題

- ◇ 長崎県の特徴として、離島に人口が多いことが挙げられる。県立病院の医師からの依頼に基づき、離島の子供たちのために補装具を製作している。
- ◇ 離島への交通費が高いことが課題。県からは、交通費を支給されていない。補装具の価格を上乘せし、利用者から回収する必要があるが、会社として踏み切れない。
- ◇ 離島の少子化が進んでおり、訪問の効率 (訪問した際の件数) が落ちている。車椅子製作のためには利用者を最低 3 回 (ニーズ調査インタビュー、仮合わせ、納品) 訪問する必要がある。以前は、各利用者への訪問タイミングを合わせることで効率的に訪問できていたが、少子化によりそれが難しくなっている。
- ◇ メンテナンスは、離島の PT に担ってもらっているが、個人情報保護が障壁となり、病院では zoom を使用できず、PT へのメンテナンスに関する助言は個人としての電話やファックスに限られてしまう。

2) 座位保持装置と車椅子について

▶ 「ほとんど困らない」理由

- ◇ 長崎県では、座位保持が必要であれば、原則全て「座位保持装置」を支給することとなっている。そのうえで車椅子が必要であれば、その理由を医師が意見書に記載し申請すれば、合理的に複数支給の判断がなされるため、全く困らない。
 - ・ 過去、市区町村に対し、座位保持装置と車椅子とでどちらの種目を選択するか、迷うと問題提起があった。これを受け、更生相談所・製作事業者の間で「座位の保持が必要な場合、全て座位保持装置として申請する」「学習用・移動用の2種類の座位保持装置が必要な場合、適切な理由があれば移動用の方を車椅子（座位保持機能付き）として特例補装具として支給する」と方針が示された。
 - ・ 学校の先生から、移動用の車椅子（座位保持機能付き）に加えて、学習用の座位保持装置（車椅子でなく、足が地面に設置するもの）が教室に必要なと要望がある。学校で車椅子（座位保持機能付き）に乗ったままでは、重要な移乗技能の教育の機会が失われるという意見である。
- ◇ 現場で多様なニーズがあるということを、県と市区町村とで共有できているので、迷うことなくスムーズに業務を行えている。仮に市区町村が判断できず、県に問い合わせた場合でも、県が明確な基準をもって判断しているので問題ない。
 - ・ 市区町村に対しては、現場の実態をプレゼンする機会がある。
- ◇ 更生相談所の専門官は、県立こども医療福祉センターで、補装具支給対象の障害児を現場で見ている人が担当する。そのため、移乗が無いことの弊害等、現場の実態について理解がある。かつては看護師や保健師が専門官となっていたが、今はPTとなっている。県がそのように方針を変更したようである。
- ◇ 座位保持装置は高額になるが、原則座位保持装置として支給することに対し、財源の面で市区町村から懸念が出たことはない。また、学校も当社も運動機能発達のために、作り替えの度に座位保持装置の要素が少なくなるようにしており、簡素・安価になる。
- ◇ 対象が障害者の場合でも、同様の方法となるので迷うことはない。外出時に移乗が不要であれば、座位保持装置（車椅子フレーム付き）を支給し、家庭内でキャスターのない座位保持装置が必要であれば、理由を添えて車椅子（座位保持機能付き）を特例補装具で支給してもらう。キャスター付きでも車椅子を室内に上げられない場合は家庭用座位保持装置が支給される。
- ◇ 障害者の場合は、学校ではなくデイサービスに行く。制度上、2個支給が可能なのは教育、就労であり、デイサービスはどちらにもあたらないため、2個支

給ができない。学校で使っていた補装具をリサイクルする運用を行っている。

▶ 補装具適正化委員会

◇ 県の更生相談所が年に一回、製作事業者、障害者団体代表、PT、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)の代表を招集して実施する。招集時、議題について意見を出すことができる。

▶ 判断に迷うことを解決するために適切と思われる解決手段「連携強化」について

◇ 接続する県では、市区町村や更生相談所と、学校の実態をもとに会話ができず、長崎県で行えている運用を行うことができない。学校のニーズや家庭用補装具との違いを県に伝える等、コーディネートを行う人が必要ではないか。障害児向け補装具の主な利用場所は学校であるため、学校での使い方が非常に重要である。

◇ 長崎県では、学校とPTとで勉強会を開催し連携が進んだ。

▶ 種目を統合した場合「利用者に必要な補装具が支給できなくなる」について

◇ 種目を統合し杓子定規に判断されると、必要な人に支給できなくなる懸念がある。

◇ 教育、就労に必要な場合に2台認めるなど、数を取り決められていることが混乱の原因ではないか。利用者としても数が欲しいわけではなく、必要なものが欲しいということ。数の制限を設けず、実態に基づいて支給すればよいのではないか。

3) 座位保持装置と電動車椅子について

◇ 学校では電動車椅子を使用し、家では車椅子を使用する等、実態に合わせた給付も意見書に記載すれば可能である。実態に合わせればよいので、あまり困ることはない。

4) 座位保持装置種目内

▶ 座位保持装置種目内で立位保持装置を分けた方が良い理由

◇ 臥位や伏臥位を保持する機能は、座位が難しい障害児に対して必要になる。このような障害児には、既存の座位保持装置を使用してよく、十分対応可能である。

◇ 一方で、座位保持、立位保持いずれも必要という人は複数いる。障害児であれば、起立保持具を支給することができるが、障害者の場合は起立保持具の種目がなく、座位保持装置に含まれることになる。立位保持装置を分ければ、座位保持装置と両方の支給が可能になる。

5) 工夫について

- ▶ 判断に迷うことを解決するために適切と思われる解決手段「連携強化」について
 - ◇ 更生相談所の医師や専門官に、実態を常に伝えておくことが必要。保護者のライフスタイルやニーズが過去とは変わっており、現場からフィードバックしなければ杓子定規の運用となってしまう。
 - ◇ 学校教育も、先生が何を習得させるべきかを考えるようになった。例として、トイレに行けるように移乗を身に付けさせる必要があり、移乗を行える補装具を製作してほしい、という希望がある。そのような希望を知っていれば、その機能が必要と意見書に書いてもらえる。
 - ◇ 当社では、判定や納品の際に写真を添えている。また、判定が困難な事例については製作後の経過を更生相談所に報告している。必要なものを支給しているという事実を共有することが重要である。
- ▶ 研修や勉強会について
 - ◇ 学校の先生の初任者研修を当社が行っている。新任の先生に対して、今までの補装具活用の事例等を伝えている。
 - ◇ 県内外の座位保持装置に関わっている PT に対して研修会を行っている。
- ▶ その他
 - ◇ 現場の意見が言語化されていると、判定の際に説得力を持つ。現場のニーズを拾い上げ、判定機関に伝え、合理的に判定してもらえるように、コーディネーターを行った。
 - ◇ 座位保持装置製作時には、担当 PT から製作事業者が招集を受けることになっている。当社が学校用の座位保持装置を製作する際には、あらかじめ学校の先生の意見を聞き、PT に伝えることとしている。

(3) 更生相談所 C

1) 概要

➤ 業務推進体制

- ◇ 姿勢保持に関連する補装具については、3名の職員（作業療法士（OT）1名、一般事務職2名）が担当している。一般事務職のうち1名は兼務であるため、実質的には2.5名体制である。
- ◇ 職員にOTがいることで、体の不具合の医学的なメカニズムがよくわかるため、不具合に応じた補装具を判定する点で助かっている。
- ◇ 姿勢保持に関連する補装具の判定は、外部機関の医師6-7名で行っている。

➤ 障害児について

- ◇ 当更生相談所では障害者のみ判定する。障害児は、市区町村が支給決定する。

2) 座位保持装置と車椅子について

➤ 判定する際の核となる考え方

- ◇ 座位保持装置は、しっかり座ることを目的とし、車椅子は移動を目的とする、としている。
- ◇ 当県では、座位保持装置と車椅子を一緒にした物を支給した場合は、座位保持装置と車椅子の両方を1台ずつ支給した、として考える。その際、「座位保持装置（車椅子付）」として整理している。

➤ どちらに判定するか「時々困る」「少し困る」について

- ◇ 移動が目的だが、座位を安定させる必要もある人については、座位保持装置（車椅子付）か、車椅子（座位保持部品付き）かで困る。基本的には製作事業者の見積もりをもとに判定するが、使用されている部品によって迷うことがある。

➤ 時々困る理由「座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため」について

- ◇ 座位保持装置に完成用部品（大車輪あり、小車輪あり等）を取り付けたものは、県としては座位保持装置と考えるが、移動を目的とした車椅子と言われても違和感はない。

➤ 時々困る理由「種目によって完成用部品の有無が異なるため」について

- ◇ 国の基準で、車椅子に、完成用部品の支持部（骨盤・大腿部）をクッションとして用いてもよいとされている。基準に無い完成用部品（背中や足を支えるためのパッド等）を取り付けて申請された場合、県として目安の規定は設けているが、どこまで認めてよいか困る場合がある。

➤ 時々困る理由「種目によって採型採寸の必要性が異なる」について

- ◇ 採型・採寸が必要な完成用部品が、車椅子に取り付けられている場合がある。車椅子では、採型・採寸が価格に織り込まれないため、製作事業者にとって不

利だと思われる。やむを得ないとは思っているが、その点をどのように考えるべきか、考えることはある。

- ▶ 困る理由として回答していないもの「価格」「付属品」について
 - ◇ 座位保持装置と車椅子では、価格はどちらが高いということもない。
 - ◇ 付属品はある程度決まったものであるため、あまり迷うことはない。
- ▶ 関係機関との連携
 - ◇ 政令市の更生相談所や、他県の更生相談所に、平均すると月2回程度相談している。相談すると考え方を教えてもらえて、解決することが多い。
 - ◇ 直接判定は、県内の判定会場で行われる。判定会前に不明点がある場合は、市区町村や製作事業者を確認する。それでもわからなければ他の更生相談所に相談する。
- ▶ 解決するための手段「全国で統一した支給基準の作成」について
 - ◇ 座位保持装置と車椅子が、曖昧だと感じることがある。全国の更生相談所所長協議会の下にある専門委員会のQ&Aで考え方が提示されることがあるが、あくまで参考意見である。国で明確な基準を整理してもらえれば、明確な対応ができる。

3) 座位保持装置と電動車椅子について

- ◇ 電動車椅子においても、取り付けられる完成用部品は基準によって定められている。基準外のものとは基本的には取り付けられず、特例補装具や県独自に目安の規定を定めている。
- ▶ 座位保持装置と車椅子との関係と異なる点
 - ◇ 電動の座位保持装置はなく、電動車椅子か座位保持装置（電動車椅子付）となる。

4) 座位保持装置種目内

- ◇ 臥位保持装置や立位保持装置は、分かれていなくても問題ないとする。

5) 工夫について

- ◇ 担当者が変わっても判定に齟齬が出ないように、過去、判定時に疑義が出たものを集約し、事例集のようなマニュアルを作成している。

6) その他の課題

- ▶ 「基準価格が実態の製品価格から乖離している」について
 - ◇ 起立保持具や歩行器は、見積額が基準価格を超えているものが多い。
- ▶ 「対象が障害児の場合は、必要に応じて市区町村は更生相談所への助言を求める

こととされており、プロセスや判定が市区町村や場合によって異なる」について

- ◇ 補装具支給の判断には、かなり専門性が必要で、専門職を配置している市町は良いが、概ね市町は担当者の異動があり、担当者によって知識や経験は様々なため、市区町村によって異なる。なお比較的緩やかに支給を認めていると感じる。利用者が障害者として更生相談所の判定になると厳しくなったと受け取られることがあり、これを避けるため、更生相談所が市町を指導しなければならないが、十分できていない。
- 「座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難」について
 - ◇ 完成用部品は量が膨大で、かつ高額品も増加しており、必要性の判断が困難になっている。
- 「補装具支給後、フォローする仕組みがなく、本当に利用者の社会復帰に役立ったのかわからない」について
 - ◇ 医師から、支給した補装具を、利用者が実際には使っていないと言われたことがある。現状では、作り変える際に今までの使い方を聞く程度であり、詳しくフォローする仕組みが無い。

(4) 更生相談所 D

1) 概要

➤ 地理的環境

- ◇ 当市は政令指定都市であるため、当更生相談所は市内を管轄している。
- ◇ 更生相談所は市内中心部の住宅地にある。

➤ 業務推進体制

- ◇ 一般事務：生活全般や、補装具の必要性等に関する聞き取りを行う。
- ◇ 理学療法士（PT）：医学的見地に基ついた聞き取りや機能的評価を行う。
- ◇ 医師：当更生相談所では選任の医師がおらず、判定は外部医療機関の医師 2 名（整形外科、リハビリ）に非常勤の形で依頼している。

➤ 障害者／児の割合等

- ◇ 障害児の判定は行っていない。

2) 座位保持装置と車椅子について

➤ 判定をする際の核となる考え方

- ◇ 身体支持部があるもの、または完成用部品を使っているものは座位保持装置として区別している。例え完成用部品の車椅子フレームがついていても、車椅子にはならない。車椅子とするのであれば、完成用部品は使用しない。
- ◇ 国の通知では、車椅子用のクッションとして、完成用部品の支持部（骨盤・大腿部）を使用できることになっているが、当更生相談所では上記の通り整理している。「完成用部品は座位の保持が必要なために用いるもの」という医師の意見に基づいている。

➤ 迷い困った際、『関係機関（他の更生相談所、市区町村、制作事業者）と「概ね」「十分に」連携・相談をしている』について

- ◇ 座位保持装置は直接判定を行うが、その場のみでは情報が不十分である。そのため、利用者の窓口である区役所から利用者に、日常生活で困っていること等を聞き取ってもらったうえで、判定を進める。製品や完成用部品の支給可能な範囲や、障害像など、不明点は区役所と連絡を取りつつ進めている。
- ◇ 高機能・高額なクッション（褥瘡防止機能があるもの、圧力をコントロールできるもの）等は、支給対象としてよいか、区では判断できない。必要性を判断するために必要な情報をあらかじめ区に聞き取ってもらう。そうすると判定がスムーズになる。

➤ 迷うことを解決するために適切と思われる解決手段

- ◇ リーフレット・HP 等での周知
 - ・ 高機能・高額な補装具についてよく相談があるので、その考え方がリーフレット等で示されているとよい。身体機能面だけでなく、日常生活におけ

る必要性も考慮して判定する。その考え方がわかるとよい。

- ◇ 全国で統一した支給基準の作成
 - ・ 国から基準はでていないものの、実態として市区町村によって異なる要綱や内規をもとに判定されている。当市で、身体の状態や生活の状態を踏まえて支給したものが、他の市区町村では支給されなかった事例がある。各市区町村の基準が統一されるとよい。
- ◇ 関係機関との連携の強化
 - ・ 当更生相談所は、都道府県の更生相談所と判断が難しい事例などについて情報交換をしている。
 - ・ 製作事業者や医療機関との間には、壁があるように感じる。製作事業者は必要性の検証が不十分であったり、医療機関は製作事業者任せであったりと感じることがある。製作事業者、医療機関との連携を強めたい。
 - ・ 更生相談所等、行政には限界があることを製作事業者、医療機関等に伝えられるとよい。また、医療機関は、補装具の必要性、有効性を製作事業者に伝えると共に、利用者の個別の状況を更生相談所に詳しく伝えられるとよい。
- ◇ 種目分類の見直し「移動機能がある座位保持装置は車椅子に統合」
 - ・ 座位保持装置利用者の中には、自宅用、移動用に加えて、就労用に3台目が必要な人がいる。中には耐用年数を超えた座位保持装置を自費で修理し、就労用として使っている人がいる。このようなものは医師による医学的評価が無いので、不安がある。移動機能がある座位保持装置を車椅子に統合できれば、就労用の座位保持装置を2台目として支給することができる。

3) 座位保持装置と電動車椅子について

- ◇ 基本的には車椅子と同じ。

4) 座位保持装置の種目内について

- 「立位保持装置や臥位保持装置、伏臥位保持装置は座位保持装置から分けたほうが良い」と考える理由
 - ◇ 重度障害者の中には、食事時は座位であるが、食事以外の時は臥位・伏臥位の方が安定する人がおり、座位保持装置と臥位・伏臥位保持装置を支給できないかという相談がある。1種目1台の原則があるので迷うわけではないが、種目を分けることで支給できれば、利用者の生活に広がりが出るのではないかと。

5) その他の課題

- 「基準価格が実態の製品価格から乖離している」について
 - ◇ 起立保持具は、見積もりが高額になり、よく特例補装具として支給されている。
 - ◇ 補装具全体としても、性能の向上や軽い材料の使用などで、金額が上がっている。
- 「座位保持椅子は児童補装具であるため、18歳以上の障害者の方の要望に対応できずに困る」について
 - ◇ 18歳以上の障害者には座位保持椅子を支給できないため、車載用の座位保持装置を支給してほしいと相談がある。座位保持装置を既に持っている場合は追加で支給できないので、車載用のものを自費購入したり、既に持っている座位保持装置の支持部を外して、車に載せたりしている人もいる。後者は望ましい使い方ではないが、現状そのような工夫をしてもらわざるを得ない。

(5) 市区町村 E

1) 概要

➤ 業務推進体制

- ◇ 理学療法士 2 名の体制 (1 名の職制は事務職)。1 名は担当 1 年目であるため、経験者よりサポートを実施。地区担当制にしているが、担当者間で相談しながら対応を行っている。

➤ 障害者／児の割合等

- ◇ 座位保持装置の支給決定について、8 割くらいは障害児のものである。

2) 座位保持装置と車椅子について

➤ どのような場合に座位保持装置・車椅子を支給するか

- ◇ 申請前に医療機関から相談を受け、必要な理由や使用場面等を伺っている。
- ◇ 基本的には医療機関からの提起内容から変えることはない。
- ◇ 移動を主眼においており、ある程度座位が保持できる場合は車椅子。座位姿勢の保持が困難で、比較的長時間の座位により姿勢が崩れ日常生活に支障をきたす場合や、変形の増悪に対応が必要な場合は座位保持装置を支給するといった判断を行うが、迷う場合は更生相談所に相談する。

➤ 座位保持装置・車椅子の支給において困ること

(座位保持装置と車椅子のいずれにするか迷う時)

- ◇ 車椅子が使用できるのに座位保持装置にする必要性等を確認する際に困る。複合的な要素により、支給決定を判断している。
- ◇ 障害児の場合、更生相談所に細かく相談しているが、最終的には市町判断であるため悩むことがあり、障害児の要否判定も制度化されればと思うことがある。

(座位保持装置複数台への補装具費支給判定の妥当性について)

- ◇ 複数台支給の妥当性について悩むことがある。1 種目につき 1 個の支給が原則であるが、障害児の場合、教育上の理由で特に必要と認めて学校用・家庭用の座位保持装置と車椅子の複数支給を認めている。大人になると教育上の理由がなくなり、原則として認められなくなるため、その理由を利用者や家族に納得していただくのに苦労している。
- ◇ 座位保持装置、車椅子、歩行器、長下肢装具、短下肢装具、クッションチェア等、複数の種目の補装具を支給している児童から、更に同種目や類似目的の補装具の支給を希望された際に困る。児童の成長発達上、教育上の必要性を強調されると使用場面や使用頻度を理由に断ることについて苦労している。

(座位保持装置への補装具費支給判定の妥当性について)

- ◇ 障害児が床に座ることができ、家の中も這って移動する場合や、クッションチェアで過ごす時間が長い場合等に、本当に座位保持装置が必要なのか、車椅子

で足りるのではないか、使用場面等の詳細な理由を伺う必要がある。

(座位保持装置の昇降機能)

- ◇ 座位保持装置に高価な昇降機能を付けたいといった相談が来る。昇降機能があることで家族や先生と視線が合い、集中が得られることや、目と手の協調がはかられ、機能向上が見込まれるといった教育上の必要性を理由に付された場合、本市では原則1台は認めている。しかし、市町判断であるため、同じ学校の県内他市と差異がでてしまう。

(付属品等において困ること)

- ◇ 製作事業者から上がってくる見積が正しいのかわからない。部品の選択、クッションがどのような働きなのか、車椅子の屋内用キャスター(エア付)の種類、幅留めの本数とその必要性等わかりにくい。更生相談所の助言を受け、そのような付属品等がなぜ必要なのか確認しているが、判断が難しい。
 - ◇ 完成用部品の機能がわからないものもある。完成用部品は種類が多く、価格にも開きがあり、なぜその会社の完成用部品なのか、他社の安価なものに代替できるのかといったことや、特例部品が妥当なのか、座位保持装置の部品を車椅子に使う事が妥当なのか悩む。例えば、座位保持装置の身体保持部品を車椅子に付けたい場合に、なぜクッションではだめなのか確認するが理由を聞いても判断できない事がある。
- 職員にPTがいることによる、支給決定における効果
- ◇ 医療機関のセラピストや更生相談所もPT・OTがいるため、事務専門の方よりは専門的な内容がわかる。また、ユーザーの身体の状態を実際に見られなくても、医師意見書を見ることである程度の状態を把握できると思う。専門性があるために、支給申請の内容に対し、なぜその種目や機能が必要なのかということがわかる一方で疑問も持ちやすい。
- 連携・相談の効果と限界
- ◇ 関係機関と連携を行うことで専門的なアドバイスを得られる。病院からは、必要性の理由などわかりやすく説明して頂いている。製作事業者からも、問い合わせた内容に対し正確に回答して頂いている。更生相談所は、判定の際だけではなく、普段から密に市の相談に乗って頂いている。また、更生相談所の方に直接、医療機関や業者の意向を確認してもらおう事もある。他市の支給経験を教えていただくこともある。
- 適切と思われる解決手段
- (関係機関との連携強化)
- ◇ 市としては、今も関係機関との連携・相談を行っているので、これまでのように相談できれば良い。
 - ◇ あまり座位保持装置を作った事のない製作事業者と関わる場合は、他の関係

者に相談する必要があると感じている。

3) 座位保持装置と電動車椅子について

- 電動車椅子は支給も少なく、直接判定であるため、更生相談所の方と本人の状況を直接見ることができるため困りごとは少ない。

4) 工夫について

- 他機関との連携が必要な工夫と考える。

5) その他の課題

- 起立保持具の支給について

- ◇ 関係者が本人の立位機会を増やしたいと考える障害児に対しては、立位保持装置よりも起立保持具で対応してほしいと思うが、基準価格が非常に安価でオーダーで作っていただける製作事業者がいないことから、立位保持装置の支給にせざるを得ない点に、課題感がある。また、起立保持具(立位保持装置)はリハビリ目的の要素が大きく、生活で使う要素が薄いと感じられることから、支給の必要性に迷う。

- オープン価格について

- ◇ レディメイド車椅子について、オープン価格となっているものは見積価格の妥当性の判断に非常に苦慮する。レディメイドについては、部品を積み上げた価格が、定価に対して妥当であるかを判断しており、必要に応じ業者に見積価格の調整をしてもらうこともある。支給の際、適切な価格を判断することに困らないよう、オープン価格の取り扱い方法を定めて貰いたい。

- フォローアップの仕組みについて

- ◇ 支給した製品が本人の体に合っているのか、市区町村として確認等に関わることができる機会はないように思う。写真の添付をお願いしているが、完成用部品等が適切に入っているのか判断が難しい。

- 完成用部品のわかりにくさについて

- ◇ フレームを完成用部品に決めてしまうと、周辺の部品も同メーカーのものになり、高額になっているものもある(昇降機能付の構造フレームなど)。周辺の部品を他メーカーの部品に変更しては価格が下げることが可能かどうかわからない。

- ◇ 完成用部品は種類も多く、全ての部品が一覧で公開されているものはない。完成用部品で対(セット)でない物があるのか、製作事業者のHP等で調べられることもあるがわからない。申請されたものを調べると、実は違う組み合わせとなっていることや部品であることもある。

- ◇ 完成用部品がどのようなものであるか、一元的に見ることができるサイトがあると嬉しい。写真と簡単な構造だけではなく、どのようなパーツ組み合わせで使用しているのかということや、この完成用部品はどのような目的で使用

されるのか、このような方に使用しているといった、使用方法等がわかるとより良い。

(6) 市区町村 F (丹波市)

1) 概要

➤ 地理的環境

- ◇ 当市区町村は県の中心部、山間部に位置する。県庁所在地が県内の最南端にあることから、県の南側は財政や福祉制度・サービスが充実しているが、当市区町村では、最低限、基本的な福祉サービスができている状況である。

➤ 業務推進体制

- ◇ 理学療法士 (PT) は、市区町村内にある、県立医療センターの子供の発達を担当する部署に在籍。支給決定時に毎回関わるわけではなく、同センターに通院する障害児の補装具の採型を担当している。
- ◇ 事務は2名おり、支給決定や聞き取り業務を担当している。

➤ 支給申請の内訳

- ◇ 感覚的には、障害者と障害児は7:3ほど。障害者の中でも高齢者が多い。
- ◇ 障害児については、県立医療センター以外の場合は、過去に支給を受けており、成長に従って調整を行うケースのみであった。それぞれが通院する病院と、提携する製作事業者とで形を決め、申請してくる。

2) 座位保持装置と車椅子について

➤ 支給時に核となる考え方

- ◇ 申請される時点で、屋内利用ならば座位保持装置 (キャスター程度が付いているものも含む) であり、移動中心の利用ならば車椅子 (座位保持機能付き) と住み分けがなされているよう。異なっていたとしても訂正はしないが、自身としてもそのように整理している。
 - ・ 座位保持装置を3台支給した例がある。既に自宅用、学校用の2台を持っており、アフタースクール用に3台目の申請があった。更生相談所と相談したが、屋内利用目的であることから、車椅子ではなく座位保持装置として支給可能となった。
- ◇ 座位保持装置 (車椅子フレーム) と、車椅子 (座位保持機能付き) とで迷うことはない。障害児の場合医師の意見書に基づいて支給決定するが、意見書では種目が決まった状態なので、迷わない。

➤ 少し困る理由「障害像に適切な種目の判断に苦慮するため」について

- ◇ 市区町村では、利用者本人に会っているわけではなく、医師の意見書や担当 PT の話から判断する。そのため、障害に対して補装具の性能が適切かどうか、判断が難しい。

➤ 迷い困った際の関係機関との連携

- ◇ 担当 PT からは、手続き上の面で困ったときに質問が来る (例: 障害者手帳未

発行でも支給可能か、3台目の支給は可能か等)。申請内容は、医師とPTとである程度確定させているのであまり話すことはない。

- ◇ 姿勢保持に関連する補装具で困ったときは、更生相談所に相談すれば、ほぼ解決する。
 - ・ 障害児については病状を伝えれば、障害者での経験から助言を貰える。3台目の支給の際に相談をして、支給決定するに至ったことがある。
 - ・ 障害者対象で、申請時は車椅子であったが、判定結果は座位保持装置だった例があった。この際には結果の詳細を聞きに行った。
 - ・ 補装具自体の知識があまりなかった時には、支給決定結果が正しかったかどうか確認したこともある。
- ◇ 製作事業者に対しては、完成用部品について質問をする。件数としてはごく僅かである。
- ▶ 適切と思われる解決手段
 - ◇ 窓口用のリーフレットを作成し配布している。担当者が入れ替わるので、そのようなものがあつた方が、安定した決定ができる。
 - ◇ 「補装具費支給事務ガイドブック」や、国・県の通知などを参考に業務を行っている。一貫したものは、ガイドブックのみである。
- ▶ 種目を統合した場合「市区町村が支給決定の判断をしづらくなる」について
 - ◇ 支給決定時には、医師の意見書に基づけばよいので、迷うことはない。決算報告時、実績をどちらにするか迷うという意図で回答した。
- ▶ 部分的に統合した場合について
 - ◇ 当市区町村の慣例的基準は、移動の有無なので、「移動機能のある座位保持装置を、車椅子に統合」が分かり易い。

3) 座位保持装置と電動車椅子について

- ◇ 座位保持装置と電動車椅子の2種類を支給した経験はない。

4) 座位保持装置種目内

- ▶ 立位保持装置や臥位保持装置等を分けることについて
 - ◇ 立位保持機能や臥位保持機能が必要となった事例は経験がなく、何とも言えない。

5) 工夫について

- ◇ 年に一度、更生相談所に行き、更生相談所主催の研修（事務手続き全般について）を受けたり、周知事項を受けたりしている。市区町村の手続きの統一化が図られている。

- ◇ 製作事業者は基本的には来ないが、補装具の性能について周知がある際には製作事業者から協力を頂いている。

6) その他の課題

- 「完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難」について
 - ◇ 市区町村では、部品ごとの性能の比較ができていない。病院と製作事業者との間で決定しているのだろうが、違いが判らないため、検証のしようがない。
 - ◇ 価格帯も似通っているものが多い中、その完成用部品を選んだ理由には触れない。チェックするのは部品が重複していないか程度である。

IV. まとめと提言

1 困り事や工夫の実態

(1) 座位保持装置と車椅子／電動車椅子の製作・判定・支給について

座位保持装置と車椅子のどちらを見積・判定・支給するか迷い困るか否かについて、製作事業者は、アンケート調査では、障害者を対象とした場合も障害児を対象とした場合も「頻繁に/時々困る」という回答が6割弱であり「ほとんど困らない」という回答より多かった。このように回答した企業の過半数が、全国で統一した支給基準の作成を解決手段と捉えていた。ヒアリング調査においては、座位保持装置と車椅子の規格には部分的に重複する点があるため、どちらにするか迷うことはあるが実際に対応に困るケースはないという意見や、都道府県にてどのような場合に座位保持装置とし、どのような場合に車椅子とするか既に確立された考え方があるため困らない、との意見があった。

更生相談所は、アンケート調査では、障害者を対象とした場合、「頻繁に/時々困る」と「ほとんど困らない」という回答が、およそ同率となった。「頻繁に/時々困る」と回答した更生相談所は約51%であり、このように回答した更生相談所の過半数が、全国で統一した支給基準の作成や種目分類の見直しを解決手段と捉えていた。ヒアリング調査においては「移動が目的だが、座位を安定させる必要のある方については、座位保持装置か車椅子かで迷い、困る」との意見や、どのような場合に座位保持装置とし、どのような場合に車椅子とするか既に確立された考え方があるため困らない、との意見があった。

市区町村は、アンケート調査では、障害者を対象とした場合、「ほとんど困らない」という回答が6割強となった。障害児を対象とした場合、「頻繁に/時々困る」と「ほとんど困らない」という回答が、およそ同率となった。障害児を対象に、「頻繁に/時々困る」と回答した市区町村の多くがその理由として、「座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため」「更生相談所の判定がないため」「障害像に適切な種目の判断に苦慮するため」と回答した。ヒアリング調査においては、基本的には判定内容を変えることはないといった意見や、申請時点で座位保持装置か車椅子かの住み分けがなされているため迷い困ることはない、との意見があった。

その他、ヒアリング調査において、座位保持装置の複数台支給が許容されるか否か、完成用部品の妥当性の判断、について迷い、困るという意見が得られた。また、座位保持装置と電動車椅子のどちらにするかについては、座位保持装置と車椅子の例ほど迷い、困ることはないという傾向であった。

(2) 目的や利用者に応じた座位保持装置の使い分けについて

種目「座位保持装置」内での、目的や利用者に応じた見積・判定・支給の判断で迷い困るかについて、

製作事業者は、アンケート調査では、障害者を対象とした場合も障害児を対象とした場合も「頻繁に/時々困る」と「ほとんど困らない」という回答が、およそ同率となった。

「頻繁に/時々困る」と回答した企業は約 46%であり、このように回答した企業の過半数が、全国で統一した支給基準の作成や種目分類の見直しを解決手段と捉えていた。種目分類の見直しと回答した企業の多くが、立位保持装置、臥位保持装置、伏臥位保持装置を座位保持装置と種目を分けた方が良いと回答した。ヒアリング調査においては、これらの補装具は目的や利用者のサポートの仕方が異なること、実態として座位保持装置と臥位保持装置の双方を求める利用者もいることから、座位保持装置から立位保持装置、臥位保持装置、伏臥位保持装置を分けた方が良い、との意見もあがった。

更生相談所は、アンケート調査では障害者を対象とした場合、「頻繁に/時々困る」という回答が 6 割強であり「ほとんど困らない」という回答より多かった。障害児を対象とした場合、判定を行っていない更生相談所がほとんどであったが、判定を行っている更生相談所は無回答以外全て「頻繁に/時々困る」との回答であった。「頻繁に/時々困る」と回答した更生相談所は、全国で統一した支給基準の作成を解決手段と捉えていることが多かった。ヒアリング調査においては、これらの補装具は種目が分かれていなくても良いとの回答であった。ほとんどの利用者に 2 種類は必要ないが、中には必要な利用者があることも確かであるが既に座位保持装置を使用しているため、立位保持装置や臥位保持装置、伏臥位装置の判定を出せないことがあるとの意見もあがった。

市区町村は、障害者を対象とした場合も、障害児を対象とした場合も、「ほとんど困らない」という回答が最も多く、どちらも過半数を上回っていた。ヒアリング調査対象においては、これらの補装具に関する複数台支給を検討する場面に遭遇したことが無いとのことであった。

(3) その他の課題について

姿勢保持に関する補装具の上記以外の課題意識として、アンケート調査で製作事業者、更生相談所、市区町村の何れかの半数以上が回答したものは「座位保持椅子や起立保持具等、基準価格が実態の製品価格から乖離している」、「座位保持椅子の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難」、「座位保持椅子は児童補装具であるため、18 歳以上の障害者の方の要望に対応出来ずに困る（特に車載用）」、「起立保持具は児童補装具であるため、18 歳以上の障害者の方の要望に対応できずに困る」であった。

ヒアリング調査においては、座位保持椅子や起立保持具は基準価格が低いため見積と乖離してほぼ支給されないといった意見や、座位保持装置の完成用部品が多すぎるためその妥当性を判断して判定や支給を行うことが出来ないといった意見、障害児に対して車載用の座位保持椅子に対する費用は支給可能であるが、障害者になると支給できないため困る、支給した補装具が実際に使用されていないケースにおいてもフォローアップの仕組みがなく把握できないといった意見が得られた。

(4) 行われている工夫の実態

座位保持装置または車椅子／電動車椅子のどちらにするか迷い困る場合において、アンケート調査から、製作事業者、更生相談所、市区町村、医療機関はそれぞれが相談・連携をしていることがうかがえた。ヒアリング調査から、地域や学校のニーズを学校の先生の協力を得て市区町村や更生相談所に伝えたり、学校の先生の初任者研修で補装具について勉強会を行うといった取組により障害児への座位保持装置と車椅子の補装具費支給について共通認識を醸成できたとの意見もあった。また、その他には、更生相談所主催の研修に参加したり、補装具費支給事務ガイドブックを参照したり、判断の際に疑義が生じたものの事例集を作り独自のマニュアルを作成する、といった取組が見受けられた。

2 提言

(1) 全国統一の支給基準

座位保持装置と車椅子／電動車椅子について、アンケート調査では全国統一の支給基準の確立に課題の解決を求める回答が多かった。また、自治体によって判定結果が異なることに製作事業者の多くは困っていることも明らかとなった。

今回のヒアリング調査では、「移動機能が付いている場合は車椅子」「身体支持部がある場合、完成用部品を使っている場合は座位保持装置」「車椅子フレームを用いた座位保持装置を支給した場合座位保持装置1台、車椅子1台支給とカウントする」等、座位保持装置と車椅子への計上基準が整理されている自治体や、「障害児のために学校用と家庭用で座位保持装置2台支給と、移動用に車椅子の座位保持機能付きの複数台支給は可能」といった複数台支給に関する確立された考え方を示す自治体が存在していた。このように確立された考え方を自治体が示すことで、補装具の製作・判定・支給に関わる関係者の混乱を回避できるが、同じものを支給された利用者でもある自治体では車椅子、ある自治体では座位保持装置として補装具費を支給された場合、耐用年数の異なる補装具を利用することになるため、利用者間の平等性の観点において疑問が残る。また、複数台支給の考え方に自治体間で差があることから、各利用者が平等に補装具費の支給を受けている状況とはいえないのではないかと考える。全国統一の支給基準が必要と考える。なお、全国統一の支給基準を検討する際には、種目分類のみではなく、同一種目複数台を支給する際の判断基準、多数ある完成用部品の使用基準など、様々な観点からの検討が必要である。

(2) 座位保持装置と車椅子／電動車椅子の切り分け方の整理

アンケート調査において、座位保持装置と車椅子／電動車椅子のどちらを見積・判定・支給するか迷い困るとの回答が多かった。ヒアリング調査においても、移動が目的であるが座位を安定させる必要のある人に対して、座位保持装置（車椅子フレーム）と車椅子の座位保持機能付きのどちらを判定するか困るという意見があげられた。座位保持装置にも車椅子にも一定の規格はあるが、部分的に重複するところがあるとのことであった。種

目分類の見直し案として、「姿勢保持機能のあるものは座位保持装置とする」、「移動機能のあるものは車椅子とする」「車椅子や椅子に、姿勢保持機能を載せる仕組み」といったものがあげられた。

なお、アンケート調査においては、座位保持装置と車椅子／電動車椅子の種目を統合する案について回答を得たが、統合をした場合 1 種目 1 台支給の原則に従うと、利用者に提供される補装具の台数が減ってしまうことが予想される。現状の整理でも支給台数の上限に対する課題意識があることから、座位保持装置と車椅子／電動車椅子を統合することは適切ではないと考える。

どのような切り分けとするのが良いか、継続的に検討してしていくことが必要である。

(3) 完成用部品の判定・支給判断の効率化のための情報整理

アンケート調査において、「座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため必要性の判断や比較検討が困難」と回答した割合が大きかったのは更生相談所のみであり、製作事業者や市区町村は、そこまで回答割合が大きくなかった。

ヒアリング調査においては市区町村から、「座位保持装置の完成用部品が多く、完成用部品が申請された場合、その部品である妥当性を判断出来ない」といった声が上がっており、同様の意見はやはり更生相談所からも上がっている。「どの完成用部品が適切か判断する基準や目安がなく、妥当性を検討できず判断することが多い」とのことであった。また、市区町村から「完成用部品を組み合わせる際の最適な組み合わせに関する情報や、写真と簡単な構造の説明に加えてどのような方に利用してもらうのかといった適用に関する情報が一元化されたものがあると良い」という意見が得られた。

このことから、完成用部品の組合せや利用者への適用に関する情報の整理と周知により、判定・支給の判断の際に、必要性を十分に検討できる状態とすることが必要である。

(4) 地域のニーズを製作事業者・更生相談所・市区町村で共有する取組の推進

アンケート調査において、座位保持装置と車椅子／電動車椅子のどちらを製作・判定・支給するか迷い困る際の解決手段として、「関係機関との連携強化」という回答割合が大きかったのは更生相談所のみであり、製作事業者や市区町村では回答割合は大きくなかった。

しかし、ヒアリング調査において学校や地域のニーズを、製作事業者と更生相談所、市区町村が共有することで、障害児に対する座位保持装置と車椅子の支給に関する共通の考え方を醸成出来た、という事例があった。障害者の例はあげられなかったが、就労場所やデイサービス等のニーズを共有することで、同様に共通の考え方を醸成できると考える。

また、ヒアリング調査においては、更生相談所が年に数回、製作事業者、障害者団体、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、にて実施する補装具適正化委員会を開催して、情

報共有をしている事例があった。このように、地域のニーズを補装具の製作・判定・支給に携わる関係者が共有し、考え方を統一する取組を推進することが必要である。

(5) 補装具支給後のフォローアップの仕組みの確立

座位保持装置と車椅子／電動車椅子の何れを製作・判定・支給をするかに直接的には関係しないが、ヒアリング調査にて、利用者に補装具が届けられた後、補装具使用の状況をフォローアップする仕組みが無いことに対する課題意識が示された。支給された補装具が実際に利用され、本当に利用者の職業その他日常生活の能率の向上を達成しているか分からないことに対する課題意識が示された。

利用者の補装具利用状況を確認し適切な利用を促すフォローアップは、製作事業者・更生相談所・市区町村のみではなく、日常的に利用者と接する理学療法士や作業療法士、看護師、相談支援専門員や、障害児の場合、学校関係者等も含めて、重層的に行っていくことが必要である。

(6) 座位保持椅子と起立保持具の仕様・定義、標準価格の適正化

アンケート調査では、座位保持椅子や起立保持具について「基準価格が実態の製品から乖離していることに課題を感じる」との回答割合が、製作事業者、更生相談所から大きかった。

ヒアリング調査においても、座位保持椅子と起立保持具は見積額と基準価格が乖離しているため基準内では、ほぼ支給されていない（ほとんどが特例申請などの自治体独自の運用で支給されていると思われる）といった意見があげられた。

これらの要因として考えられるのは、利用者の障害像や、それに対応する製品の仕様が変化してきているにも関わらず、種目の定義や標準価格の根拠となる仕様が過去に設定されたものからほとんど変わっていないことである。現在の障害像や流通する補装具の仕様をもとに、種目の基準に記載される想定仕様や適用範囲、標準価格を見直すことが必要ではないか。また、アンケート調査において、座位保持椅子（車載用）について、障害児の際には補装具費を支給することが可能であるが、障害者になると支給できなくなるといった点についても、製作事業者の多くが課題と感じていた。適正化の際には、18歳以上であっても車載用に座位を保つためのものが必要な方がいることも踏まえることが必要である。

(7) その他の検討

アンケート調査及びヒアリング調査の双方において、立位保持装置や臥位保持装置・伏臥位保持装置が座位保持装置内の種目であることにより、1種目1台支給の原則から、必要な人に必要なものを届けられない、との課題が示された。

これらの取扱についてそれぞれの補装具の適用や、効果を踏まえて引き続きどのよう

な整理とするか検討する必要がある。

また、ヒアリング調査においては、離島への出張費が製作事業者の経営を圧迫しているとの課題が提示された。

種目分類に関連した課題ではないが、補装具を必要とする利用者へ持続的に届けるために、製作事業者への支援についても検討する必要がある。

以上

V. 参考資料

1 アンケート調査票（製作事業者票）

令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「補装具費支給制度における姿勢保持に関連する補装具の機能に関する調査研究」
「姿勢保持に関連する補装具における困りごとの実態調査」

ご回答方法

- ・貴社において、補装具の企画・見積作成業務をご担当されている方がご回答頂きますようお願い致します。
- ・あてはまる選択肢を○（マル）で囲んでください。
- ・（ ）内には具体的な数値、用語、名称等をご記入ください。
- ・（ ）内に数値を記入する設問で、該当無しは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ・令和3年10月31日現在の状況についてお答えください。
- ・本アンケートでは身体障害者及び18歳以上の難病患者等を「身体障害者」と呼び、身体障害児及び18歳未満の難病患者等を「身体障害児」と呼ぶものとしてお答えください。

I. 貴社情報について

(1) 貴社名・体制

問1 貴社・組織名をご記入ください。

()

問2 貴社において、車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具の営業・製作業務に携わっている方の人数・平均経験年数をご記載ください。

※営業（利用者や医療機関スタッフとの打合せ、自治体とのやり取り等を行う役割） ※製作（補装具の製作を行う役割）

※車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具の営業・製作に関与している方の人数を記載ください。義肢装具等の営業・製作のみに関与している方の人数は含みません。

※職種が重複する場合には業務の関りにより、およその人数換算数を分けて記載ください。（例：営業 0.2人 製作 0.8人）

※各職種の平均経験年数には、車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具の営業・製作に関与している各人の経験年数の合計を人数で割った数値を記載ください。

職種	常勤		非常勤・兼務	
	人数	平均経験年数	人数	平均経験年数
1.営業	()人	()年	()人	()年
2.製作	()人	()年	()人	()年
3.その他	()人	()年	()人	()年

問 2-1 貴社において上記問 2 の回答対象となっている方の中に、以下の資格を保有される方が何名いるか記載ください。		
1.理学療法士	() 人	
2.作業療法士	() 人	
3.義肢装具士	() 人	
4.シーティングエンジニア (JAWS)	() 人	
5.座位保持装置製作者 (日本義肢協会)	() 人	
6.上記以外の方	() 人	

(2) 企画・見積作成件数

問 3 昨年度 (令和 2 年度) の貴社における姿勢保持に関連する補装具の製作に係る企画・見積作成の件数をご記入ください。	
種目	企画・見積作成件数
1.座位保持装置	() 件
2.車椅子 (オーダーメイド)	() 件
3.車椅子 (レディメイド)	() 件
4.電動車椅子	() 件
5.座位保持椅子	() 件
6.起立保持具	() 件
7.頭部保持具	() 件

II. 姿勢保持に関する補装具の製作に係る企画・見積作成における困り事・解決の方向性について

(1) 座位保持装置と車椅子

問 4 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、どちらの種目を採用するか迷い、困ることがありますか。またどの程度困りますか。(○は a~d それぞれ 1 つ、合計 4 つ) ※困る頻度は、座位保持装置と車椅子の製作に係る企画・見積作成を行う機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。 (例：3 件/年の機会のうち、3 件とも困る場合には「1. とても困る」に○)				
①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問5 問4のa、cのいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 障害像に適切な種目の判断に苦慮するため | 2. 座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため |
| 3. 種目によって完成用部品の有無が異なるため | 4. 種目によって付属品が異なるため |
| 5. 種目によって修理項目が異なるため | 6. 種目によって価格が異なるため |
| 7. 種目によって利用者に届くまでの早さが異なるため | 8. 種目によって耐用年数が異なるため |
| 9. 種目によって採型、採寸の必要性が異なるため | 10. 自治体によって判定結果が異なるため |
| 11. 対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため | |
| 12. その他 () | |

問6 問5で「4. 種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方にお伺いします。どの付属品について困りますか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 張り調整や座面モールド形状などの身体支持部 | 2. 身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品 |
| 3. テーブルやその他の付属品 | 4. その他 () |

問7 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、関係機関への連携・相談をしていますか。(○は連携・相談先ごとに1つ)

連携・相談先	連携・相談のしやすさ			
1.医療機関（更生相談所を除く）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
2.更生相談所	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
3.都道府県	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
4.市区町村	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
5.他の製作事業者・製作事業者団体	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
6.その他（以下にご記入ください）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
()				

問8 問7でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのように連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|----------------|----------------|--------------------|
| 1. 定期的な連絡会議の実施 | 2. 担当者間のメール・電話 | 3. 情報システムを活用した情報共有 |
| 4. その他 () | | |

問9 問7でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのような内容の連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | | |
|------------------|------------------|-----------------|-----------|
| 1. 障害の状況に適した補装具 | 2. 補装具の使用場所・使用頻度 | 3. 補装具の必要性 | 4. 補装具の構造 |
| 5. 補装具の機能 | 6. 付属品・完成用部品の構造 | 7. 付属品・完成用部品の機能 | |
| 8. 付属品・完成用部品の必要性 | 9. 価格・補装具の保持状況 | | |
| 10. その他 () | | | |

問 10 問 7 でいずれかの機関と「3. あまり連携・相談していない」「4. 連携・相談していない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|-------------|
| 1. 自組織内で完結できるため | 2. 連絡のタイミングが合わないため | 3. 窓口が不明なため |
| 4. 相談してよいかわからないため | 5. その他 (|) |

問 11 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し(例: 移動機能がある座位保持装置は車椅子(種目)へ統合するなど)
5. その他 (

問 12 問 11 で「4. 種目分類の見直し」と回答いただいた方にお伺いします。車椅子と座位保持装置について、どのように見直したほうが良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を1つに統合する
2. 車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を部分的に統合する
(具体的に:)
3. その他 ()

問 13 問 12 にご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため | 2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため |
| 3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため | 4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため |
| 5. 利用者にとって有益と思われるため | 6. その他 (|

問 14 車椅子と座位保持装置について、種目分類を統合するとした場合、課題がありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 課題がある | 2. 課題はない | 3. わからない |
|----------|----------|----------|

問 15 問 14 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる | 2. 更生相談所にとって判定しにくくなる |
| 3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる | 4. 福祉財源を圧迫してしまう |
| 5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる | 6. その他 (|

問 16 座位保持装置もしくは車椅子の製作に係る企画・見積作成の際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、どの関係機関との連携・相談が必要と感じますか。現在連携している機関も含めて、該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | | |
|--------------------|----------|---------|---------|
| 1. 医療機関(更生相談所を除く) | 2. 更生相談所 | 3. 都道府県 | 4. 市区町村 |
| 5. 他の製作事業者・製作事業者団体 | 6. その他 (|) | |

(2) 座位保持装置と電動車椅子

問 17 **座位保持装置もしくは電動車椅子**の製作に係る企画・見積作成の際、どちらの種目を採用するか迷い、困ることがあります。またどの程度困りますか。(○は a~d それぞれ 1 つ、合計 4 つ)

※困る頻度は、座位保持装置と電動車椅子の製作に係る企画・見積作成を行う機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。(例：3 件/年の機会のうち、3 件とも困る場合には「1. とても困る」に○)

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない

以下の設問は、**障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。**

問 18 問 17 の a、c のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 障害像に適切な種目の判断に苦慮するため | 2. 座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため |
| 3. 種目によって完成用部品の有無が異なるため | 4. 種目によって付属品が異なるため |
| 5. 種目によって修理項目が異なるため | 6. 種目によって価格が異なるため |
| 7. 種目によって利用者に届くまでの早さが異なるため | 8. 種目によって耐用年数が異なるため |
| 9. 種目によって採型、採寸の必要性が異なるため | 10. 自治体によって判定結果が異なるため |
| 11. 対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため | |
| 12. その他 () | |

問 19 問 18 で「4. 種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方にお伺いします。どの付属品について困りますか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 張り調整や座面モールド形状などの身体支持部 | 2. 身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品 |
| 3. テーブルやその他の付属品 | 4. その他 () |

問 20 **座位保持装置もしくは電動車椅子**の製作に係る企画・見積作成の際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、関係機関への連携・相談をしていますか。(○は連携・相談先ごとに 1 つ)

連携・相談先	連携・相談のしやすさ			
1.医療機関（更生相談所を除く）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
2.更生相談所	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
3.都道府県	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
4.市区町村	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
5.他の製作事業者・製作事業者団体	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
6.その他（以下にご記入ください） ()	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない

問 21 問 20 でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのように連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 定期的な連絡会議の実施 2. 担当者間のメール・電話 3. 情報システムを活用した情報共有
4. その他 ()

問 22 問 20 でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのような内容の連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 障害の状況に適した補装具 2. 補装具の使用場所・使用頻度 3. 補装具の必要性 4. 補装具の構造
5. 補装具の機能 6. 付属品・完成用部品の構造 7. 付属品・完成用部品の機能
8. 付属品・完成用部品の必要性 9. 価格・補装具の保持状況
10. その他 ()

問 23 問 20 でいずれかの機関と「3. あまり連携・相談していない」「4. 連携・相談していない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自組織内で完結できるため 2. 連絡のタイミングが合わないため 3. 窓口が不明なため
4. 相談してよいかわからないため 5. その他 ()

問 24 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し(例: 移動機能がある座位保持装置は電動車椅子(種目)へ統合するなど)
5. その他 ()

問 25 問 24 で「4. 種目分類の見直し」と回答いただいた方にお伺いします。電動車椅子と座位保持装置について、どのように見直したほうが良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を1つに統合する
2. 電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を部分的に統合する
(具体的に:)
3. その他 ()

問 26 問 25 にご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため 2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため 4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
5. 利用者にとって有益と思われるため 6. その他 ()

問 27 電動車椅子と座位保持装置について、種目分類を統合するとした場合、課題がありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 課題がある 2. 課題はない 3. わからない

問 28 問 27 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる 2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる 4. 福祉財源を圧迫してしまう

5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる 6. その他（ ）

問 29 **座位保持装置もしくは電動車椅子**の製作に係る企画・見積作成の際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、**どの関係機関との連携・相談が必要**と感ずますか。現在連携している機関も含めて、該当するものをご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

1. 医療機関（更生相談所を除く） 2. 更生相談所 3. 都道府県 4. 市区町村
5. 他の製作事業者・製作事業者団体 6. その他（ ）

（3）種目「座位保持装置」

問 30 **座位保持装置**について、**複数の補装具製作に係る企画・見積作成をしてよいかどうか**で迷い、困ることがあります。また、どの程度困りますか。（○は a～d それぞれ 1 つ、合計 4 つ）

※困る頻度は、座位保持装置の製作に係る企画・見積作成を行う機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。
（例：3 件/年の機会のうち、3 件とも困る場合には「1. とても困る」に○）

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問 31 問 30 の a、c のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

（ ）

問 32 種目の採用についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し（例：立位保持装置を座位保持装置から種目として分けるなど）
5. その他（ ）

問 33 問 32 にて「4. 種目分類の見直し」とご回答いただいた方にお伺いします。座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるものは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 立位保持装置 2. 臥位保持装置 3. 伏臥位保持装置 4. その他（ ）

問 34 問 32 にて「4. 種目分類の見直し」とご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため 2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため 4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
5. 利用者にとって有益と思われるため 6. その他（ ）

問 35 座位保持装置の種目を分ける場合、課題はありますか。（あてはまるもの 1 つに○）

1. 課題がある	2. 課題はない	3. わからない
----------	----------	----------

問 36 問 35 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる	2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる	4. 福祉財源を圧迫してしまう
5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる	6. その他 ()

Ⅲ. 工夫について

(1) 類似補装具の製作に係る企画・見積作成をするための工夫

問 37 機能が類似する補装具の製作に係る企画・見積作成を困らないようにするために、貴社にて行っている取組についてご記入ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 独自の基準やマニュアル等を作成し活用している	2. 厚生労働省の通知文書や HP を活用している
3. 補装具費支給事務ガイドブックを活用している	4. 研修や勉強会を実施している
5. 関係機関との連携強化に向けた取り組み (情報共有等)	
6. その他独自の工夫・取組 ()	

Ⅳ. その他の課題について

(1) その他の課題

問 38 次の選択肢の中で、課題であると感じるものはどれですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 種目の中で、実質付属品であるものが存在する (例：頭部保持具は実質、座位保持椅子の付属品である)
2. 基準価格が実態の製品価格から乖離している (例：座位保持椅子、起立保持具等)
3. 対象が障害児の場合は、必要に応じて市区町村は更生相談所への助言を求めることとされており、プロセスや判定が市区町村や場合によって異なる
4. 座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難
5. 補装具支給後、フォローする仕組みがなく、本当に利用者の社会復帰に役立ったのかわからない
6. 座位保持椅子は児童補装具であるため、18 歳以上の障害者方の要望に対応できずに困る。(特に車載用等)
7. 起立保持具は児童補装具であるため、18 歳以上の障害者方の要望に対応できずに困る。
8. その他 ()

Ⅴ. ご回答いただいた方の属性について

(1) ご回答いただいた方の属性(ヒアリングや、ご回答のお問い合わせのため活用させていただきます。)

問 39 ご回答いただいた方についてご記入ください。

氏名		役職	
電話番号		e-mail アドレス	
ヒアリングの可否 (○は 1 つ)	1. ヒアリングの対応は可能		2. ヒアリングの対応は不可

以上でアンケートは終了です。ご協力頂きまして誠にありがとうございました。お手数をお掛け致しますが、**令和3年12月20日(月)までに必着**となるよう、同封した返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。

2 アンケート調査表（更生相談所票）

令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「補装具費支給制度における姿勢保持に関連する補装具の機能に関する調査研究」

「姿勢保持に関連する補装具における困りごとの実態調査」

ご回答方法

- ・貴団体において、補装具の判定業務をご担当されている方がご回答頂きますようお願い致します。
- ・あてはまる選択肢を○（マル）で囲んでください。
- ・（ ）内には具体的な数値、用語、名称等をご記入ください。
- ・（ ）内に数値を記入する設問で、該当無しは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ・令和3年10月31日現在の状況についてお答えください。
- ・本アンケートでは身体障害者及び18歳以上の難病患者等を「身体障害者」と呼び、身体障害児及び18歳未満の難病患者等を「身体障害児」と呼ぶものとしてお答えください。

I. 貴団体情報について

(1) 団体名・体制

問1 貴団体・組織名をご記入ください。

()

問2 貴団体において、補装具の判定業務に携わっている方の職種・人数・平均経験年数をご記載ください。

※車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具の判定に関与している方の人数を記載ください。義肢装具等の判定にのみ関与している方の人数は含みません。

※常勤、非常勤の人数は、小数点第2位以下は切り捨て、小数点第1位まで記載ください。（例：3.25人⇒3.2人と記載）

※職種が重複する場合には業務の関わりにより、およその人数換算数を分けて記載ください。

（例：理学療法士0.8人 リハエンジニア0.2人）

※各職種の平均経験年数には、車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具の判定に関与している各人の経験年数の合計を人数で割った数値を記載ください。

職種	常勤		非常勤	
	人数	平均経験年数	人数	平均経験年数
1.医師	()人	()年	()人	()年
2.理学療法士	()人	()年	()人	()年
3.作業療法士	()人	()年	()人	()年
4.言語聴覚士	()人	()年	()人	()年
5.義肢装具士	()人	()年	()人	()年
6.身体障害者福祉司	()人	()年	()人	()年
7.リハエンジニア	()人	()年	()人	()年
8.一般事務職	()人	()年	()人	()年

9.その他	()人	()年	()人	()年
-------	------	------	------	------

(2) 判定件数

問3 昨年度（令和2年度）の貴団体における姿勢保持に関連する補装具の判定の件数をご記入ください。

種目	直接判定件数	書類判定件数
1.座位保持装置	()件	()件
2.車椅子（オーダーメイド）	()件	()件
3.車椅子（レディメイド）	()件	()件
4.電動車椅子	()件	()件
5.座位保持椅子	()件	()件
6.起立保持具	()件	()件
7.頭部保持具	()件	()件

Ⅱ. 姿勢保持に関する補装具の判定における困り事・解決の方向性について

(1) 座位保持装置と車椅子

問4 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、どちらの種目を採用するか迷い、困ることがありますか。またどの程度困りますか。（○はa～dそれぞれ1つ、合計4つ）

※困る頻度は、座位保持装置と車椅子の判定をする機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。

（例：3件/年の機会のうち、3件とも困る場合には「1. とても困る」に○）

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る 2. 時々困る 3. ほとんど困らない
	b.困り具合	1. とても困る 2. 少し困る 3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る 2. 時々困る 3. ほとんど困らない 4. 判定を行っていない
	d.困り具合	1. とても困る 2. 少し困る 3. ほとんど困らない 4. 判定を行っていない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問5 問4のa、cのいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 障害像に適切な種目の判断に苦慮するため | 2. 座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため |
| 3. 種目によって完成用部品の有無が異なるため | 4. 種目によって付属品が異なるため |
| 5. 種目によって修理項目が異なるため | 6. 種目によって価格が異なるため |
| 7. 種目によって利用者に届くまでの早さが異なるため | 8. 種目によって耐用年数が異なるため |
| 9. 種目によって採型、採寸の必要性が異なるため | 10. 自治体によって判定結果が異なるため |
| 11. 対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため | |
| 12. その他（ | ） |

問6 問5で「4. 種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方にお伺いします。どの付属品について困りますか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. 張り調整や座面モールド形状などの身体支持部 | 2. 身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品 |
| 3. テーブルやその他の付属品 | 4. その他 () |

問7 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、関係機関への連携・相談をしていますか。(○は連携・相談先ごとに1つ)

連携・相談先	連携・相談のしやすさ			
1.医療機関（更生相談所を除く）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
2.他の更生相談所	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
3.都道府県	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
4.市区町村	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
5.製作事業者・製作事業者団体	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
6.その他（以下にご記入ください）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
()				

問8 問7でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのように連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|----------------|----------------|--------------------|
| 1. 定期的な連絡会議の実施 | 2. 担当者間のメール・電話 | 3. 情報システムを活用した情報共有 |
| 4. その他 () | | |

問9 問7でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのような内容の連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | | |
|------------------|------------------|-----------------|-----------|
| 1. 障害の状況に適した補装具 | 2. 補装具の使用場所・使用頻度 | 3. 補装具の必要性 | 4. 補装具の構造 |
| 5. 補装具の機能 | 6. 付属品・完成用部品の構造 | 7. 付属品・完成用部品の機能 | |
| 8. 付属品・完成用部品の必要性 | 9. 価格・補装具の保持状況 | | |
| 10. その他 () | | | |

問10 問7でいずれかの機関と「3. あまり連携・相談していない」「4. 連携・相談していない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|-------------------|--------------------|-------------|
| 1. 自組織内で完結できるため | 2. 連絡のタイミングが合わないため | 3. 窓口が不明なため |
| 4. 相談してよいかわからないため | 5. その他 () | |

問11 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | |
|---|
| 1. リーフレット・HP 等での制度の周知 |
| 2. 全国で統一した支給基準の作成 |
| 3. 関係機関との連携の強化 |
| 4. 種目分類の見直し(例：移動機能がある座位保持装置は車椅子(種目)へ統合するなど) |
| 5. その他 () |

問12 問11で「4. 種目分類の見直し」と回答いただいた方にお伺いします。車椅子と座位保持装置について、どのように見直したほうが良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を1つに統合する
2. 車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を部分的に統合する
（具体的に： _____ ）
3. その他（ _____ ）

問 13 問 12 にご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため
2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため
4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
5. 利用者にとって有益と思われるため
6. その他（ _____ ）

問 14 車椅子と座位保持装置について、種目分類を統合とした場合、課題がありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 課題がある
2. 課題はない
3. わからない

問 15 問 14 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる
2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる
4. 福祉財源を圧迫してしまう
5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる
6. その他（ _____ ）

問 16 座位保持装置もしくは車椅子を判定する際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、どの関係機関との連携・相談が必要と感じますか。現在連携している機関も含めて、該当するものをご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

1. 医療機関（更生相談所を除く）
2. 他の更生相談所
3. 都道府県
4. 市区町村
5. 製作事業者・製作事業者団体
6. その他（ _____ ）

(2) 座位保持装置と電動車椅子

問 17 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、どちらの種目を採用するか迷い、困ることがありますか。またどの程度困りますか。（○は a～d それぞれ 1 つ、合計 4 つ）

※困る頻度は、座位保持装置と電動車椅子の判定をする機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。
（例：3 件/年の機会のうち、3 件とも困る場合には「1. とても困る」に○）

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない	
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない	
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない	4. 判定を行っていない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない	4. 判定を行っていない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問 18 問 17 の a、c のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 障害像に適切な種目の判断に苦慮するため
2. 座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため
3. 種目によって完成用部品の有無が異なるため
4. 種目によって付属品が異なるため
5. 種目によって修理項目が異なるため
6. 種目によって価格が異なるため
7. 種目によって利用者に届くまでの早さが異なるため
8. 種目によって耐用年数が異なるため
9. 種目によって採型、採寸の必要性が異なるため
10. 自治体によって判定結果が異なるため

11. 対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため

12. その他（

）

問 19 問 18で「4. 種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方にお伺いします。どの付属品について困りますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 張り調整や座面モールド形状などの身体支持部 2. 身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品
3. テーブルやその他の付属品 4. その他 ()

問 20 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、関係機関への連携・相談をしていますか。(○は連携・相談先ごとに1つ)

連携・相談先	連携・相談のしやすさ			
1.医療機関（更生相談所を除く）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
2.他の更生相談所	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
3.都道府県	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
4.市区町村	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
5.製作事業者・製作事業者団体	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
6.その他（以下にご記入ください）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
()				

問 21 問 20でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのように連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 定期的な連絡会議の実施 2. 担当者間のメール・電話 3. 情報システムを活用した情報共有
4. その他 ()

問 22 問 20でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのような内容の連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 障害の状況に適した補装具 2. 補装具の使用場所・使用頻度 3. 補装具の必要性 4. 補装具の構造
5. 補装具の機能 6. 付属品・完成用部品の構造 7. 付属品・完成用部品の機能
8. 付属品・完成用部品の必要性 9. 価格・補装具の保持状況
10. その他 ()

問 23 問 20でいずれかの機関と「3. あまり連携・相談していない」「4. 連携・相談していない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自組織内で完結できるため 2. 連絡のタイミングが合わないため 3. 窓口が不明なため
4. 相談してよいかわからないため 5. その他 ()

問 24 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し（例：移動機能がある座位保持装置は電動車椅子（種目）へ統合するなど）
5. その他 ()

問 25 問 24 で「4. 種目分類の見直し」と回答いただいた方にお伺いします。電動車椅子と座位保持装置について、どのよう
 に見直したほうが良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を1つに統合する
- 2. 電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を部分的に統合する
 (具体的に:)
- 3. その他()

問 26 問 25 にご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため
- 2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
- 3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため
- 4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
- 5. 利用者にとって有益と思われるため
- 6. その他()

問 27 電動車椅子と座位保持装置について、種目分類を統合とした場合、課題がありますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 課題がある
- 2. 課題はない
- 3. わからない

問 28 問 27 にて「課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる
- 2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
- 3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる
- 4. 福祉財源を圧迫してしまう
- 5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる
- 6. その他()

問 29 座位保持装置もしくは電動車椅子を判定する際、どちらの種目を採用するか迷い、困る場合において、どの関係機関との連携・相談が必要と感じますか。現在連携している機関も含めて、該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 医療機関(更生相談所を除く)
- 2. 他の更生相談所
- 3. 都道府県
- 4. 市区町村
- 5. 製作事業者・製作事業者団体
- 6. その他()

(3) 種目「座位保持装置」

問 30 座位保持装置について、複数支給の判定をしてよいかどうかで迷い、困ることがあります。また、どの程度困りますか。
 (○は a~d それぞれ 1 つ、合計 4 つ)

※困る頻度は、座位保持装置の判定をする機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。

(例: 3 件/年の機会のうち、3 件とも困る場合には「1. とても困る」に○)

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない	
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない	
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない	4. 判定を行っていない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない	4. 判定を行っていない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問 31 問 30 の a, c のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺い
 します。困る理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

()

問 32 種目の判定についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し(例:立位保持装置を座位保持装置から種目として分けるなど)
5. その他()

問 33 問 32 にて「4. 種目分類の見直し」とご回答いただいた方にお伺いします。座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるものは何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 立位保持装置
2. 臥位保持装置
3. 伏臥位保持装置
4. その他()

問 34 問 32 にて「4. 種目分類の見直し」とご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため
2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため
4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
5. 利用者にとって有益と思われるため
6. その他()

問 35 座位保持装置の種目を分ける場合、課題はありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 課題がある
2. 課題はない
3. わからない

問 36 問 35 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる
2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる
4. 福祉財源を圧迫してしまう
5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる
6. その他()

Ⅲ. 工夫について

(1) 類似補装具を判定するための工夫

問 37 機能が類似する補装具の判定を困らないようにするために、貴団体にて行っている取組についてご記入ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 独自の基準やマニュアル等を作成し活用している
2. 厚生労働省の通知文書や HP を活用している
3. 補装具費支給事務ガイドブックを活用している
4. 研修や勉強会を実施している
5. 関係機関との連携強化に向けた取り組み(情報共有等)
6. その他独自の工夫・取組()

IV. その他の課題について

(1) その他の課題

問 38 次の選択肢の中で、課題であると感じるものはどれですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 種目の中で、実質付属品であるものが存在する(例: 頭部保持具は実質、座位保持椅子の付属品である)
2. 基準価格が実態の製品価格から乖離している(例: 座位保持椅子、起立保持具等)
3. 対象が障害児の場合は、必要に応じて市区町村は更生相談所への助言を求めることとされており、プロセスや判定が市区町村や場合によって異なる
4. 座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難
5. 補装具支給後、フォローする仕組みがなく、本当に利用者の社会復帰に役立ったのかわからない
6. 座位保持椅子は児童補装具であるため、18歳以上の障害者方の要望に対応できずに困る。(特に車載用等)
7. 起立保持具は児童補装具であるため、18歳以上の障害者方の要望に対応できずに困る。
8. その他()

V. ご回答いただいた方の属性について

(1) ご回答いただいた方の属性(ヒアリングや、ご回答のお問い合わせのため活用させていただきます。)

問 39 ご回答いただいた方についてご記入ください。

氏名		役職	
電話番号		e-mail アドレス	
ヒアリングの可否 (○は1つ)	1. ヒアリングの対応は可能		2. ヒアリングの対応は不可

以上でアンケートは終了です。ご協力頂きまして誠にありがとうございました。お手数をお掛け致しますが、**令和3年12月20日(月)までに必着**となるよう、同封した返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。

3 アンケート調査表（市区町村票）

令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「補装具費支給制度における姿勢保持に関連する補装具の機能に関する調査研究」

「姿勢保持に関連する補装具における困りごとの実態調査」

ご回答方法

- ・貴団体において、補装具の申請受理・支給決定業務をご担当されている方がご回答頂きますようお願い致します。
- ・あてはまる選択肢を○（マル）で囲んでください。
- ・（ ）内には具体的な数値、用語、名称等をご記入ください。
- ・（ ）内に数値を記入する設問で、該当無しは「0（ゼロ）」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ・令和3年10月31日現在の状況についてお答えください。
- ・本アンケートでは身体障害者及び18歳以上の難病患者等を「身体障害者」と呼び、身体障害児及び18歳未満の難病患者等を「身体障害児」と呼ぶものとしてお答えください。

I. 貴団体情報について

(1) 団体名・体制

問1 貴団体・組織名をご記入ください。

()

問2 貴団体において、補装具の申請受理・支給決定業務に携わっている方の職種・人数・平均経験年数をご記載ください。

※車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具において、利用者からの申請を受理する前の相談開始段階から、最終的に支給決定を行うプロセスに携わっている方の人数を記載ください。義肢装具等の申請受理・支給決定にのみ関与している方の人数は含みません。

※常勤、非常勤の人数は、小数点第2位以下は切り捨て、小数点第1位まで記載ください。（例：3.25人⇒3.2人と記載）

※職種が重複する場合には業務の関わりにより、およその人数換算数を分けて記載ください。

（例：理学療法士0.8人 リハエンジニア0.2人）

※各職種の平均経験年数には、車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関する補装具の申請受理（相談を含む）・支給決定に関与している各人の経験年数の合計を人数で割った数値を記載ください。

職種	常勤		非常勤	
	人数	平均経験年数	人数	平均経験年数
1.医師	()人	()年	()人	()年
2.理学療法士	()人	()年	()人	()年
3.作業療法士	()人	()年	()人	()年
4.言語聴覚士	()人	()年	()人	()年
5.義肢装具士	()人	()年	()人	()年
6.身体障害者福祉司	()人	()年	()人	()年
7.リハエンジニア	()人	()年	()人	()年
8.一般職（事務系）	()人	()年	()人	()年
9.一般職（福祉系）	()人	()年	()人	()年

10.その他	()人	()年	()人	()年
--------	------	------	------	------

(2) 申請受理・支給決定件数

問3 昨年度（令和2年度）の貴団体における姿勢保持に関連する補装具の申請受理・支給決定の件数をご記入ください。

種目	申請受理・支給決定件数
1. 座位保持装置	()件
2. 車椅子（オーダーメイド）	()件
3. 車椅子（レディメイド）	()件
4. 電動車椅子	()件
5. 座位保持椅子	()件
6. 起立保持具	()件
7. 頭部保持具	()件

II. 姿勢保持に関する補装具の申請受理・支給決定における困り事・解決の方向性について

(1) 座位保持装置と車椅子

問4 **座位保持装置もしくは車椅子**の申請受理・支給決定の際、例えば、「判定は座位保持装置であるが、車椅子と機能が類似しておりどちらが適切か、判断がつかない」というように、判定された座位保持装置もしくは車椅子について、支給が妥当かを迷い、困ることがありますか。またどの程度困りますか。（○はa～dそれぞれ1つ、合計4つ）
 ※困る頻度は、座位保持装置と車椅子の申請を受理・支給を決定する機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。
 （例：3件/年の機会のうち、3件とも困る場合には「1. とても困る」に○）

①対象が障害者の場合	a. 困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	b. 困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c. 困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	d. 困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない

以下の設問は、**障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。**

問5 問4のa、cのいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1. 障害像に適切な種目の判断に苦慮するため | 2. 座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため |
| 3. 種目によって完成用部品の有無が異なるため | 4. 種目によって付属品が異なるため |
| 5. 種目によって修理項目が異なるため | 6. 種目によって価格が異なるため |
| 7. 種目によって利用者に届くまでの早さが異なるため | 8. 種目によって耐用年数が異なるため |
| 9. 種目によって採型、採寸の必要性が異なるため | 10. 自治体によって判定結果が異なるため |
| 11. 対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため | |
| 12. その他 () | |

問6 問5で「4. 種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方にお伺いします。どの付属品について困りますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 張り調整や座面モールド形状などの身体支持部 2. 身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品
3. テーブルやその他の付属品 4. その他（ ）

問 7 **座位保持装置もしくは車椅子**の申請受理・支給決定の際、どちらの種目が妥当か迷い、困る場合において、関係機関への連携・相談をしていますか。（○は連携・相談先ごとに1つ）

連携・相談先	連携・相談のしやすさ			
1.医療機関（更生相談所を除く）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
2.更生相談所	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
3.都道府県	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
4.他の市区町村	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
5.製作事業者・製作事業者団体	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
6.その他（以下にご記入ください）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
（ ）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない

問 8 問 7 でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのように連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

1. 定期的な連絡会議の実施 2. 担当者間のメール・電話 3. 情報システムを活用した情報共有
4. その他（ ）

問 9 問 7 でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのような内容の連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

1. 障害の状況に適した補装具 2. 補装具の使用場所・使用頻度 3. 補装具の必要性 4. 補装具の構造
5. 補装具の機能 6. 付属品・完成用部品の構造 7. 付属品・完成用部品の機能
8. 付属品・完成用部品の必要性 9. 価格・補装具の保持状況
10. その他（ ）

問 10 問 7 でいずれかの機関と「3. あまり連携・相談していない」「4. 連携・相談していない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。該当するものをご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

1. 自組織内で完結できるため 2. 連絡のタイミングが合わないため 3. 窓口が不明なため
4. 相談してよいかわからないため 5. その他（ ）

問 11 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し（例：移動機能がある座位保持装置は車椅子（種目）へ統合するなど）
5. その他（ ）

問 12 問 11 で「4. 種目分類の見直し」と回答いただいた方にお伺いします。車椅子と座位保持装置について、どのように見直したほうが良いと思いますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を1つに統合する

2. 車椅子（種目）と座位保持装置（種目）を部分的に統合する
（具体的に： ）

3. その他（ ）

問 13 問 12 にご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため 2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため 4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
5. 利用者にとって有益と思われるため 6. その他（ ）

問 14 車椅子と座位保持装置について、種目分類を統合とした場合、課題がありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 課題がある 2. 課題はない 3. わからない

問 15 問 14 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる 2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる 4. 福祉財源を圧迫してしまう
5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる 6. その他（ ）

問 16 **座位保持装置もしくは車椅子**の申請受理・支給決定の際、どちらの種目が妥当か迷い、困る場合において、**どの関係機関との連携・相談が必要**と感じますか。現在連携している機関も含めて、該当するものをご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

1. 医療機関（更生相談所を除く） 2. 更生相談所 3. 都道府県 4. 他の市区町村
5. 製作事業者・製作事業者団体 6. その他（ ）

(2) 座位保持装置と電動車椅子

問 17 **座位保持装置もしくは電動車椅子**の申請受理・支給決定の際、例えば、「判定は座位保持装置であるが、電動車椅子と機能が類似しておりどちらが適切か、判断がつかない」というように、判定された座位保持装置もしくは電動車椅子について、支給が妥当かを迷い、困ることがありますか。またどの程度困りますか。（○は a～d それぞれ 1 つ、合計 4 つ）
※困る頻度は、座位保持装置と電動車椅子の申請を受理・支給を決定する機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。
（例：3 件/年の機会のうち、3 件とも困る場合には「1. とても困る」に○）

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問 18 問 17 の a, c のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。（あてはまるもの全てに○）

1. 障害像に適切な種目の判断に苦慮するため 2. 座位保持装置と車椅子の機能が類似しているため
3. 種目によって完成用部品の有無が異なるため 4. 種目によって付属品が異なるため
5. 種目によって修理項目が異なるため 6. 種目によって価格が異なるため
7. 種目によって利用者に届くまでの早さが異なるため 8. 種目によって耐用年数が異なるため

9. 種目によって採型、採寸の必要性が異なるため 10. 自治体によって判定結果が異なるため
 11. 対象者が障害児の場合には、更生相談所の判定がないため
 12. その他 ()

問 19 問 18 で「4. 種目によって付属品が異なるため」とご回答いただいた方にお伺いします。どの付属品について困りますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 張り調整や座面モールド形状などの身体支持部 2. 身体支持部を構成するパッドやクッションなどの付属品
 3. テーブルやその他の付属品 4. その他 ()

問 20 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、どちらの種目が妥当か迷い、困る場合において、関係機関への連携・相談をしていますか。(○は連携・相談先ごとに1つ)

連携・相談先	連携・相談のしやすさ			
1.医療機関（更生相談所を除く）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
2.更生相談所	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
3.都道府県	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
4.他の市区町村	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
5.製作事業者・製作事業者団体	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
6.その他（以下にご記入ください）	1. 十分に連携・相談している	2. 概ね連携・相談している	3. あまり連携・相談していない	4. 連携・相談していない
()				

問 21 問 20 でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのように連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 定期的な連絡会議の実施 2. 担当者間のメール・電話 3. 情報システムを活用した情報共有
 4. その他 ()

問 22 問 20 でいずれかの機関と「1. 十分に連携・相談している」「2. 概ね連携・相談している」と回答した方にお伺いします。関係機関へどのような内容の連携・相談を行っていますか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 障害の状況に適した補装具 2. 補装具の使用場所・使用頻度 3. 補装具の必要性 4. 補装具の構造
 5. 補装具の機能 6. 付属品・完成用部品の構造 7. 付属品・完成用部品の機能
 8. 付属品・完成用部品の必要性 9. 価格・補装具の保持状況
 10. その他 ()

問 23 問 20 でいずれかの機関と「3. あまり連携・相談していない」「4. 連携・相談していない」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。該当するものをご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自組織内で完結できるため 2. 連絡のタイミングが合わないため 3. 窓口が不明なため
 4. 相談してよいかわからないため 5. その他 ()

問 24 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
 2. 全国で統一した支給基準の作成

3. 関係機関との連携の強化

4. 種目分類の見直し（例：移動機能がある座位保持装置は電動車椅子（種目）へ統合するなど）

5. その他（

）

問 25 問 24 で「4. 種目分類の見直し」と回答いただいた方にお伺いします。電動車椅子と座位保持装置について、どのように見直したほうが良いと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を1つに統合する
- 2. 電動車椅子(種目)と座位保持装置(種目)を部分的に統合する
(具体的に:)
- 3. その他()

問 26 問 25 にご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため
- 2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
- 3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため
- 4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
- 5. 利用者にとって有益と思われるため
- 6. その他()

問 27 電動車椅子と座位保持装置について、種目分類を統合とした場合、課題がありますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. 課題がある
- 2. 課題はない
- 3. わからない

問 28 問 27 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる
- 2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
- 3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる
- 4. 福祉財源を圧迫してしまう
- 5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる
- 6. その他()

問 29 座位保持装置もしくは電動車椅子の申請受理・支給決定の際、どちらの種目が妥当か迷い、困る場合において、どの関係機関との連携・相談が必要と感じますか。現在連携している機関も含めて、該当するものをご回答ください。(当てはまるもの全てに○)

- 1. 医療機関(更生相談所を除く)
- 2. 更生相談所
- 3. 都道府県
- 4. 他の市区町村
- 5. 製作事業者・製作事業者団体
- 6. その他()

(3) 種目「座位保持装置」

問 30 座位保持装置について、複数支給を決定してよいかどうかの判断で迷い、困ることがあります。また、どの程度困りますか。(○はa~dそれぞれ1つ、合計4つ)

※困る頻度は、座位保持装置の申請を受理・支給を決定する機会全体を分母と捉え、割合をご回答ください。
(例: 3件/年の機会のうち、3件とも困る場合には「1. とても困る」に○)

①対象が障害者の場合	a.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	b.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない
②対象が障害児の場合	c.困る頻度	1. 頻繁に困る	2. 時々困る	3. ほとんど困らない
	d.困り具合	1. とても困る	2. 少し困る	3. ほとんど困らない

以下の設問は、障害者と障害児の区別なく、当てはまるものについてお答えください。

問 31 問 30 の a, c のいずれか、もしくは両方で「1. 頻繁に困る」または「2. 時々困る」とご回答いただいた方にお伺いします。困る理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

()

問 32 種目の妥当性についての判断に迷うことを解決するために適切と思われる手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. リーフレット・HP 等での制度の周知
2. 全国で統一した支給基準の作成
3. 関係機関との連携の強化
4. 種目分類の見直し(例:立位保持装置を座位保持装置から種目として分けるなど)
5. その他()

問 33 問 32 にて「4. 種目分類の見直し」とご回答いただいた方にお伺いします。座位保持装置と種目を分けた方が良いと考えるものは何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 立位保持装置
2. 臥位保持装置
3. 伏臥位保持装置
4. その他()

問 34 問 32 にて「4. 種目分類の見直し」とご回答いただいた方にお伺いします。その理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が申請受理・支給決定の判断をしやすくなるため
2. 更生相談所にとって判定しやすくなるため
3. 製作事業者が企画・見積を作成しやすくなるため
4. 福祉財源をより有効活用できるようになるため
5. 利用者にとって有益と思われるため
6. その他()

問 35 座位保持装置の種目を分ける場合、課題はありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 課題がある
2. 課題はない
3. わからない

問 36 問 35 で「1. 課題がある」と回答した方にお伺いします。それは、どのような課題ですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 市区町村が支給決定の判断をしにくくなる
2. 更生相談所にとって判定しにくくなる
3. 製作事業者が企画・見積作成をしにくくなる
4. 福祉財源を圧迫してしまう
5. 利用者に必要な補装具が支給できなくなる
6. その他()

Ⅲ. 工夫について

(1) 類似補装具の申請受理・支給決定を判断するための工夫

問 37 機能が類似する補装具の申請受理・支給決定の判断を困らないようにするために、貴団体にて行っている取組についてご記入ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 独自の基準やマニュアル等を作成し活用している
2. 厚生労働省の通知文書やHPを活用している
3. 補装具費支給事務ガイドブックを活用している
4. 研修や勉強会を実施している
5. 関係機関との連携強化に向けた取り組み(情報共有等)
6. その他独自の工夫・取組()

IV. その他の課題について

(1) その他の課題

問 38 次の選択肢の中で、課題であると感じるものはどれですか。(あてはまるもの全てに○)

1. 種目の中で、実質付属品であるものが存在する(例: 頭部保持具は実質、座位保持椅子の付属品である)
2. 基準価格が実態の製品価格から乖離している(例: 座位保持椅子、起立保持具等)
3. 対象が障害児の場合は、必要に応じて市区町村は更生相談所への助言を求めることとされており、プロセスや判定が市区町村や場合によって異なる
4. 座位保持装置の完成用部品の種類が多すぎるため、必要性の判断や比較検討が困難
5. 補装具支給後、フォローする仕組みがなく、本当に利用者の社会復帰に役立ったのかわからない
6. 座位保持椅子は児童補装具であるため、18歳以上の障害者方の要望に対応できずに困る。(特に車載用等)
7. 起立保持具は児童補装具であるため、18歳以上の障害者方の要望に対応できずに困る。
8. その他()

V. ご回答いただいた方の属性について

(1) ご回答いただいた方の属性(ヒアリングや、ご回答のお問い合わせのため活用させていただきます。)

問 39 ご回答いただいた方についてご記入ください。

氏名		役職	
電話番号		e-mail アドレス	
ヒアリングの可否 (○は1つ)	1. ヒアリングの対応は可能		2. ヒアリングの対応は不可

以上でアンケートは終了です。ご協力頂きまして誠にありがとうございました。お手数をお掛け致しますが、**令和3年12月20日(月)までに必着**となるよう、同封した返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。

厚生労働省 令和3年度
障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度における姿勢保持に関連する
補装具の機能に関する調査研究
報告書

令和4年（2022年）3月

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9階・10階
Tel 03-3221-7011（代表）
FAX 03-3221-7022